

第1 はじめに

佐世保市立中学校における、教職員への懲戒処分、学校生活・登下校中の救急搬送事例、中学生の非行・虞犯等の事例の件数及び内容について調査を行った。教職員への懲戒処分、学校生活・登下校中の救急搬送事例については各年度に生じた事例の概要を記載するが、中学生の非行・虞犯等の事例については、プライバシーの保護の点から大まかな概要を記載するにとどまる。

第2 平成29年度から令和3年度の期間における教職員への懲戒処分

1 概要

平成29年度から令和3年度における懲戒処分は3件であった。

2 戒告案件（令和3年7月 対象者：教諭）

被処分者は、令和3年5月26日、顧問である野球部の部活動指導において、練習時刻になっても練習に参加せず、部室の中で着替えもせずに歌を歌っていたり、ふざけあっていたりした野球部員11名に対して、部室の扉を外から閉めて施錠し、そのままの状態にした。

15分後、当該教諭がボールを取りに部室に行った際、謝罪や反省の弁が聞かれるかもしれないと思ったが、そのままの状態であったため、再度施錠し、17時35分までの1時間25分にわたって、生徒を部室内に閉じ込める行為を行った。

なお、被処分者は、令和元年5月、他校生徒に人権を侵害する発言を行った行為により校長による指導を受け、さらに令和2年3月には自校の生徒への体罰により佐世保市教育委員会の指導を受け、令和2年4月から令和3年3月までの1年間、「体罰の再発防止のための指導力向上研修」を受講したにもかかわらず、研修期間終了後、教訓化できず約2ヶ月で再び本事案を行っている。

かかる行為は、教職員としての自覚に欠ける行為であるばかりか、教育に対する信用を著しく失墜させるものであり、地方公務員法第33条に違反し、かつ全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当するとされた。

3 停職2ヶ月（令和4年7月 対象者：教諭）

被処分者は、令和3年10月15日（金）の18時00分頃、同校グラウンド付近において、十分な事実確認をしないまま、被害生徒が別の生徒にいじめをしたものと思い込み、強い口調で指導し、頬を1回平手で叩き、髪を掴む体罰を行った。その後、部活動を終了させた後、再度被害生徒を呼び出し、強い口調で指導し、足元を払い倒した。さらに、平手で頭を一発叩き、頬を片手で掴んで、バックネットフェンスに押し付ける体罰を行った。

このことにより、被処分者は、傷害罪で罰金30万円の略式命令を受け、納付した。

また、被処分者は、令和元年11月頃、県教育委員会の相談窓口にて、被処分者の日頃の指導の件で相談した生徒2名に対して、胸ぐらを掴んだり、平手で頭を叩いたりしたことが新たに明らかになった。

なお、被処分者は、平成26年3月に体罰により懲戒「戒告」処分を受けているにもかかわらず、体罰によらない指導へと改善をはかることができず、上記の行為を行った。

かかる行為は、教職員としての自覚に欠ける行為であるばかりか、教育に対する信用を著しく失墜させるものであり、地方公務員法第33条に違反し、かつ全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当するとされた。

4 免職案件（令和4年7月 対象者：教諭）

被処分者は、令和3年10月17日（日）、相手が18歳未満ということを知りながら、現金を渡して児童買春を行い、令和4年5月11日（水）に逮捕された。本人もそれを事実として認め、罰金50万円の略式命令がな

された。かかる行為は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が禁じる行為であるとともに、児童生徒及び保護者の信頼を裏切り、教育に対する信用を著しく失墜させるもので、地方公務員法第33条に違反し、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為に該当するとされた。

【意見】

教職員への懲戒処分のうち、2件が生徒への体罰を理由としている。そして、両事案とも、これまで繰り返し体罰を行っていた経緯がある。体罰は有害であるという意識をより向上させるため、教職員への研修を一層充実させるべきである。また、体罰の案件を早期に発見するため、被害にあっている生徒や目撃した教職員・生徒が通報できる窓口（通報を躊躇しないように、当該学校以外の窓口に通報できる仕組みが望ましく、また通報時には匿名での相談を受け付けるべきである。）を設置し、広く周知すべきであると考えます。

第3 学校生活・登下校中の救急搬送事例

1 平成29年度

(1) 学校生活中 12件

番号	負傷程度	原因及び概要
1	右足首脱臼、右足腓骨2本骨折、 右足首内側靭帯断裂	試合中相手と接触し、体勢を崩して転倒したため。
2	熱中症と貧血 2人ともに点滴後退院	体育活動中、2人とも体調を崩したため。
3	低体温症、除脈、摂食障害	水泳授業中、具合が悪くなり保健室で休むが、回復しなかったため。
4	意識喪失（1時間ほどで回復）	太もも内側の痛み・手足の感覚がないとの訴えがあったため。
5	熱中症・過呼吸	部活動中手足がけいれんし、意識朦朧となったため。
6	転倒による腰痛（持病もあり）、 頭痛 頭部検査の異常なく退院。	階段を踏み外して5段ほど転落し、頭痛も訴えたため。
7	胸部中央あたりの激しい動悸。	朝読書中、胸部の痛みを訴えたため。
8	脳震盪、後頭部打撲・擦過傷、全身痙攣、泡を吐く。	体育の授業中、後方に転倒し後頭部を床で強打したため。
9	てんかんによる発作、膝と顎の擦過傷。	野外活動中友人たちと遊んでいたところ、てんかんの発作を発症したため。

10	過呼吸夜による手足のしびれ	体育授業後、息苦しくなり、手足がしびれたため。
11	頭部(右目上部)付近の打撲 軽い脳震盪	頭部右目上付近を友人の臀部にぶつけ、痛みが治まらなかったため。
12	上顎版の歯の破折 鼻根部骨折	休み時間に、転倒して顔面を強打し、出血。歯が折れていたため、歯医者で治療したが、その後具合が悪くなったため。

(2) 登下校中 4件

番号	負傷程度	原因及び概要
1	右膝軟骨の骨折・手術	自転車で学校へ登校中、濡れた路面で右折する際、前輪が滑り転倒したため。
2	右眉付近の裂傷(2針縫合) 右膝付近の擦過傷	国道を横断しているところを車と接触して転倒したため。
3	右頬骨骨折、右頬・膝等に擦過傷(C T異常なし)	歩行中。後ろから来た軽ワゴンのサイドミラーと接触し転倒したため。
4	負傷なし。	祖父の車に乗車中、直進しているところを右折車と接触したため。

2 平成30年度

(1) 学校生活中 11件

番号	負傷程度	原因及び概要
1	呼吸困難と腹部負傷	部活中、ボールが腹部に直接当たり、呼吸困難となり、痙攣が見られたため。
2	過呼吸症状と左股関節の痛み	部活の試合終了後、股関節の激痛により過呼吸症状となったため。
3	痙攣と意識朦朧	授業中、突然意識消失。その後、意識が朦朧としていたため。
4	熱中症の疑い	練習終了後体調不良となり、熱中症が疑われたため。
5	軽度の熱中症、左額にたんこぶ。	部活中、指示を聞いているときに倒れ額を地面で打ち、足が痙攣したため。
6	脱水症及び熱中症の疑い	部活中、体調不良により見学をしていたが、悪化したため。
7	意識朦朧	授業中、体調不良のため教室の床に横になり、反応がなかったため。
8	激しい腹痛	腹痛を訴え保健室に来室後、痛みが激しく改善しないため。
9	手足の痙攣、激しい呼吸 過呼吸の診断	部活中のランニング後、倒れたため。
10	なし (便がたまっている)。	腹痛を訴えてトイレに行ったが、その後痛みが激しくなり倒れたため。

11	首や腰に擦過傷	部活動の見学中気を失い、後ろ向きに倒れると同時に階段を踏み外し落下し壁などに頭をぶつけていたため。
----	---------	---

(2) 登下校中

平成30年度は登下校中の救急搬送事例なし。

3 平成31年度（令和元年度）

（1）学校生活中 10件

番号	負傷程度	原因及び概要
1	腰骨骨折	プールサイドを歩いていた時に足を滑らせ、腰、肘、口を強打したため。
2	なし	下校中に意識が朦朧となり倒れたため。
3	太腿の骨折 手術のため入院	部活動の準備中、卓球台のバランスが倒れ、当該生徒の上に倒れ、その際に脚を強打したため。
4	左脚膝関節下部骨折	授業中、走り高跳びのバーで足を強打したため。
5	癲癇の疑い 脳波・MRI検査異常なし。	帰りの会の途中意識が朦朧とし前方に倒れ痙攣を起こし、無意識状態が続いたため。
6	腰付近打撲	試合中に相手選手と激しく接触し、試合後、右腕に痺れを感じたため。
7	手足のしびれ、頭痛	体育の授業後、頭痛、吐き気、腹痛を訴えて保健室へ来室。手足のしびれを訴えたため。
8	右手首骨折	昼休みに鉄棒で遊んでいた際に、着地に失敗しお尻と右手を強打したため。

9	負傷なし	テスト中に腹痛を訴える。一か月前に受けた盲腸の手術痕の痛みが強かったため。
10	負傷なし	体育の授業後、胸の痛みを訴え、心臓付近の痛みだったため。

(2) 登下校中 2件

番号	負傷程度	原因及び概要
1	手のひらと足の脛に擦過傷	歩道を下校中、後進してきた車と接触し、転倒したため。
2	擦過傷	登校中、見通しの悪い曲がり角で前方から走行してきた車と接触したため。

4 令和2年度

(1) 学校生活中 15件

番号	負傷程度	原因及び概要
1	てんかんの初期との診断	給食の際に過呼吸状態になり、椅子に座れなくなった。その後意識が混濁し、痙攣を起こしたため。
2	大腿骨骨折	校舎から出ようとした際につまずき転倒し、大腿部の激痛を訴えたため。
3	右肩骨折、大腿部骨折	松葉杖を使用して廊下を歩行中、滑って転倒したため。
4	頭部強打・吐き気あり	部活動中に相手と接触。バランスを崩し、お尻から後ろに倒れて頭部を強打し吐き気を訴えたため。
5	熱中症	授業のあと、体調不良を訴えたため。
6	頭部3針縫合	登校後、てんかんの発作で意識が朦朧となり、教室の壁の角部分で後頭部を打ち、裂傷を負ったため。
7	熱中症	部活動の練習中に体調不良を訴え、吐き気や手などの痙攣が起こったため。
8	体調不良	部活動の練習中に手のしびれを訴えたため。
9	左顎関節ひび	体育大会の閉会中、着座から立った際に、前方へ倒れたため。

10	右腕 尺骨・橈骨の骨折	ダンス練習の中での隊形移動時にほかの人の足と交錯し、転倒したため。
11	前歯欠損（3年男子） 裂傷（2年男子）	当該生徒同士が、部活動の練習中に接触したため。
12	負傷なし	授業開始時の挨拶時にふらつき、その場で倒れこみ、寒気を訴え、脈拍・血圧低下が見られたため。
13	軽い脱水症状	授業開始のあいさつ時にふらつき、その場に座り込んだため。
14	てんかん	短学活中椅子から滑り落ちるように倒れ、意識がない状態で痙攣があったため。
15	頭部裂傷	部活動中相手と接触し、その勢いで体育館の柱で頭部を打った。その際出血があり、傷口が開いていたため。

（2）登下校中 4件

番号	負傷程度	原因及び概要
1	負傷なし	下校中に走行してきた車のミラーと被害生徒の左肩が接触したため。
2	なし	自転車で通学途中、停車していたバスと乗用車の間を抜けて、右側の歩道に渡ろうとした際、走行してきた軽自動車の前部左側に接触し、転倒したため。

3	負傷なし	登校中に路側帯白線の内側を歩行中、 対面から来た車のドアミラーと左腕が 接触したため。
4	負傷なし	下校中、交差点内で左側から来た軽自 動車と左腕にかけていたバッグと左腕 が接触し転倒したため。

5 令和3年度

(1) 学校生活中 14件

番号	負傷程度	原因及び概要
1	過呼吸及び意識の混濁 (異常なし)	友人と下校中、裏門付近で座り込み、意識の消失や過呼吸があったため。
2	焦点性てんかん	保健室に向かう途中に倒れたため。
3	過呼吸発作及び意識の混濁 (異常なし)	部活終了後、体調不良を訴えたため。
4	熱中症	部活動の試合の際、応援中に体調不良を訴えたため。
5	熱中症	部活動終了後(バスケットボール)片付け中に体調不良を訴えたため。
6	右頬上部打撲 脳震盪	昼休み、走ってきた児童と接触し転倒、保健室に来室後、嘔吐したため。
7	左手甲の火傷	理科の授業中、手元に漏れてきたプロパンガスに引火し、操作をしていた当該生徒の左手甲に火が及んだため。
9	熱中症	授業中体調不良を訴え、保健室に来室。本人の様子を確認し、搬送が必要と判断したため。
10	熱中症	昼食終了後、机に伏せ、意識が朦朧としていると判断をしたため。

11	右脛骨筋維骨端線・骨折	長縄に引っ掛かり、膝から転倒し、本人が動けなかったため
12	右側頭部打撲	体育の授業中倒れ、休ませて様子を見たが、過呼吸がひどかったため。
13	過呼吸・意識消失・咳・両手のけいれん※ぜんそくの持病有り	体育の授業後、呼吸の乱れ、咳、両手の痙攣があったため。
14	肝臓の損傷	休み時間に校舎内で転倒し、腹部を会談で打ち付け、痛みがひどかったため。

(2) 登下校中 3件

番号	負傷程度	原因及び概要
1	けがなし	下校中横断歩道を歩行していたところ、自動車に接触し転倒したため。
2	外傷なし	登校中、離合のため歩道側によってきた乗用車を避けようとしたが、左上腕部に接触したため。
3	頭部、肘の打撲	下校中、青信号の横断歩道を歩行していたところ、交差点に侵入してきた自動車に接触し転倒したため。
4	足首の骨折	登校中、前方から来た対向車の右部分と被害者の右足が接触したため。

【意見】

- 1 熱中症の案件が散見される。授業・部活動においては、生徒に対して熱中症対策の指導を十分に行うとともに、すぐに水分補給ができるようにあらかじめ飲料水を準備していく（例えば、学校・部活動ごとにクーラーボックスを準備し、飲み物をいつでも取り出せるようにしておく）などの対策が必要と考えられる。
- 2 部活動中などにおける怪我が散見される。怪我の発生そのものを止めるのは難しいとしても、適切な応急処置ができるように準備をしておくべきである。教職員のほか、生徒や保護者（部活動等を見学している場合があるようである）に対しても、適切な応急措置ができるように研修を実施する必要があると考える。
- 3 登下校中の交通事故も毎年散見される。生徒に対しては、改めて交通ルールを周知徹底する指導を改めて行うとともに、交通量の多い道路、見通しが悪い交差点などを確認し、危険な箇所のマップを作成し、保護者や生徒に配布するなど、交通事故に遭わないように周知活動を徹底すべきである。

第4 中学生の非行・虞犯等

1 各年度の件数・概要

(1) 平成29年度

H29年度 32件	
かみそりによる自傷行為	家庭連絡し刃物の厳重保管依頼、カウンセリング、児童相談所および青少年教育センター情報共有
窃盗（洗濯物）	被害者が警察通報し補導、保護者が被害宅で謝罪、カウンセリング、職員指導
暴力行為	保護者召喚、校長以下指導、被害者宅へ家庭訪問（謝罪拒否）、教育委員会および青少年教育センター職員による校内巡視、警察への相談、別室登校
不純異性交遊（妊娠）	病院助産師による指導、保護者召喚、学校生活への配慮
家庭内暴力	保護者通報による警察緊急保護、児相一時保護（日曜日の体育大会のみ参加）、復帰後見守り
家出	本人の通報による警察保護、保護者召喚、校長以下職員による指導
対教師暴力（ピアスを外すよう指導中）	教頭が警察に通報、児童相談所一時預かり、校長以下職員による指導
深夜徘徊、建造物侵入（他校のプール）	警察補導、保護者召喚、校長以下職員による指導
無賃乗車	警察による補導、保護者召喚、校長以下指導、バス会社への謝罪と弁償

対教師暴力（異装やピアスの指導中）	当日下校させ夜に保護者本人召喚、校長以下職員による指導
深夜徘徊、建造物侵入（自校のプール）	警察補導、保護者召喚、校長以下職員による指導
家出、自転車盗	警察保護、保護者ととともに登下校、校長以下職員による指導
家出、未成年者誘拐被害	警察保護（大阪）、児童相談所一時保護、校長以下職員による指導、カウンセリング
深夜徘徊、建造物侵入（他校のプール）、喫煙飲酒	警察補導、保護者召喚、校長以下職員による指導
家出	保護者召喚、校長以下職員による指導、児相相談
窃盗	警察補導、保護者召喚、校長以下職員による指導、カウンセリング
家出、深夜徘徊	警察保護、児童相談所一時保護、保護者召喚、校長以下職員による指導
家出	友人宅で警察保護、保護者召喚、校長以下職員による指導
建物器物破損	事件のアンケート実施、自ら名乗り出る、警察補導、保護者召喚、校長以下職員による指導、被害者への謝罪
窃盗（保護者のカード利用、財布から現金抜き取り）	保護者自ら学校に相談、発達センター相談、児童相談所相談、該当生徒から物品等を受け取った生徒保護者への指導
窃盗（洗濯物）	警察補導、保護者召喚、校長以下職員による指導、児

	童相談所相談
家出	警察保護、児童相談所相談、家庭訪問、こども発達センター相談
火災原因（子供だけのクッキー調理）	校長以下職員による安否確認、生徒保護者への励ましや精神面のケア
トイレ盗撮、SNS への掲載	保護者召喚、校長以下職員による指導、被害者への謝罪、被害家族を含めたカウンセリング
校内でのカッターナイフによる脅し	別室登校指導、警察による事情聴取、児童相談所通告、カウンセリング
家庭内暴力	児童相談所一時保護、保護者召喚、発達センター相談
家出、家庭のお金の持ち出し	警察通報、保護者召喚、校長以下職員による指導、カウンセリング
校内への刃物持ち出し、自傷行為未遂	家庭訪問し保護者への引き渡し、児童相談所通告及び一時保護、子ども子育て応援センター相談、精神的不安定があり登校自粛
窃盗（下着）	警察補導、保護者召喚、校長以下職員による指導、職員間だけで情報共有、部外秘とし全職員での見守り、外部窓口は管理職のみ
家出（複数回）	警察へ通報補導、青少年教育センター連携、保護者召喚、教頭以下職員による指導
異性のトイレ覗き	発達センター受診、児童相談所相談、カウンセリング、保護者召喚、副校長以下職員による指導、加害生徒自宅待機
刃物による威嚇	保護者召喚、校長以下職員による指導、スクールサポーター相談

(2) 平成30年度

H30年度 31件	
家庭内暴力	警察通報、児相一時保護、校長以下職員による指導
窃盗、万引き（複数回）	保護者召喚、校長以下職員による指導、保護者に店舗への謝罪弁償要請、警察への同行
家出	翌朝学校に登校し警察保護者と交えて協議、校長以下職員による指導、子育て応援センター相談、カウンセリング
対教師暴力、器物破損	警察通報補導、保護者召喚、校長以下職員による指導、要対協開催、県北少年サポーターや青少年教育センター及びPTAとの連携、別室登校
家出（友人宅に2泊）	警察通報、警察による指導、担任等による本人保護者への指導
他校とのトラブル（5名授業時間に向く）	該当校へ複数名の職員を派遣、生徒3名は保護者を呼び帰宅し2名は学校で指導、校長以下職員による指導
無免許運転	警察の補導、校長以下職員による指導、保護者への指導
暴力（鼻底骨折）	行政書士を交えた示談、保護者召喚、校長以下職員による指導と謝罪の場の提供
万引き	保護者召喚、校長以下職員による指導
家出	警察保護、児相一時保護、担任を中心に面会
暴力行為（1年前の塾内）、動画撮影および	警察聴取、弁護士による示談、職員による生徒への指導、被害生徒への別室対応

び SNS 拡散	
性交渉	保護者召喚、校長以下職員による指導、保護者間協議の場の提供、通院、カウンセリング
家出	警察保護、保護者召喚、教頭以下職員による指導
万引き	警察補導、保護者召喚、校長以下職員による指導、店舗への謝罪、通級教室や児童相談所と相談連携
暴力行為、セクハラ行為	保護者召喚、校長以下職員による指導、保護者間の謝罪の場の提供、児童相談所相談（改善プログラム）
家出、深夜徘徊	警察保護、教頭以下職員による指導、保護者連絡
万引き	警察補導、保護者召喚、校長以下職員による指導、店舗への謝罪、カウンセリング
窃盗（鍵）、住居侵入	警察補導、保護者召喚、校長以下職員による指導、カウンセリング、児童相談所相談
万引き	警察補導、保護者召喚、校長以下職員による指導、カウンセリング
暴力行為	保護者召喚、保護者間の話し合い、警察への相談、PTAとの連携
家出、不純異性交遊（断続的複数回）	警察との連携（長期複数回）、児童相談所一時保護複数回（知能検査、精神科診察等）、保護者召喚、校長以下職員による指導や相談
家出	警察保護、児童相談所一時保護、家庭訪問
家庭内暴力	警察通報、児童相談所一時保護、家庭訪問、保護者本人への助言
家出	警察保護、家庭訪問し保護者本人への指導、カウンセリング

家出	警察保護、教頭以下職員による指導
家出	県外警察保護、児童相談所通告、心理検査、保護者本人への指導
家出	警察保護、児童相談所一時保護、保護者本人への指導
家庭内暴力	警察通報、児童相談所一時保護、本人への指導
わいせつ画像の SNS 発信と要求	保護者召喚、校長以下職員による指導、学級等全体への指導
のこぎり持参し家を飛び出す	警察保護、児童相談所一時保護、青少年教育センター連携
家出	警察保護、警察による保護者指導、家庭訪問し生徒への指導、見守りと声掛け

(3) 平成31年度(令和元年度)

R元年度 9件	
不純異性交遊	保護者召喚、児童相談所相談保護
家出、深夜徘徊(複数回)	警察の補導、児童相談所預かり、保護者召喚、要対協
窃盗	保護者本人謝罪、児童相談所相談及び改善のための継続指導
家出(他県)、深夜徘徊	警察の補導、児童相談所預かり、保護者召喚、要対協
児童ポルノ法違反	警察の事情聴取、保護者召喚
窃盗(万引き)	警察の補導、保護者召喚、教頭以下職員による指導
器物破損、傷害(投石、エアガン)(複数回)	警察の補導、保護者召喚、校長以下職員による指導
深夜徘徊(複数回)	警察の補導、児童相談所預かり、保護者召喚
刃物による恐喝	保護者召喚、校長以下職員による指導、子ども発達センター受診、持ち物検査、情緒安定のための対処

(4) 令和2年度

R2年度 18件	
モニメントに黒スプレー落書き	生徒・保護者への指導、家庭訪問
早岐警察署へのいたずら電話	警察による捜査と指導、職員による指導
家出	職員による発見、警察の事情聴取、職員による指導
深夜徘徊、外泊	児童相談所預かり
自転車盗	警察による補導、教頭以下職員による再発防止指導
わいせつ	保護者召喚、児童相談所相談、要対協、別教室登校
喫煙	保護者召喚、校長以下職員による指導
家出	保護者が警察に相談、児童相談所対応
SNSを使ったわいせつ画像等の配信	保護者召喚、校長以下職員による指導、メディア安全指導員による防止教室開催
深夜徘徊、外泊、家出（他県）	保護者が警察に通報、警察保護、児童相談所対応
侮辱、障害、名誉棄損 ※スプーン	警察や弁護士等への相談、保護者召喚、校長以下職員の指導、学年集会等の指導
わいせつ動画強要、なりすまし	要対協、弁護士相談示談、サポートセンター相談
深夜徘徊（有職少年と長崎市）	保護者召喚、児童相談所相談
深夜徘徊	警察保護、児童相談所通告一時保護
女兒へのわいせつ	警察の聴取、保護者召喚、校長以下職員による指導
他中との喧嘩、暴力	救急連絡、警察聴取、保護者召喚、別室対応

事案	
刃物による恐喝	児童相談所相談、警察相談、全生徒への安全指導、保護者召喚
性的動画視聴強要等	保護者召喚、要対協

(5) 令和3年度

R3年度 14件	
女兒のトイレ盗撮 (外部施設)	警察聴取、検察庁送検、職員見守り、カウンセリング
わいせつ画像強要拡散、なりすまし	警察聴取、保護者召喚、校長以下職員による指導
家出	警察保護、要対協の実施、保護者召喚、校長以下職員による指導
対教師暴力	保護者召喚、校長以下職員による指導
わいせつ行為	児童相談所相談(再非行防止プログラム)、警察の聴取、校長以下職員による指導、要対協
展示物破損	学校保護者による謝罪、校長以下職員による指導
対人暴力	警察の事情聴取、不起訴、保護者召喚、校長以下職員による指導、家庭訪問
家出、不純異性交遊	警察保護、保護者召喚、校長以下職員による指導、カウンセリング、SSW相談
対教師暴力	警察通報、保護者召喚、校長以下職員による指導と協議、家庭訪問、別室対応
わいせつ行為	保護者召喚、校長以下職員による指導、別室での対応、カウンセリング、児童相談所相談
成人宅(異性)への 外泊(複数回)	家庭訪問、子育て応援センター相談、カウンセリング、別室での対応
家出	警察保護、児童相談所一時保護、家庭訪問
トイレのぞき	学年職員による指導、保護者召喚、校長以下職員による指導

不純異性交遊	保護者召喚、校長以下職員による指導、該当校との連携、子育て応援センター相談、SSW相談
--------	---

【意見】

- 1 非行虞犯等の案件は、生徒本人の規範意識の鈍麻のみならず、生徒の障害、いじめ、家庭環境、貧困など様々な問題が複合的に絡み合っている可能性がある。そのため、教職員だけでなく周囲の生徒から情報収集を常に行うとともに、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、医療機関、弁護士会など他職種が連携して様々な問題を総合的に解決するための仕組み作りを行うべきである。また、そういった他職種の連携は、現場の教職員（特に、そういった方法で問題を解決した経験の無い教職員）としてはイメージがつかないと考えられるので、教職員の研修において、児童相談所や弁護士会等と連携し、模擬ケース会議などを実施して研鑽を積ませるべきである。
- 2 SNSを使ったわいせつ画像等の配信、わいせつ画像強要拡散など、インターネット関連の事案が散見される。現代社会においてインターネットやSNSは不可欠の要素であり、それ自体を排除することは困難であるが、利用方法によっては生徒に大きな損害を生じかねないものである。インターネット・SNSを利用した動画拡散等には大きなリスクが伴うことを周知徹底する必要があるので、問題が生じる前より警察署や弁護士会などと連携し、各校が定期的に研修・授業を行うべきである。
- 3 現状、佐世保市の市立中学校の予算配分上、法教育、性教育、ICTリテラシーが占める部分は甚だ少ないと思われる。その是正検討の上、後述の「第6部 教育DXの改革案等」にて、特別授業アーカイブ作成を提案していることから、これにも留意していただきたい。

第5部

佐世保市立中学校の往査

第1章 監査の観点・方法

これまで、佐世保市立中学校の財務及び事務執行につき、統括機関である佐世保市教育委員会を対象とする検証を行ったところであるが、市立中学校制度の両輪として、現場である中学校の検証も不可欠である。そこで、外部監査人は、佐世保市立中学校の中から4校を選定し、監査を行った。選定にあたっては、佐世保市の地域的特性に着目し、北部地区から江迎中学校、中部地区から清水中学校、南部地区から広田中学校、離島の宇久中学校を選抜した。これらの監査については、事前に各中学校に関する資料提供を受け、同資料を基に照会を行い、また、各中学校への現地視察を行った。

第2章 市立中学校往査：清水中学校

1 清水中学校概要



(1) 学校沿革概要

昭和22年4月1日に元陸軍重砲兵連隊の兵舎を校舎利用して開校した。昭和33年から昭和35年にかけて鉄筋コンクリート造新校舎改築工事を行っている。平成25年にJRC(青少年赤十字)へ加盟した。平成29年に創立70周年となっている。

清水中学校区としては、地域や小学校とのつながりが強く、五校会(現在は、大久保小、清水小、春日小、清水中の4校)や健全育成会などで子供の成長や安全を見守っている。

(2) 地形的特徴

本校は、佐世保市の中心部に位置する。清水中学校の敷地は市道・公共用地に囲まれており、佐世保市役所をはじめとして、佐世保市総合教育センターや子ども・女性・障害者支援センターなど行政機関や文教施設が多く集まる佐世保市中心部に立地している。

(3) 学級編成と生徒数推移

学 年	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
1 年	8 4	8 9	1 0 9	8 3	7 8
2 年	8 8	8 4	8 6	1 0 9	8 3
3 年	9 3	8 9	8 0	8 6	1 0 7
特別支 援学級	7	5	7	4	2 0
合 計	2 7 2	2 6 7	2 8 2	2 8 2	2 7 8
学級数	3	3	3	3	3

(4) 職員編成

清水中学校の教員数は24名である。

2 調査事項

- (1) 学校の概況等
- (2) 学校施設改善要望
- (3) 予算額・支払額・不用額について
- (4) 学校図書室の状況
- (5) 就学援助費支給状況
- (6) 特別支援教育就学奨励費支給状況
- (7) 学校給食費の徴収状況
- (8) 校則（生徒・生徒心得を含む）
- (9) 部費・修学旅行費積立金など生徒私費負担の管理状況
- (10) P T A会費の管理状況
- (11) 学区・通学路
- (12) 教室内での冷暖房稼働状況
- (13) その他（G I G Aスクールについて）

3 学校の概況・学校施設

(1) 学校の概況

学校の沿革、立地、生徒数、職員数等については上記1のとおりである。

(2) 学校施設について

全体的に施設が相当老朽化している。令和3年から現校舎を建替工事中であり、令和6年度の2学期に完成予定であるとのことである。新校舎の

設計にあたっては、現状の校舎で支障となっていたバリアフリーに関する問題等を改善できるよう要望につき採用されたとのことである。

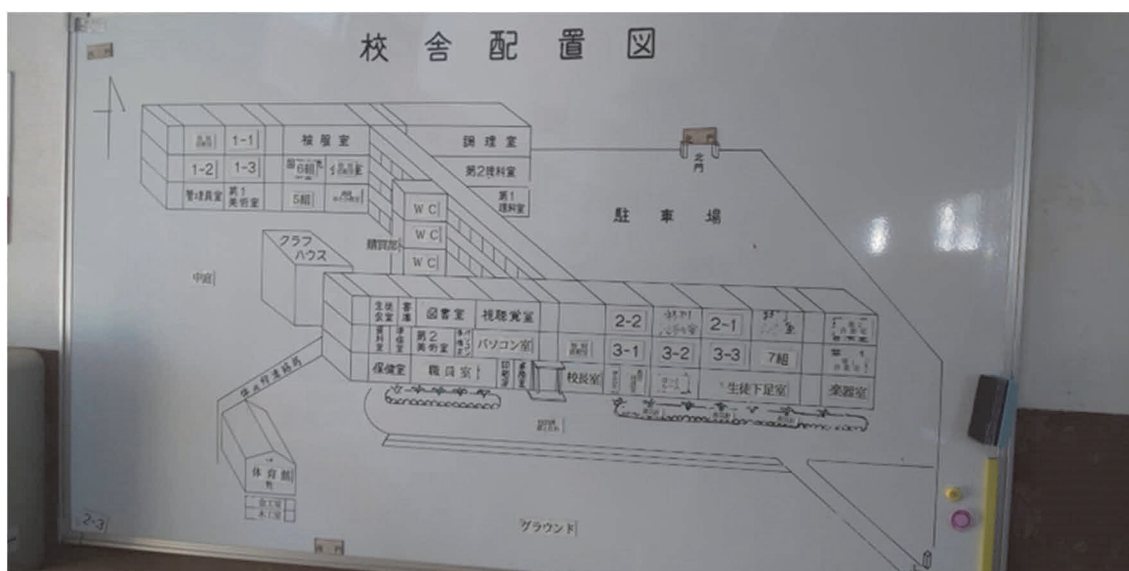
工事の関係で、生徒の移動の導線が若干不便になっているところがある。また工事車両の出入りがあるため、警備による誘導や、生徒・保護者に工事箇所への侵入をしないよう指導したり、生徒の登校時間を調整したりするなどして安全確保しているとのことである。

4 学校施設改善要望（校長会要望を含む。）

(1) 前論

上記3のとおり、校舎は建替え工事中であるため、現在の校舎（昭和35年建設）についてコメントする。

現状の校舎の配置図は以下のとおりである。清水中学校への往査の際、校舎に備え付けられていた配置図を撮影したものである。



(2) 各所の壁

校舎全体が一見して老朽化が進んでいるおり、校舎各所の壁には大きなヒビが入っている。往査の際にひび割れがある場所を適宜写真撮影しているが、破損箇所は多数に及んでいるため、本報告書に添付されたひび割れはその破損箇所の一部に過ぎないことを念のため付言しておく。



(3) 雨漏り

清水中学校においては複数の教室の天井や壁から雨漏りが発生している。雨漏りが生じた場合には備品や教材などを撤去し、タオルを敷いて対応している。

風雨の後には大量に水が溜まっており、タオルで拭いているものの、床の色は変色している。生徒達で雨を拭くという無駄な作業が生じている。また、生徒の机や私物が濡れる恐れがある。



(4) 警報器

清水中学校では警備会社による警報器が設置されており、夜間休日に問題があった場合には、校長や教頭に連絡が来る体制となっている。

しかしながら、原因は不明であるものの、警報器の誤作動が続いているようである。誤作動は深夜にも発生することがあるため、夜中でも校長・教頭、警備会社職員が出動しなければいけないことがある。警報器が作動した場合の警報音は大きく、近隣住民にも聞こえるようである。清水中学校としては、警備会社や近隣住民にも迷惑がかかっていること、本当の緊急時に正常に作動するのか懸念している。

(5) エアコン

老朽化によりエアコンの故障が相次いでおり、特別教室では図書室を

除いてエアコンは故障している。扇風機を購入して対応しているが、これを稼働しても夏場は28～30度程度になり、とても暑いとのことである。そして、1階の特別教室にはエアコンの設置が無い。

また、エアコンが作動する教室でも効きが悪い。特に校舎の3階になると夏場は高温になる（設定温度を23度にしてようやく涼しくなる）。

（6）防火シャッター

校舎3階の防火シャッターは閉まらないため、防火対策に懸念がある。



（7）1階の屋根が無い部分

清水中学校では校舎1階に特別支援学級があり、静かな環境が望まれるため、基本的に特別支援学級の教室前の廊下の使用を制限している。そのため、美術館や部室等に行くための通路が中庭側になるが、屋根が無い場合雨や雪の場合に生徒が濡れてしまうので、屋根の設置を求める声がある。



(8) 廊下の棚

生徒が荷物を置いているのはロッカーではなく廊下の棚である。蓋がないため、荷物が丸見えで乱雑な印象を否定できないうえ、私物の紛失などのリスクがある。



【意見】

(1) 雨漏りについては教材・備品の損傷、生徒の転倒のおそれ、カビなどの健康被害のおそれを、エアコンについては熱中症のおそれを否定できず、生徒の学習環境を害していると評価できる。確かに、新校舎が令和6年に完成予定であり、将来的には解消される見込みとはいえ、新校舎が完成するまでの生徒達の学習環境が害され続けることが許容

されるわけではない。そのため、新校舎完成前であっても、現在の校舎について雨漏りの箇所の補修工事、エアコンの設置を早急に行うことが必要であると考えられる。

(2) 警報器は生徒教員の生命・身体・財産の保護のために必要な機器であり、正常に作動するか否か不安であると、安全に学校生活を送るのが困難になる。また、誤作動により教員に無用の負担をかけると、本来の教員の業務に差し障りが出る可能性もある。そのため、誤作動の原因が不明であるならば、機器の一新を検討すべきである。

(3) 防火シャッターが閉まらない件について、実際に火災が生じた場合に生徒が被る危険性を考慮すると、新校舎完成前であっても早急に対応することが必要であると考えられる。消防署などの関係機関と協議の上で、防火シャッターの修繕等を早急に行うべきである。また、その余の防火設備についても、有効に機能するかを改めて確認し、速やかに修繕等を行うべきである。

5 予算額・支払額・不用額について

(1) 清水中学校の昨今の予算額・支払額・不用額は以下のとおりである。

※平成29年度

47年度	29-29				29-30				29-31				29-32				29-33				29-34				29-35				計							
	国庫				道庁				県庁				市庁				町庁				村庁				合計											
	中	県	市	町	中	県	市	町	中	県	市	町	中	県	市	町	中	県	市	町	中	県	市	町	中	県	市	町	中	県	市	町				
11 国庫	01 国庫	1,789,893	0	0	0	690,000	0	349,176	0	0	0	0	100,000	0	100,700	12	47,400	14,845	472,245	0	577,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,575,383	442,645	5,708,111	854		
	02 国庫	170,655	54,892	204,747	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170,655	54,892	204,747	0		
	03 国庫	18,000	0	18,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,000	0	18,000	0	
	04 国庫	93,500	0	93,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93,500	0	93,500	0	
	05 国庫	949,000	74,845	914,845	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	949,000	74,845	914,845	0
	06 国庫	100,000	0	99,994	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56,700	0	17,400	19,300	399,000	0	204,223	194,767	0	0	0	545,700	0	341,597	204,182
12 国庫	01 国庫	77,000	0	77,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77,000	0	77,000	0	
	04 国庫	60,700	492	61,252	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,700	492	61,252	0	
国庫	42,000	0	18,000	30,000	0	0	0	129,600	12,200	142,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170,400	12,200	153,300	30,000	
国庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150,000	0	149,699	304	
国庫	142,500	111,892	254,392	0	265,000	0	163,894	221,659	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	427,500	385,292	493,723	221,659	
国庫	32,000	0	19,000	13,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,000	0	19,000	13,000	
計	5,692,349	422,812	5,744,425	42,128	690,000	0	519,816	221,884	129,600	12,200	142,500	0	100,000	0	100,700	12	47,400	14,845	472,245	0	633,000	0	17,400	19,300	399,000	0	204,223	194,767	150,000	0	149,699	304	7,690,948	769,569	8,242,945	399,583

※平成30年度

47年度	30-29				30-30				30-31				30-32				30-33				30-34				計											
	国庫				道庁				県庁				市庁				町庁				村庁				合計											
	中	県	市	町	中	県	市	町	中	県	市	町	中	県	市	町	中	県	市	町	中	県	市	町	中	県	市	町	中	県	市	町				
11 国庫	01 国庫	1,891,571	137,134	5,708,645	0	690,000	0	349,176	1,821	0	0	100,100	0	101,899	12	767,300	13,681	770,981	0	693,366	0	17,400	19,300	399,000	0	204,754	1,079,114	0	0	0	0	5,611,232	492,569	6,020,819	1,821	
	02 国庫	199,425	0	199,425	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	199,425	0	199,425	21
	03 国庫	18,000	0	17,966	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,000	0	17,966	122
	04 国庫	111,500	0	110,000	1,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111,500	0	110,000	1,500
	05 国庫	900,000	0	945,266	54,424	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	900,000	0	945,266	54,424
	06 国庫	100,000	7,372	107,372	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56,000	0	19,300	19,300	399,000	0	222,210	21,759	0	0	0	595,000	138,859	616,874	21,759
12 国庫	01 国庫	81,000	0	81,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81,000	0	81,000	0
	04 国庫	69,200	0	69,212	5,420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69,200	0	69,212	5,420
国庫	39,600	0	34,950	4,650	0	0	0	142,500	0	124,400	18,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102,100	0	139,450	22,350
国庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150,000	0	134,904	95	
国庫	439,185	122,292	602,466	0	439,600	0	361,200	67,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	877,785	222,292	919,666	67,400
国庫	36,600	0	19,000	21,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,600	0	19,000	21,600	
計	5,691,171	609,228	5,759,665	67,895	700,000	0	699,379	69,221	142,500	0	124,400	18,000	100,100	0	100,899	12	767,300	13,681	770,981	0	693,366	0	17,400	19,300	399,000	0	204,754	1,079,114	150,000	0	134,904	95	8,720,963	694,466	9,159,755	206,954

※令和元年度

科目名	27-28				27-29				27-30				27-31				27-40				27-55				28-5				28-55				合 計										
	通算費				特別費				奨励金				奨励費				通算費				小計2)				給付金				補助金				各種収入				繰上金						
	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円							
児童育成	01 児童育成費	5399,225	286,349	1,985,514	0	400,000	0	362,242	31,758	0	0	0	0	0	101,462	6,257	107,719	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,294,866	492,444	1,229,735	104,825				
	02 教材費	257,245	0	109,082	68,094	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	257,245	0	109,082	68,094				
	03 食費	18,000	0	17,540	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,000	0	17,540	460			
	04 印刷機具費	147,500	0	147,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	147,500	0	147,500	0		
	05 印刷機具費	940,000	757,225	1,697,225	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	940,000	757,225	1,697,225	0		
	06 印刷機具	100,000	0	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	
児童養護	01 児童養護費	89,000	0	66,836	22,164	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89,000	0	66,836	22,164			
	04 生活費	76,800	794	77,594	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76,800	794	77,594	0		
児童福祉	児童福祉費	45,400	0	29,700	15,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	142,500	116,840	25,660	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	188,000	0	144,400	43,600	
児童福祉	01 児童福祉費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124,900	0	124,900	0	
児童福祉	01 児童福祉費	217,443	71,119	288,562	0	295,400	12,263	307,663	0	0	0	0	0	0	114,947	0	95,000	19,947	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49,600	0	49,600	0
児童福祉	01 児童福祉費	32,500	0	32,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,500	0	32,500	0
計	5,493,775	1,225,485	6,599,183	1,201,771	695,400	12,303	669,960	37,753	142,500	0	116,840	25,660	215,500	6,257	202,719	19,647	93,600	2,895	134,493	0	116,800	174,855	1,394,700	115,660	500,000	12,954	362,954	0	134,900	0	134,900	294	8,900,124	1,673,960	11,305,493	518,575							

※令和2年度

科目名	27-28				27-29				27-30				27-31				27-40				27-55				28-5				28-55				合 計											
	通算費				特別費				奨励金				奨励費				通算費				小計2)				給付金				補助金				各種収入				繰上金							
	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円	千 円	円						
児童育成	01 児童育成費	5,715,135	301,452	4,679,970	0	400,000	0	349,997	0	0	0	0	0	0	341,000	24,000	365,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,278,867	325,452	4,324,967	130,042		
	02 教材費	265,869	0	109,082	156,787	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	265,869	0	109,082	156,787	
	03 食費	23,000	0	22,500	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,000	0	22,500	500	
	04 印刷機具費	130,000	0	130,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	130,000	0	130,000	0	
	05 印刷機具費	1,710,000	1,494,621	3,204,621	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,710,000	1,494,621	3,204,621	0	
	06 印刷機具	100,000	0	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000	0	100,000	0	
児童養護	01 児童養護費	111,000	0	111,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111,000	0	111,000	0	
	04 生活費	100,700	112	100,812	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,700	112	100,812	112		
児童福祉	児童福祉費	44,900	0	28,200	16,700	0	0	152,200	0	152,200	0	0	0	0	116,650	116,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	168,850	0	184,950	16,100	
児童福祉	01 児童福祉費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129,000	0	129,000	0		
児童福祉	01 児童福祉費	291,550	55,667	347,217	0	291,000	56,200	463,200	0	0	0	0	0	0	61,000	0	61,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78,550	54,200	132,750	64,800
児童福祉	01 児童福祉費	32,500	0	32,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,500	0	32,500	0	
計	6,721,234	301,452	5,719,016	1,206,282	699,000	12,400	686,600	62,012	152,200	0	164,200	24,000	365,000	6,257	202,719	19,647	93,600	2,907	134,700	0	116,650	175,005	1,509,700	115,660	500,000	12,954	362,954	0	134,900	0	134,900	294	8,900,124	1,673,960	11,305,493	518,575								

光熱水費は前年度の実際の実績に応じて割り当てられるが、令和元年度に大幅に水道代が増えたため令和2年度、令和3年度も多額の予算となったということである。なお、令和元年度に水道代が増えた理由については、当時調査を行ったものの、原因は不明とのことであった。

6 就学援助費の支給状況

(1) 令和3年度 就学援助費支給内容

令和3年度 就学援助費支給内容（単位：円）は以下の通りである。

学校名	新入学用品費		学用品費		通学用品費		通学費		医療費		修学旅行費		給食費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
清水中学校	1	60,000	63	1,431,990	44	99,880	0	0	10	84,250	23	644,000	63	3,049,365	204	5,369,485

(2) 清水中学校における就学援助費の特徴

就学援助費のうち他校と比較して若干医療費が高くなっていることから確認したところ、就学援助費そのものについては、入学前の学校説明会と入学式で案内をしており、医療費については、該当する人に対して担任から個別にアナウンスを行っているため、申請件数が増えているものと考えられる、とのことであった。

就学援助費支給は、教員が申請書の受付をし、内容や添付資料を確認の上で市役所に提出している。書類の不備があると学校に差し戻され、再度各家庭に補正をお願いするという作業を行っている。多忙な家庭も多く対応が遅れたり補正のやり取りが複数回に上ったりするなど、多大な時間を要しており教員の負担となっている。また、就学援助費申請の手続きでは、家族の生年月日、勤務先、預金口座の番号など、本来の学校教育では不要な個人情報を取得することになるが、これが適切であるか

という懸念もある。

【意見】

- (1) 就学援助費申請の手続きに関しては、学校が各家庭に対して配慮し、就学援助費の交付が必要な家庭に行き渡っていたと思われる。しかしながら、当該事務作業が相当程度学校側の負担になっており、授業内容の精査など教員が本来取り組むべき時間を圧迫している可能性が判明した。就学援助費申請の手続は佐世保市役所・教育委員会の方で直接対応する方法を検討すべきである。
- (2) 就学援助費申請の手続において必要な、家族の生年月日、勤務先、預金口座の番号など、本来の学校教育では不要な個人情報を教員が目にするのが適切であるか疑問である。そのため、個人情報保護の点でも、就学援助費申請の手続は佐世保市役所・教育委員会の方で直接対応する方法を検討すべきである。

7 特別支援教育就学奨励費の支給状況

※令和3年度 特別支援教育就学奨励費支給状況（単位：円）

学校名	新入学用品費		学用品購入費		通学費		修学旅行費		給食費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
清水中学校	0	0	2	9,443	3	19,830	1	14,000	2	49,250	8	92,523

特別支援学級には現在9名が在籍している。これとは別に通級支援教室がある。特別支援教育就学奨励費支給につき、懸念していることは特にない。就学援助費と比べて、ケースバイケースの検討が必要であるため、よく事情を把握している学校側が主体となって対応することが適切である

と考えている、とのことである。

8 学校給食費の徴収状況

※令和3年度学校給食費徴収状況（単位：収納額及び未納額は円、未納件数は件）

項目	清水中学校		
①徴収方法	学校へ持参		
②給食喫食人員	272人		
③徴収状況	収納率：98.64%		
対象月	収納額	未納額	未納件数
令和3年4月	1,016,600	9,200	2
令和3年5月	1,625,400	13,800	3
令和3年6月	782,000	13,800	3
令和3年7月	952,200	18,400	4
令和3年8月	1,142,400		0
令和3年9月	970,600	18,400	4
令和3年10月	835,240	18,400	4
令和3年11月	800,400	18,400	4
令和3年12月	1,911,125	18,400	4
令和4年1月	863,300	18,400	4
令和4年2月	547,400	18,400	4

令和4年3月	2,066,530	18,000	4
合計(令和3年度)	13,513,195	183,600	40
④口座引落	口座引落なし		

納付方法について、本監査に伴って開示された資料では口座振替を利用していなかったが、令和4年度からすべて口座振替となった。それまでは、給食費は学校事務補助員（令和4年度からの呼称は「スクール・サポート・スタッフ」）が現金で徴収していた。口座振替になったことにより学校事務補助員の負担は少なくなった。もっとも、引落口座の登録用紙の回収作業を担当がすることになったため、担任の事務負担は増加したとのことである（これについては、佐世保市教育委員会によると令和3年度のみ対応とのことであった。）。

9 校則（生徒・生活心得等含む）

（1）清水中学校では、末尾参考資料のとおり、「生徒心得」が定められている。

なお、末尾参考資料の「生徒心得」は令和3年度のものであり、令和4年度には若干の修正が加えられており、今後も修正が加えられる見込みである。

（2）生徒心得に関する往査時の質疑応答

生徒心得中、以下の部分は、①校則等に重要な教育目的が認められること（教育目的要件）、②校則等の目的と規制手段（態様・程度）が実質的関連性を有すること（実質的手段要件）に照らし、特に、校則等による

規制が校外に及ぶことについて、根拠を説明できるか、という観点から質疑応答を行ったところ、以下の回答を受けた。

ア 制服着用の義務や、制服の着用の仕方の規制について

制服等の指導については、高校が、高卒での就職活動の際に服装を見られるからと言うことで厳しく指導しており、中学でもそれに準じている現状である。また、高校進学では高校側が生徒の服装も評価ポイントとしている現状もあるため、指導することが生徒の利益になると考えている。しかしながら、社会人であっても服装は自由になりつつあるし、この点も社会の実情にあわせて今後変わっていくのでは無いかと考えている。このように現在の社会実情に合わせて変わっていくべき校則はあると思う。

また、靴下等については過度ではない限りは指導を控える運用をしている。

イ 男子、女子の制服区別とジェンダーレスやLGBTQ配慮の要請

清水中学校では令和2年度に制服(夏服)をリニューアルしており、すぐに再度リニューアルするとなると、各家庭の経済的負担になることを心配している。LGBTの生徒(たとえばスカートをはくことに抵抗があるためジャージの着用を認めるか)といったことについて検討中である。

ウ 履物、靴・補助バック、髪型の指定及び例外を認めない規定の妥当性

制服等の指導と同様、社会ではドレスコードが存在することの予行練習や、高校進学の際、履物や持ち物・髪型も含めて評価の対象となることから、生徒に指導している。その一方で、眉毛を整えるとか、ワックスなどで髪を整えるといった身だしなみ程度であれば指導していない。

エ 下着のシャツの色を「白」と指定している点について。

教員や生徒からの指摘を受けて、令和4年度からシャツの色の規定は削除した。また、令和3年度まで目視確認はしていなかった。

オ 登下校中買い食いや、寄り道をしないという規定について

生徒指導の教員において、令和5年度の改正後校則の施行を検討しているところ、要検討となっている項目である。基本的には学校外のことを校則で規制することが妥当かどうかという問題があるし、塾に通う前に夕食を買う生徒もおり、規制は時代に合っていないと考えられる。また、現実問題として校外のことを細かく指導できない。

カ 郊外生活に関する規定（外出時間の原則的指定、校区外外出時の制服着用推奨、遊技場規制等）について。

校区外外出時の制服着用推奨、身分証明書の携帯、遊技場への入場規制については、見直す予定である。外出時間の原則的指定については、検討項目から外れているが、今後の検討課題である。

キ 生徒心得の改定について

生徒心得は、いかなる合理性があるのか説明に窮する規定もあることから、生徒指導担当の教師が主導して毎年改訂している。他の教員の意見や、生徒総会で生徒にも要望を出してもらい、それも考慮して改訂している。たとえば、リップクリームやハンドクリームについても以前は禁止であったが、現在は条件付きで一部認めている。女子でもスラックスを履きたいという声があった。これは生徒心得に反映させた。

ク 「一切認めない」の文言と運用について

「一切認めない」などの、文言があっても、実際の運営で、あまりにも目に余る校則違反のみ指摘している。たとえば下着の色など、明らかに色が派手であり制服シャツに透けているような場合、個別に指摘している。指摘を受けた生徒は改善されている。眉を整えることについても、身だしなみの限度であれば指摘していない。

【意見】

教師らの生徒心得に対する考え方は柔軟であり、合理性がないあるいは現代の実情に合っていない校則については懐疑的である様子がうかがえた。また、そのような校則は存在しても、現場の運用で妥当な運用を図っている様子がうかがえた。

しかしながら、そのような問題意識を持っていながら、自らが率先して校則をドラスティックに変えようとするところまでは至っておらず、横並びで他校の様子をうかがいながら、という雰囲気があった。また、運用に任せてしまうと、指導担当の教師によって運用が変わりうることもあるのであり、生徒の予測可能性が害されるという問題がある。校則とは守られるべきものであるが、1年ごとに見直すというのも、逆に言えば1年で変わる校則は規則としての安定性に欠けるという面もあり、そもそもそのような事項について校則で定める必要があるのかと言った点からの検討もなされるとよいのではないかと感じた。

10 部費・修学旅行費管理

清水中学校として関与しているわけではないものの、各部活それぞれに保護者会があり、その中に会計係も設置されている。部活動の顧問より必要なものを購入して良いか保護者会に確認の上で購入し、領収書を保護者会に交付する、という流れをとっている。

監査等のチェック体制に関しては、部によって異なるものの、年に1度か2度、保護者会の会計係が確認の上で、総会により承認を得ているようである。退部の際、部費の一部返金については、保護者会長と当該保護者の話し合いにより、個別具体的な解決がなされている。

【意見】

部費について、都度話し合いによって解決するというのでは、保護者会長、当該保護者双方にとっても負担が大きい。現在まで返金に関してトラブルになった事例はないようだとのことであるが、今後発生する可能性は否定できない。そこで、返金に関する規則の有無や手続について確認の上で、適切な規則が存在しないのであれば、保護者会に対して規則を作成するよう提言すべきである。

1 1 P T A（育友会）会費管理

P T A規約が存在し、これに基づき会計を行っている。日常手金会計業務はスクール・サポート・スタッフが行っており、P T A会長・校長らがチェックの上で年度末に総会にて会計監査報告がなされる。

なお、スクール・サポート・スタッフは清水中学校に1名在籍している。仕事内容は、購買部の店員、総会事務、育友会の事務、保護者へ配布するプリントを印刷して棚に入れる、などである。従来P T A会長名での雇いであったが、令和4年度から会計職員（佐世保市の雇用）ということになっている。

1 2 学区（通学路）

清水中学校の学区は以下の通りである。

清水	保立町	宮田町	梅田町	清水町	城山町
	中通町	石坂町	万徳町	八幡町	比良町

東大久保町 西大久保町 泉町 長尾町 園田町 上町 元町 木場田町 福田町 相生町 俵町 天満町 高砂町 浜田町 谷郷町 横尾町 春日町 小野町の一部

春日町周辺から通学する生徒については、通学距離が長くなっている生徒が存在するがそのことによる不都合等は聞いていないとのことである。送迎で対応しているようである。また、学区外の生徒についてはバス通学である。学校前の車通りが多いこと等から、自転車通学は一律禁止している。登下校時歩道の歩き方など、安全面の指導をしている。

1 3 冷暖房稼働状況

清水中学校	冷 房 (稼働期間 6月1日 ～9月30日まで)	暖 房 (稼働期間 12月1 日～3月31日まで)
	① 稼働する時間帯について	8 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0
② 稼働時の設定温度について	2 6 ℃	2 0 ℃
③ 稼働開始時刻	8 : 0 0	8 : 0 0
④ 稼働停止時刻	1 6 : 0 0	1 6 : 0 0
⑤ 稼働に関するルール (例 操作者について、その他学校で 決めたルール等があれば)	操作者；各担任、教科担 任、管理職	操作者；各担任、教科 担任、管理職

前述の通り特別教室の多くの冷暖房が機能していない。また、エアコンの効きが悪く、設定温度では適切な温度にならないため、夏場にどうしても暑いときは設定温度を下げて対応している。

1.4 その他（GIGAスクールについて）

タブレットを各生徒に配布しているが、手探りの状態である。学校で行っているアンケートの集計に利用したり、修学旅行先で写真を撮って新聞を作ったりしてプレゼンをしたり、活用できると思われる部分では活用している。

その一方で、活用方法についてはまだ手探りの状態であり、活用の幅は広がっていない。また、持ち帰って宿題等に利用するとしても、各家庭でタブレット等の使用について決めているルールと抵触することでトラブルを発生しかねず、対応に苦慮している。

【意見】

各家庭にタブレットを持ち込む場合には、各家庭で決めているルールに抵触し、学校と各家庭とでトラブルが発生しかねない。そこで、タブレットの利用時間を制限する設定を導入するなど円満に教育が実現できるように配慮すべきである。なお、第6部についても参照されたい。

第3章 市立中学校往査：江迎中学校

1 江迎中学校概要



(1) 学校沿革概要

昭和22年4月1日開校した。そして、人口減少が急速に進んでいた昭和38年、小森が丘にあった旧江迎中学校と田ノ元にあった猪調中学校が統合され、江迎町立江迎中学校となった。その後、新校舎への移転を経て、平成22年、合併により現在の佐世保市立江迎中学校となった。

(2) 地域の特徴

明治22年に長坂、猪調の2村から「江迎村」が誕生し、昭和15年に町制が施行された。以来69年に渡って自治体としての江迎町は存続し続けたが、平成22年3月31日に佐世保市に編入合併されたことにより、その幕を下ろした。

昭和30年代、北松炭田の好景気で一時は2万人を超えた人口も、炭

鉱の閉山によって減少し、令和4年3月1日現在は4,933人である。

地域の主な産業は、農業、小売業であるが、佐世保市の中心部や松浦市へ通勤している人も多い。西九州道が佐々インターまで開通したことに伴い、平戸市・松浦市と佐世保市中心を結ぶハブ地区として交通量も増加の一途をたどっている。また、佐々・松浦間を結ぶ区間の工事も徐々に始まっており、今後唐津経由の福岡へのアクセスの佐世保市側玄関として発展が期待されている。

炭鉱隆盛の時代より教育・文化活動への地域の関心と期待は高く、学校教育活動へも積極的に関わっている。また、郷土の伝統文化に対する誇りや愛着心が強く、毎年8月23日・24日に行われる「水かけ地蔵祭り」と「千灯籠まつり」は無形民俗文化財に指定されており、生徒もよさこい踊りチーム「乱舞龍」で参加している。

2 調査事項

- (1) 学校の概況等
- (2) 予算額・支払額・不用額について
- (3) 学校施設改善要望
- (4) 学校図書室の状況
- (5) 就学援助費支給状況
- (6) 特別支援教育就学奨励費支給状況
- (7) 学校給食費の徴収状況
- (8) 校則（生徒・生徒心得を含む）
- (9) 学区・通学路
- (10) 教室内での冷暖房稼働状況
- (11) 部費・修学旅行費積立金など生徒の私費負担の管理状況
- (12) P T A会費の管理状況

(13) 情報セキュリティ管理及び個人情報の取り扱い状況

(14) 学校施設見学

3 学校の概況等

(1) 学校の沿革、地形、生徒数、職員数等については上記1のとおりである。

(2) 校訓は「質実剛健」であり、小中の密接な連携を通じて、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育み、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことを目指している。

目指す生徒像としては、①主体的な探求心を持ち、学び合いを通して学力を高める生徒、②生活や授業のルール、マナーをしっかりと身につけて実践する生徒、③周りの人の気持ちを慮り、良好な人間関係の構築に向け努力する生徒、④集団活動に積極的に参加し、持てる力を集団のために活かそうとする生徒、を掲げている。

目指す学校像としては、①長い歴史と伝統の上に立ち、進取の活力にあふれる学校、②校歌に誇りを持ち、生徒・教職員が大きな声で歌う学校、③礼節が保たれ、朗らかな笑顔で元気な挨拶が交わされる学校、④家庭・地域との連携を深め、生徒が夢を叶えられる学校、を掲げている。

(3) 江迎中学校の特色としては、特に、サッカー部の躍進が挙げられる。往査時の聴取によると、合併前の北松浦郡の頃に6連覇を達成したこともあるほど、元々サッカーが盛んであるとのことであり、部活動に力を入れていた結果ではないかとのことであった。

(4) 江迎中学校独自の取り組みとして、学校と地域で連携し、地域の中で生徒を育てる、「江迎地区コミュニティースクール」という活動を行っている。

江迎地区コミュニティースクールとは、学校、家庭、地域が、連携・協働した特色ある教育活動をとおして、夢をもち、豊かな心で、仲間と共に学び、地域とともに生きる児童生徒を育成することを目標とする取り組みである。

具体的な取り組みとしては、市民から「共育サポーター」を募り、生徒に対して江迎中学校の伝統である「乱舞龍」を指導する、職業やふるさと学習についての講話を行う、職業体験として職場に招待する、体育の授業(弓道)への外部指導として指導するなど、生徒と江迎地区の住民との交流を深め、生徒の健全な育成を目指している。

4 予算額・支払額・不用額について

(1) 江迎中学校の昨今の予算額・支払額・不用額は以下のとおりである。

※平成29年度

H29年度		11 需用費						12 役務費			14 使用料及び賃借料	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	計
		01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	01 使用料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金		
275-15 運営費	予 算	2,512,708	225,000	23,000	30,000	450,000	150,000	19,000	40,000	18,000		300,000	26,100	3,793,808	
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,968	0	1,968	
	決 算	2,206,533	146,057	22,622	30,000	388,962	131,920	19,000	39,956	10,360		301,968	11,000	3,308,378	
	不用額	306,175	78,943	378	0	61,038	18,080	0	44	7,640	0	0	15,100	487,398	
275-16 教材費	予 算	700,000										300,000		1,000,000	
	流用・追加配当等	32,548	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,548	
	決 算	732,548										289,983		1,022,531	
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,017	0	10,017	
275-20 野外活動	予 算									108,000				108,000	
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	決 算									86,400				86,400	
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	21,600	0	0	0	21,600	
275-35 理科整備	予 算	140,000												140,000	
	流用・追加配当等	195,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	195,200	
	決 算	335,200												335,200	
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
275-40 図書費	予 算	414,700												414,700	
	流用・追加配当等	42,426	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,426	
	決 算	457,126												457,126	
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
275-55 パソコン	予 算	650,000					50,400							700,400	
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	12,348	0	0	0	0	0	0	12,348	
	決 算	623,482					62,748							686,230	
	不用額	26,518	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,518	
283-5 施設補修	予 算						334,000							334,000	
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	決 算						112,860							112,860	
	不用額	0	0	0	0	0	221,140	0	0	0	0	0	0	221,140	
283-35 整備材料	予 算										100,000			100,000	
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	決 算										98,846			98,846	
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,154	0	0	1,154	
合 計	予 算	4,417,408	225,000	23,000	30,000	450,000	534,400	19,000	40,000	126,000	100,000	600,000	26,100	6,590,908	
	流用・追加配当等	270,174	0	0	0	0	12,348	0	0	0	0	1,968	0	284,490	
	決 算	4,354,889	146,057	22,622	30,000	388,962	307,528	19,000	39,956	96,760	98,846	591,951	11,000	6,107,571	
	不用額	332,693	78,943	378	0	61,038	239,220	0	44	29,240	1,154	10,017	15,100	767,827	

※平成30年度

H30年度		11 需用費						12 役務費		14 使用材料及び賃借料	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	計
		01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	14 使用材料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金	
275-15 運営費	予 算	2,706,408	189,000	23,000	43,000	430,000	100,000	24,000	72,000	30,010		300,000	28,100	3,945,518
	流用・追加配当等	136,802	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,600	0	177,402
	決 算	2,843,210	115,497	22,194	43,000	357,942	49,240	24,000	66,554	15,320		340,600	13,300	3,890,857
	不用額	0	73,503	806	0	72,058	50,760	0	5,446	14,690	0	0	14,800	232,063
275-16 教材費	予 算	600,000										200,000		800,000
	流用・追加配当等	20,947	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,947
	決 算	620,947										200,000		820,947
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-20 野外活動	予 算									108,000				108,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算									92,880				92,880
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	15,120	0	0	0	15,120
275-35 理科整備	予 算	300,000												300,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	290,322												290,322
	不用額	9,678	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,678
275-40 図書費	予 算	669,800												669,800
	流用・追加配当等	10,551	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,551
	決 算	680,351												680,351
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-55 パソコン	予 算	700,000					34,300							734,300
	流用・追加配当等	18,250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,250
	決 算	718,250					32,400							750,650
	不用額	0	0	0	0	0	1,900	0	0	0	0	0	0	1,900
283-5 施設補修	予 算						302,000							302,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算						229,087							229,087
	不用額	0	0	0	0	0	72,913	0	0	0	0	0	0	72,913
283-35 整備材料	予 算										99,000			99,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42,968	0	0	42,968
	決 算										141,968			141,968
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	予 算	4,976,208	189,000	23,000	43,000	430,000	436,300	24,000	72,000	138,010	99,000	500,000	28,100	6,958,618
	流用・追加配当等	186,550	0	0	0	0	0	0	0	0	42,968	40,600	0	270,118
	決 算	5,153,080	115,497	22,194	43,000	357,942	310,727	24,000	66,554	108,200	141,968	540,600	13,300	6,897,062
	不用額	9,678	73,503	806	0	72,058	125,573	0	5,446	29,810	0	0	14,800	331,674

※令和元年度

R1年度		11 需用費						12 役務費		14 使用料及び賃借料	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	計
		01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	11 使用料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金	
275-15 運営費	予 算	2,593,813	193,000	23,000	30,000	383,000	100,000	30,000	50,000	37,120		237,538	26,000	3,703,471
	流用・追加配当等	133,333	0	0	0	0	0	0	0	1,480	0	53,322	0	188,135
	決 算	2,727,146	76,883	22,602	30,000	338,190	81,830	30,000	43,791	38,600		290,860	12,000	3,691,902
	不用額	0	116,117	398	0	44,810	18,170	0	6,209	0	0	0	14,000	199,704
275-16 教材費	予 算	400,000										200,000		600,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	387,549										188,200		575,749
	不用額	12,451	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,800	0	24,251
275-20 野外活動	予 算									108,000				108,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算									91,800				91,800
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	16,200	0	0	0	16,200
275-35 理科整備	予 算	167,787												167,787
	流用・追加配当等	22,447	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,447
	決 算	190,234												190,234
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-40 図書費	予 算	670,900												670,900
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	664,996												664,996
	不用額	5,904	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,904
275-55 パソコン	予 算	700,000					14,700							714,700
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	6,900	0	0	0	0	0	0	6,900
	決 算	686,787					21,600							708,387
	不用額	13,213	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,213
283-5 施設補修	予 算						310,000							310,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算						60,327							60,327
	不用額	0	0	0	0	0	249,673	0	0	0	0	0	0	249,673
283-35 整備材料	予 算										90,200			90,200
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算										90,139			90,139
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0	0	61
合 計	予 算	4,532,500	193,000	23,000	30,000	383,000	424,700	30,000	50,000	145,120	90,200	437,538	26,000	6,365,058
	流用・追加配当等	155,780	0	0	0	0	6,900	0	0	1,480	0	53,322	0	217,482
	決 算	4,656,712	76,883	22,602	30,000	338,190	163,757	30,000	43,791	130,400	90,139	479,060	12,000	6,073,534
	不用額	31,568	116,117	398	0	44,810	267,843	0	6,209	16,200	61	11,800	14,000	509,006

※令和2年度

R2年度		11 需用費						12 役務費		14 使用料及び賃借料	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	計
		01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	14 使用料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金	
275-15 運営費	予 算	2,708,264	161,477	24,000	30,000	355,000	100,000	33,200	70,000	39,800		450,000	27,000	3,998,741
	流用・追加配当等	112,327	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,720	0	173,047
	決 算	2,820,591	19,915	7,992	30,000	342,579	49,302	33,200	46,618	6,880		510,720	0	3,867,797
	不用額	0	141,562	16,008	0	12,421	50,698	0	23,382	32,920	0	0	27,000	303,991
275-16 教材費	予 算	500,000										420,000		920,000
	流用・追加配当等	87,285	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87,285
	決 算	587,285										368,673		955,958
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51,327	0	51,327
275-20 野外活動	予 算									95,000				95,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算									94,600				94,600
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0	0	0	400
275-35 理科整備	予 算	200,000												200,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	200,000												200,000
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-40 図書費	予 算	672,600												672,600
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	671,877												671,877
	不用額	723	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	723
275-55 パソコン	予 算	700,000					91,000							791,000
	流用・追加配当等	9,893	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,893
	決 算	709,893					0							709,893
	不用額	0	0	0	0	0	91,000	0	0	0	0	0	0	91,000
274-75 学校再開等支 援経費	予 算	894,803								5,197		60,000		960,000
	流用・追加配当等	100,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100,000
	決 算	994,803								5,197				1,000,000
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,000	0	60,000
283-5 施設補修	予 算						289,000							289,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算						80,405							80,405
	不用額	0	0	0	0	0	208,595	0	0	0	0	0	0	208,595
283-35 整備材料	予 算										90,000			90,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算										90,000			90,000
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
283-50 学校再開等支 援経費	予 算						40,000							40,000
	流用・追加配当等													0
	決 算						0							0
	不用額	0	0	0	0	0	40,000	0	0	0	0	0	0	40,000
合 計	予 算	5,675,667	161,477	24,000	30,000	355,000	520,000	33,200	70,000	139,997	90,000	930,000	27,000	8,056,341
	流用・追加配当等	309,505	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,720	0	370,225
	決 算	5,984,449	19,915	7,992	30,000	342,579	129,707	33,200	46,618	106,677	90,000	879,393	0	7,670,530
	不用額	723	141,562	16,008	0	12,421	390,293	0	23,382	33,320	0	111,327	27,000	756,036

※令和3年度

R3年度	10 需用費						11 役務費			12 使用料及び賃借料	15 原材料費	17 備品購入費	18 負担金	計
	01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	01 使用料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金		
2-3 運営費	予 算	5,581,432	125,411	10,000	60,000	1,092,000	100,000	81,000	120,000	111,380		300,000	9,000	7,590,223
	流用・追加配当等	572,230	0	0	0	272,038	0	0	0	0	0	159,330	0	1,003,598
	決 算	6,153,662	120,828	10,000	60,000	1,364,038	82,660	67,800	119,554	19,700		459,330	0	8,457,572
	不用額	0	4,583	0	0	0	17,340	13,200	446	91,680	0	0	9,000	136,249
2-4 教材費	予 算	400,000										500,000		900,000
	流用・追加配当等	341,857	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68,390	0	410,247
	決 算	741,857										568,390		1,310,247
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-5 野外活動	予 算									396,000				396,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算									330,000				330,000
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	66,000	0	0	0	66,000
2-8 理科整備	予 算	500,000												500,000
	流用・追加配当等	115,830	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115,830
	決 算	615,830												615,830
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-9 図書費	予 算	984,800												984,800
	流用・追加配当等	368	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368
	決 算	985,168												985,168
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-12 パソコン	予 算	1,400,000					89,100							1,489,100
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	169,950	0	0	0	0	0	0	169,950
	決 算	1,291,002					259,050							1,550,052
	不用額	108,998	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108,998
2-17 学校教育活動 継続支援事業	予 算	1,047,000										63,000		1,110,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	1,026,451										58,000		1,084,451
	不用額	20,549	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	0	25,549
3-1 施設補修	予 算						572,000							572,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	48,054	0	0	0	0	0	0	48,054
	決 算						620,054							620,054
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3-7 整備材料	予 算										72,000			72,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算										72,000			72,000
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3-11 学校教育活動 継続支援事業	予 算						90,000							90,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算						89,650							89,650
	不用額	0	0	0	0	0	350	0	0	0	0	0	0	350
合 計	予 算	9,913,232	125,411	10,000	60,000	1,092,000	851,100	81,000	120,000	507,380	72,000	863,000	9,000	13,704,123
	流用・追加配当等	1,030,285	0	0	0	272,038	218,004	0	0	0	0	227,720	0	1,748,047
	決 算	10,813,970	120,828	10,000	60,000	1,364,038	1,051,414	67,800	119,554	349,700	72,000	1,085,720	0	15,115,024
	不用額	129,547	4,583	0	0	0	17,690	13,200	446	157,680	0	5,000	9,000	337,146

(2) 江迎中学校の会計に関する特徴

往査対象となった他三校と比較すると、不用額の傾向として、燃料費及び修繕費が高額となっていること、また、不用額として光熱費が非常に少額に抑えられていることが特徴として挙げられる。

これにつき、往査時に確認したところ、燃料費については、エアコンの設置によって灯油の使用代金が減少したことに加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、冬場の体育館使用が減り、暖房の使用回数が減少したことが理由であるとの説明があった。修繕費については、7年程前に校舎を新しくしたため、修繕件数自体が少なくなっているとの説明があった。

前提として、ここでいう光熱費とは水道費のみのことである。光熱費が少額である理由としては、江迎中学校にはプールが無いため、毎月の水道利用料を予測することが可能であることから、必要な予算を求め、適切に費消した結果、不用額が少額となっているのではないかとこの説明があった。

5 学校施設改善要望

江迎中学校の学校施設要望の有無について、往査前に佐世保市教育委員会に照会したところ、①避難器具設置場所の移動、②体育館非常誘導灯の改修、③体育館天井板の補修、④武道館内弓道場の雨漏れ、⑤体育館玄関とスロープの境のタイルの破損及び剥離の補修がそれぞれ要望されていた。

(1) 避難器具設置場所の移動

消防署による消防点検の際に、避難はしごは設置場所の真下にエアコンの室外機が存在することが避難時の妨げになるとの指摘を受けたこと

から、設置場所の移動対応を要望している。もっとも、設置場所の移動に多額の費用が掛かることから、現時点においては対応を行っていない。この点については、消防署の了解は得ているとのことであった。

(2) 体育館非常誘導灯の改修

往査時には既に対応済みであった。

(3) 体育館天井板の補修

往査時には既に対応済みであった。

(4) 武道館内弓道場の雨漏れ

往査時には既に対応済みであった。

(5) 体育館玄関とスロープの境のタイルの破損及び剥離の補修

学校の費用負担のもと、往査時には既に対応済みであった。

【指摘】

学校事故に関する国家賠償法についての判断基準は第5章の5の【指摘】(274ページ以下)のとおりである。

災害等の緊急時においては、数秒の逃げ遅れが生命身体に対して重大な損害をもたらす結果を生じさせることがある。江迎中学校においては、火事の際に校舎3階から避難するために用いられる避難はしごの真下にエアコンの室外機が存在しており、学校としてもこれを認識しておきながら改善をしなかったことによって、生徒の避難が遅れるような事態が生じ、その結果、生徒の生命身体へ被害が及んだ場合には、学校としても責任を免れ得ないものといえる。佐世保市としては、室外機の撤去やはしごの設置位置の移動な

どを行うことを求める。

6 就学援助費、特別支援教育就学奨励費支給状況

※令和3年度 就学援助費支給内容（単位：円）

学校名	新入学用品費		学用品費		通用品費		通学費		医療費		修学旅行費		給食費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
江迎中学校	0	0	29	640,228	20	43,508	3	167,090	2	24,240	10	400,000	29	1,425,600	93	2,700,666

※令和3年度 特別支援教育就学奨励費支給状況（単位：円）

学校名	新入学用品費		学用品購入費		通学費		修学旅行費		給食費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
江迎中学校	1	28,990	5	38,108	1	9,810	2	40,000	5	75,680	14	192,588

江迎中学校における令和3年度の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給内容は上記のとおりである。

現地視察の際聴取したところでは、就学援助費支給内容のうち、新入学用品費のみが0件となっている理由は不明であるとの説明を受けた。これについては、後日、佐世保市教育委員会より、新入学用品費につき、基本的に中学校入学前の小学校6年生に支給していることによるとの説明があった。なお、例年、新入学生徒の保護者を対象に就学援助制度の説明を行っているとのことであるが、就学援助の対象となる家庭であっても、学校は各家庭の収入を把握しているわけではないので、学校から対象家庭へ申請を促すことは難しいとの説明を受けた。

特別支援教育就学奨励費については、江迎中学校の特別支援学級対象者が11名であり、特に問題も生じていないことから、対象家庭において適切に申請がなされているとの認識を有しているとのことであった。

【意見】

本来であれば就学援助の対象である家庭であっても、保護者からの申請がなかった場合、援助の恩恵を受けることが出来ず、その不利益は生徒に生ずることとなる。佐世保市としては、就学援助対象者の利用漏れを無くすよう、学校側と連携して取り組むことを検討していただきたい。

7 学校給食費徴収状況

江迎中学校における令和3年度の学校給食費徴収は、収納率100パーセントである。その理由としては、他校と異なり早くから口座振替を行っていたことが要因ではないかとの説明を受けた。また、口座振替を行っていない家庭からも徴収は問題なく行われているとのことであった。本来、夏季休業期間であり、給食が無い8月にも給食費を徴収している理由は、年度末の3月に徴収を行わない代わりに徴収を行っているためである。

公会計化によって会計の透明性は向上していると感じているとのことであり、従来、スクール・サポート・スタッフが行っていた会計処理の負担は格段に減少している。その結果、生徒らへ向き合う時間が増加したとのことであった。

8 部費・修学旅行費管理

(1) 江迎中学校の部費徴収状況は以下のとおりである。なお、修学旅行費は4万円であるが、積立は行っておらず、学校が開設した口座に保護者が直接振り込みを行っている。

部活動名	保護会費/月	年間	管理者	学校側
バレー部	1,000 円	12,000 円	保護者	管理なし
サッカー部	1,500 円	18,000 円	保護者	管理なし
ソフトテニス男子	300 円	3,600 円	保護者	管理なし
ソフトテニス女子	300 円	3,600 円	保護者	管理なし
野球部	2,000 円	24,000 円	保護者	管理なし
卓球	なし			
剣道	なし			
吹奏楽	1,000 円	12,000 円	保護者	管理なし
美術	なし			

*野球部については、別途積立金として年間2000円を徴収している

(2) 部費の管理について学校は関与をしておらず、保護者に徴収を依頼するよう、顧問教員には指導している。外部指導員も部費徴収については関与をしておらず、部費がどのように使われているのか学校は一切確認を行っていない。なお、部費とは別に、部活動後援会費を保護者から徴収しているが、これは支出も含めて学校は確認を行っている。

【意見】

部費については、徴収・収支その他について定まった規則は存在せず、各部活動の保護者に管理を委ねているということが実態のようである。金額についても、概ね月額1000円から2000円程度であるが、剣道部については部費を徴収していないなど、各部活によってばらつきが見られる。

使途についても、実際に部費がどのように使われたかは定かではない。

このように、部費の管理について透明性が担保されていない状況では、部員や部員の保護者が部費の収支について疑義があるとしても、適切な調査等ができないという問題がある。部費は保護者が負担する私費であり、学校としても適切な管理が求められる。

佐世保市としては、部費の管理について、収支を含め適正担保を検討していただきたい。

9 P T A会費管理

(1) P T A会費の決算状況は以下のとおりである。

令和3年度 P T A決算 (単位 円)				佐世保立江迎中学校 P T A			
				△は減			
項 目		3年度予算	3年度決算	増 減	備 考		
収入	会 費	662,400	399,600	△ 262,800	後期分減のため ※1~3月は未集金 (月400円×9ヵ月×111世帯)		
	繰 越 金	405,257	405,257	0			
	安全互助会	35,880	29,640	△ 6,240			
	雑 収 入	10	13,804	13,794	市P連からの補助金 13,800円		
総 計		1,103,547	848,301	△ 255,246			
				△は減			
項目		3年度予算	3年度決算	増 減	備 考		
支出	活動費	庶務・運営	①会議費	5,000	0	△ 5,000	企画委員会お茶代
			②研修費	200,000	0	△ 200,000	市P連会議費・交通費等
			③消耗品費	20,000	0	△ 20,000	インク代
			④渉外費	2,000	0	△ 2,000	郵送費
			⑤慶弔費	80,000	40,000	△ 40,000	香典・記念品・餞別・花束等
			⑥分担費	104,880	104,880	0	市P(460円)・県P(300円) 負担金
			⑦活動費	80,000	57,120	△ 22,880	全学年へのやり取り帳配布・P T A活動費
	諸費	⑧記念品費	30,000	19,800	△ 10,200	卒業生への祝い品	
		⑨安全互助会	35,880	35,880	0		
		⑩事務補助助成金	36,000	0	△ 36,000	事務補助外勤交通費手当	
		⑪市P連音楽祭	10,000	0	△ 10,000	市P連音楽祭補助	
		⑫予備費	269,787	3,568	△ 266,219	市P連手帳・会長バッジ・振込手数料	
	小 計		873,547	261,248	△ 612,299		
	専門部活動	各活動費	⑬広報活動費	100,000	95,568	△ 4,432	たかいわ印刷費
			⑭文化活動費	30,000	0	△ 30,000	
			⑮保健活動費	50,000	5,080	△ 44,920	体育大会参加賞
⑯健全育成会			50,000	0	△ 50,000		
小 計			230,000	100,648	△ 129,352		
総 計		1,103,547	361,896	△ 741,651			

収入 848,301 - 支出 361,896 = 次年度繰越金 486,405円

(2) P T A会費の管理については、スクール・サポート・スタッフが一人で行っているが、学校としても支出について確認を行っている。

(3) 監査については、P T Aの監査担当職員の者が2名体制で行っている。なお、監査役の選任はP T A役員会で決定されるが、監査人が会計知識など、会計監査役としての資質を兼ね備えているかという点については確認を行っていない。

【意見】

令和3年度の予算額が66万2400円であるのに対して、決算額が39万9600円となっている。予算額のうち、会議費5000円に対して、決算額が0円、研修費予算額20万円にたいして決算額が0円となるなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、各種大会・会議が延期又は中止されたことによって、PTA会費の支出が抑えられたことが見て取れる。

つまり、令和3年度については、PTA会費は毎月400円ずつ各世帯から徴収されている中で、各世帯からの会費収入相当の活動がなされなかったと評価することができる。

新型コロナウイルス感染拡大という特殊事情を除外するとしても、前年度繰越金が40万5257円計上されている状況においては、特別の目的のための積立てや将来の特別支出が予測されないという場合、適宜PTA会費の減免を江迎中学校より提言することも検討していただきたい。なお、資料上1月ないし3月については未徴収としているとも読み取れるところであり、仮に未徴収措置を行っている場合には、引き続き同じ運用をされたい。

10 校則

(1) 江迎中学校の校則

江迎中学校の校則では、末尾参考資料のとおり、「生徒心得」が定められている。

(2) 校則に関する往査時の質疑応答

包括外部監査人は、校則につき、宮崎県弁護士会が提案している校則に関する目的効果基準を参考として、その目的、関連性等につき照会し

たところ、以下の回答を受けた。

ア 校則は改定を行っており、令和4年度には制汗剤の利用について新たに規定が設けられた。校則の改定は、生徒総会で議論をしたうえで、最終的には職員が決定している。校則が何時ごろから存在するか定かではない。

イ 登下校については原則徒歩とし、一定の距離からはバスや電車を利用することを許可している（事前申請制）。登下校を原則徒歩としている理由は、登下校中も学業の範囲であるとの認識に加えて、登下校路は車両交通量も多く、徒歩の方が自転車よりも安全であるからであり、また、生徒の体力作りの一環という側面もあるとのことであった。

ウ 休み時間中に他のクラスへ入らないという規定については、過去にトラブルがあり、生徒間のトラブル防止の観点から定められている。もっとも、教室外の廊下には広い空間が設けられており、そこで自由に他クラスの生徒と交流が可能であることから問題は無いと認識している。

エ 服装規定を設けている理由としては、学業に集中する雰囲気醸成することに加えて、生徒同士のおしゃれ合戦を防止し、保護者の費用負担増加を回避するためである。大人になればそれぞれの職場に沿った服装になるのであって、その延長線上として、制服を着用することによって、学校へ行くという意識を持たせるという側面もあると認識している。

オ 下着の色を白と指定している理由は色付きの下着を着用した場合、シャツから透けて見えるからである。なお、女生徒のブラジャーも下着に含まれるものと考えられることから、白色が原則ということになるが、学校としても直接目視して確認する等という対応は行っていない。

- カ ルーズソックスを不可としている理由は、ルーズソックスが流行った頃の規定が残っているだけではないかと認識している。
- キ くるぶしが見えないようにしなければならないとする規定については、趣旨は定かではないが、いわゆる「くるぶしソックス」を禁止する趣旨ではないかと推測している。靴下の折り曲げを禁止する理由についても定かではないが、上記と同様の趣旨と推測している。
- ク カバン・補助バッグについては学校指定のものを用いるよう義務付けている。バッグについては頑丈なものが指定されており、カバンについては、別途、タブレットを入れるケースが用意されている。
- ケ 髪型に関する規定は、中学生らしい格好を推奨するべく定められている。女子だけ髪型の指定が多い理由は定かではないが、一般的に女子の方が男子より髪が長いからではないかと推測している。もっとも、学校としても、特殊な髪型で無い限りは許容しており、生徒も普通の髪型をしているため問題は生じていない。
- コ 眉毛処理を禁止する規定については、中体連の指示に従ったものである。
- サ 保護者との連絡が必要となる場合を除き、携帯電話の持ち込みは禁止している。理由としては、トラブル防止の観点からであるが、学校内に公衆電話があるので、保護者との連絡はそれで対応することが可能と考えている。教員が生徒の携帯電話を預かるという方法も検討したが、1台10万円を超えることもあるスマートフォンを学校が管理することは責任問題にもなりかねないため、難しいと考えている。
- シ 不注意等により施設設備を破損した場合は自己負担とするという規定が存在するが、この規定の適用例は把握していない。但し、個別の事案によっては生徒側に被害弁償をしてもらうこともあり得る。
- ス 掃除中に黙想をするとの規定については、学校備品等を使わせても

らっていることへの感謝、周囲への感謝の気持ちを醸成させ、掃除を落ち着いて行わせるためにあり、宗教的な意味合いは無い。

セ 校外生活について、外出時間の制限、外出先の制限などが定められている。登下校中や放課後の生活については学校の権限は及ばないという認識はあるものの、実際には、放課後に生徒間で問題が生じた場合には教員が呼び出しを受け、夜中に生徒を探しに出掛けるということも度々あり、現場の感覚としては、学校外の生活も学校と密接に関係があり、切り離しが難しい側面があるという認識である。

ソ L G B T Q対応については、現在のところ、具体的な話は出ていない。もっとも、仮にそのような生徒が在籍することになった場合、保護者や本人の意見をよく聞き、適切に対処したいと考えている。女子も男子と同様にスラックスを着用するという案については、今後、主流になっていくのではないかと認識しているが、学校単独での対応は難しいと考えている。

タ 現時点では、校則の抜本的な見直しは考えていない。佐世保市による校則見直し通知については把握しているが、校則の見直しが十分に出来ていない面があるという認識である。子どもの権利に即した校則をとという趣旨は理解しているが、生徒指導の経験からすると、校則を撤廃した場合にはさまざまな問題点が生じる可能性があるのではないかと危惧している。

【評価】

校則によって権利の制限を受ける者は他ならぬ生徒自身であることから、校則の改定等の意思決定に際して、最終的な決定権限は学校側に留保しつつも、生徒会を通じて生徒の意見を取り入れている点は評価することができる。

【意見】

(1) 登下校方法の規制

登下校を体力作りの一環とする点については、重要な教育目的の一環とみなすことはできない。しかし、登下校を原則徒歩とし、事前申請に基づき他の移動手段を用いての通学を認めることは、生徒の安全を守るという重要な教育目的が認められ、また、その方法としても適切であるといえる。確かに、江迎中学校は校区が比較的広範囲に渡っていることから、生徒にとっても自転車通学のメリットは大きい。そのため、原則禁止とする規定は制約として適切ではないとも評価するものの、自転車通学が適当であると学校が認めた場合にはこれを許可し、自転車を利用することが可能となることにくわえて、バスや電車など他の移動代替手段も確保されているというのであるから、生徒の通学を原則徒歩としたとしても、生徒の権利を不当に制限するものとはまではいえない。それゆえ、登下校方法の規制については、体力作りとの理由ではなく、生徒の安全確保が目的であると改めることを検討していただきたい。

(2) 休み時間の他クラスへの立ち入り禁止

生徒が他のクラスに入ることによって何らかのトラブルを起こすことが懸念されるという点については理解するが、一律に他クラスへの立ち入りを禁止する必要性までは認めることはできない。本規定については端的に撤廃することにつき検討を求める。

(3) 服装に関する規定

服装を指定する各規定については、身なりを整えることによって生徒の意識を変え、社会に出る準備段階としての感覚を醸成するという目的があるとの意見があった。その趣旨については理解するが、例

えば、肌着の色を白と指定する校則については、教育目的を見出すことはできないと思われる。仮に肌着の色が黒だったとして、学校教育にとって具体的にどのような支障が生ずるのか説明することは困難であろう。髪型についても、特に女子に関して事細かに定められているが、そのような規定にどのような教育目的があるのか不明である。中学生らしい身なりをすべきであるとの趣旨であるとするれば、それは「らしさ」の強制に過ぎない。

また、江迎中学校の校則には、「ルーズソックスの禁止」など、時代にそぐわない規定が散見される。さらに、実際問題として、学校としても、よほど奇抜な髪型にしない限りは許容するという運用を行っているなど、校則の少なからぬ部分について形骸化しているものと評価できる。

そのような状況にあるのであれば、学校としては、服装に関する規定を抜本的に改めるなど、時代に即した規定に改めることを検討していただきたい。

(4) 所持品の制限について

生徒の所持品に関して何ら制約を設けなかったとすれば、学校教育の維持及び生徒の安全確保に支障が生ずることは明らかであることから、一定の制限を設けることは妥当といえる。

他方、携帯電話、特にスマートフォンについては、保護者との連絡、情報の即時入手、防災情報の把握など、生徒にとっても利便性が高いことから、その制限については慎重に検討すべきであり、一律に制限することは可能な限り避けるべきといえる。しかし、学校としては、高額品であるスマートフォンの管理について責任を負うことが難しいとの意見も十分に理解できるところであるから、学校としては、専用ロッカーの配備等、一律の制限以外の方策について検討していただ

きたい。

(5) 校外生活の制限

登下校中についても学校と密接に関係するのであるから、学校の権限が一切及ばないと考えることは実態に即していないという意見については理解しうる。しかし、仮に、上記のような、家に帰るまでが学校という立場を取ったとしても、一度生徒が自宅に帰ってしまえば生徒の行動に学校の権限は及ばないという結論に至るものと考えられるため、結局のところ、生徒のトラブル防止という目的を達成することはできない。そうであるならば、端的に規定の撤廃を含めた見直しを検討していただきたい。

(6) 故意に設備を破損させた場合の規定

本規定は、故意に学校内設備を破損させた場合に生徒に弁償を求める規定であるが、往査時に確認したところ、本規定の適用例は確認されていないとのことであった。本規定が設けられた理由としては、過去にそのような例があったのではないかと推測される。しかし、一般論として、損害賠償請求に関する規定等は、学校内における生徒のルールである校則には馴染むものではなく、これは民法等の一般法の範疇である。

校則として殊更にこのような規定を設ける意義としては、生徒に注意喚起を促すこと等が考えられるが、校則として規定する必要性は無いと言わざるをえない。学校としては、本規定の撤廃を検討していただきたい。

1 1 学区（通学路）

(1) 江迎中学校の学区は、江迎町梶ノ村、江迎町北田、江迎町飯良坂、江

迎町根引、江迎町栗越、江迎町箆尾、江迎町中尾、江迎町奥川内、江迎町長坂、江迎町上川内、江迎町埋立、江迎町末橋、江迎町三浦、江迎町北平、江迎町乱橋、江迎町小川内、江迎町赤坂、江迎町志戸氏、江迎町七腕、江迎町猪調、江迎町田ノ元である。

(2) 江迎中学校の学区は、比較的多数の地域が対象となっているものの、個々の町村に所在する生徒数自体は少ないため、全体としての生徒数も相応の範囲に収まっている。往査時に学校から聴取したところによると、学区については特段の問題はないとの認識であった。

1 2 冷暖房稼働状況

(1) 江迎中学校における冷房稼働状況は以下のとおりである。

稼働期間・時刻

6月1日から9月30日まで

午前7時45分から午後4時15分まで

稼働時設定温度

26℃

稼働に関するルール

空調設備運用ガイドラインに基づき稼働している。

(2) 江迎中学校における暖房稼働状況は以下のとおりである。

ア 稼働期間・時刻

12月1日から3月31日まで

午前8時から午後4時15分まで

イ 稼働時設定温度

20℃

ウ 稼働に関するルール

空調設備運用ガイドラインに基づき稼働している。

(3) 冷房及び暖房とも、実際には、室温の状況等に応じて、教員にて温度等を調整しているとのことである。

【意見】

同じ季節であるとしても、天候や時間帯により寒暖の差が発生し、また、生徒の体調等も変化することから、冷暖房設備利用については、柔軟に運用していただきたい。

1.3 情報セキュリティ管理及び個人情報の取り扱い状況

USBメモリの取り扱いについては慎重に行っているとのことであった。生徒に対するICT教育も行われており、教員に対する研修も行っている。江迎中学校では、佐世保市に委託された民間のIT関係業者が週に1回程度、教員のPC関連についての困りごとの対応にあたっている。

1.4 学校内施設視察

(1) パソコン室

全生徒にタブレットが配布されたことから、パソコン室内のパソコンは全て撤去されている。現在は、パソコン室でのプログラミングの授業や、会議等が行われている。

パソコンが撤去されている以上、パソコン室は不要なのではないかという意見あったが、プログラミングの授業を行う際には広い机で作業を

する必要があるうえに、プリンターが併設されていること及びプロジェクターが整備されていること等の理由から、パソコン室の需要はあるとのことであった。

(2) 図書室

蔵書についてはバーコードにより適切に管理されており、保管状況も良好であった。予算の範囲内で年に3～4回の頻度で蔵書の追加を行っている。選定に際しては、図書委員や生徒からのリクエストも考慮し、司書の責任のもと決定している。

図書室には絵本も設置されているが、本に慣れていない生徒も存在することから、一定の需要はあると認識している。

【意見】

第5の13の【意見】(289ページ以下)のとおり、ICT技術の飛躍的発展により、今後図書室の在り方も見直しを迫られることが想定される。佐世保市としては、生徒の学習に資するよう、今後も随時図書室設備施策の見直しを行っていただきたい。

(3) 保健室

備品等適切に管理されており、特段の問題はない。

(4) タブレット管理状況

全生徒を対象に配布されたタブレットについては、教室前に備え付けられた鍵付き棚で管理し、充電を行っている。

(5) 体育館

雨漏り等によって天井が剥がれるなどしているが、適宜補修を行っている。

(6) 武道場

武道場は旧江迎町が管理していたものを利用している。武道場も老朽化が進んでおり、正面玄関の機能は一部停止状態で、三カ所ある入り口のうち1箇所だけを利用し出入りを行っている。

武道場入り口付近の天井は破損しており、破片が散らばっている状況であった。

弓道場については、シャッターを全部開けると戻すことが出来なくなるため、開閉を慎重に行っている。弓道場は市民サークル（弓道会）も利用をしており、修繕の希望が出ているが、予算の都合から対応がなされていない。現在使用されていないエアコンの室外機の撤去も検討しているが、これも予算の都合で断念している状況である。さらに、弓道の練習の際に矢が外に飛ばないようにする防矢ネットの設置を要請したいと考えてはいるものの、これも予算の都合上断念している状況である。

【意見】

武道場は老朽化が進んでおり、天井板が剥がれ落ちるなど破損個所が目立っている。予算の都合上難しいことは理解できるものの、生徒や地域住民に危険が生じないよう適切に補修工事を行っていただきたい。

過去には、他県において、弓道部の活動中に弓矢が生徒の頭部に命中し死亡するという重大な事件が発生した例がある。このように、弓道場内で生じる事故は重大な結果を生じることにも繋がりかねないのであるから、佐世保市としても予算の許す限り安全対策を行っていただきたい。

第4章 市立中学校往査：広田中学校

1 広田中学校の概要（学校沿革等）

平成3年4月、生徒数1,500名を抱える早岐中学校から分離独立し、広田中学校として新設された。校舎は江戸時代に平戸藩と大村藩の境界に置かれた番所跡に近く平戸往還として人々の往来のあった現在の市道である広田長畑線に沿った田園の中に建設された。校地は広々とし、建物はすべてが円柱で支えられておりモダンな中にも落ち着きを見せている。

校舎正面は、ステンドグラスをあしらった明り窓がつけられ、入口には「広田中学校の限りない発展と、ここに集う者の強い意志とたくましい体力、そして優しさと創造力に富む知性あふれる豊かな人間性の成長」を願って建てられた玄武岩による六角柱のモニュメントがある。

校舎に囲まれた中庭は、モザイクタイルを使った小径や、ひと休みするためのベンチも設けられている。道路に面した当校の壁面には、地元から伝わる浮立や夏まつりといった伝統行事が、長さ30mのレリーフで表わされている。

平成14年度の校区変更に伴い、権常寺町・権常寺一丁目が早岐中学校区となり、現在の校区は、中原・広田・広田一丁目～広田四丁目・崎岡・浦川内・重尾の9町からなっている。この結果、本校への進学は、広田小学校と花高小学校の2校からであったのが、広田小学校からの1校となった。

住宅地域や商業地域として発達してきた結果、宅地化が急速に進み、小学校では1,000人を超える児童数となったため、中学校敷地内に小学校6年生の新校舎を建築し、平成29年度からは小中一貫型学校へ移行した。6年目に突入した現在、小学6年生162名、中学生506名、合計

668名の児童生徒が交流しながら共に学び合っている。

厦門外国語学校との友好学校提携に関する協定書を調印したことにより、令和元年度からの5年間、日中交流の活動が行われている。

2 調査事項

- (1) 学校の概況等
- (2) 予算額・支払額・不用額について
- (3) 学校施設改善要望
- (4) 学校図書室の状況
- (5) 就学援助費支給状況
- (6) 特別支援教育就学奨励費支給状況
- (7) 学校給食費の徴収状況
- (8) 校則（生徒・生徒心得を含む）
- (9) 学区・通学路
- (10) 教室内での冷暖房稼働状況
- (11) 部費・修学旅行費積立金など生徒の私費負担の管理状況
- (12) PTA会費の管理状況
- (13) 情報セキュリティ管理及び個人情報の取り扱い状況
- (14) 学校施設見学

3 学校の概況等

(1) 学校の沿革、地形、生徒数等については上記1のとおりである。

(2) 校訓、特色

ア 令和4年度広田中学校の総生徒数は506名である。職員の所感に

よると、生徒は真面目で礼儀正しく、目立った校則違反も無いとのことであった。

広田中学校の校訓は「賢く・優しく・逞しく」であり、小中の密接な連携を通じて、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育み、一人ひとりの個性や可能性を伸ばすことを目指している。

イ 広田中学校の特色としては、「小中一貫型教育」を行っており、平成29年度からは、広田小学校の6年生が、広田中学校校舎に接続した新校舎において、中学生とともに学校生活を送っている。

小中一貫型教育は、小・中教員による発達段階に応じた継続的な生徒の見守りを行うことによって、小学校生活から中学校生活へのスムーズな移行を可能とするものである。往査時の職員への聴取によると、生徒達からは概ね肯定的な評価を得ているとのことである。当初、保護者の中には、小中一貫型教育に対して否定的な意見もあったが、現在は9割以上の保護者から肯定的な評価を得ているとのことであった。広田中学校は、HP上で「小中連携だより」を定期的に公開するなど、小中の連携を活かした中学校運営を行っている。

小中一貫型教育の効果としては、①系統的な学びの実現、②リーダーシップの育成、③コミュニケーションの醸成、④体力の増進と健康教育が挙げられる。

①系統的な学びの実現

中学校教員による小学校への乗り入れ授業、出前授業、合同授業が実施されている。小・中教員が連携することによって、生徒一人一人の習熟度に合わせたきめ細やかなフォローが可能となっている。

②リーダーシップの育成

小学6年生にとっては、小学校の最高学年としてクラブ活動や縦割り活動へ参加することや、中学生を身近な模範とすることによって、主

体的かつ自発的な活動を促すことができる。中学生にとっては、小学6年生を指導監督する中で、年長者としての自覚や責任感を醸成することが可能となる。

③コミュニケーションの醸成

学校行事や諸活動を通して小学6年生と中学生が協働することによって、児童会・生徒会活動など校種を越えた多様な交流が可能となる。

④体力の増進と健康教育

小学6年生にも中学校の運動場を開放し、中学校の部活動を体験させるなどし、運動習慣を確立させるとともに、小中合わせて9年間の成長を見据えた保健・安全・食育などに取り組むことが可能となる。

(3) 廈門市との友好都市提携

佐世保市と中国福建省の廈門市は友好都市提携を行っている関係から、広田中学校は、廈門外国語学校と友好学校提携に関する協定書に調印し、令和元年度から相互交流を行っている。廈門外国語学校の生徒が広田中学校を訪問したこともあり、広田中学校の生徒も廈門外国語学校を訪問する計画があったが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により未実施である（ただし、リモート交流は行われている）。広田中学校の生徒全てが関与しているわけではなく、国際交流委員を希望した児童・生徒が主として交流を行っている。

職員の所感によると、生徒の国際感覚の醸成に役立っていると感じており、友好学校連携協定の有効期限は5年間となっているが、今後も継続・更新していきたいと考えているとのことである。

(4) ロボットコンテストの成果

広田中学校は、ロボットコンテストにおいて、長年に渡って顕著な成

績を残し続けている。工作部 38 名（男子 35、女子 3）がロボットコンテストに出場しており、工作部の顧問教員はロボットコンテストの審査員も歴任している。なお、顧問教員以外に外部の指導員は存在しない。

広田中学校としても、プログラミング教育には力を入れているところであり、今後もロボットコンテストには積極的に参加する予定とのことであった。

4 予算額・支払額・不用額について

広田中学校の昨今の予算額・支払額・不用額は以下のとおりである。

※平成29年度

H29年度		11 需用費						12 役務費		14 使用材料及び賃借料	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	計
		01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	14 使用材料及び賃借料	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	
275-15 運営費	予 算	5,725,048	198,000	10,000	30,000	1,020,000	150,000	16,000	151,000	57,000		350,000	39,600	7,746,648
	流用・追加配当等	0	81,042	0	0	519,620	0	0	0	0	0	0	0	600,662
	決 算	5,598,532	279,042	10,000	27,000	1,539,620	81,200	16,000	151,000	50,300		304,596	11,000	8,068,290
	不用額	126,516	0	0	3,000	0	68,800	0	0	6,700	0	45,404	28,600	279,020
275-16 教材費	予 算	200,000										150,000		350,000
	流用・追加配当等	273,538	0	0	0	0	0	0	0	0	0	191,940	0	465,478
	決 算	473,538										341,940		815,478
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-20 野外活動	予 算									259,200				259,200
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	17,280	0	0	0	17,280
	決 算									276,480				276,480
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-35 理料整備	予 算	150,000										150,000		300,000
	流用・追加配当等	77,417	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77,417
	決 算	227,417										0		227,417
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	150,000	0	150,000
275-40 図書費	予 算	700,100												700,100
	流用・追加配当等	20,757	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,757
	決 算	720,857												720,857
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-55 パソコン	予 算	700,000					67,200					80,000		847,200
	流用・追加配当等	757,211	0	0	0	0	33,254	0	0	0	0	0	0	790,465
	決 算	1,457,211					100,454					74,900		1,632,565
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,100	0	5,100
283-5 施設補修	予 算						434,000							434,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算						399,080							399,080
	不用額	0	0	0	0	0	34,920	0	0	0	0	0	0	34,920
283-35 整備材料	予 算										100,000			100,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算										99,894			99,894
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	0	0	106
合 計	予 算	7,475,148	198,000	10,000	30,000	1,020,000	651,200	16,000	151,000	316,200	100,000	730,000	39,600	10,737,148
	流用・追加配当等	1,128,923	81,042	0	0	519,620	33,254	0	0	17,280	0	191,940	0	1,972,059
	決 算	8,477,555	279,042	10,000	27,000	1,539,620	580,734	16,000	151,000	326,780	99,894	721,436	11,000	12,240,061
	不用額	126,516	0	0	3,000	0	103,720	0	0	6,700	106	200,504	28,600	469,146

※平成30年度

H30年度		11 需用費						12 役務費			14 使用料及び賃借料	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	計
		01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	01 使用料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金		
275-15 運営費	予 算	5,075,128	233,000	10,000	30,000	1,484,000	150,000	21,000	100,000	63,520		400,000	50,100	7,616,748	
	流用・追加配当等	101,210	14,091	0	0	16,532	0	33,925	84,390	63,620	0	9,193	0	322,961	
	決 算	5,176,338	247,091	10,000	30,000	1,500,532	90,464	54,925	184,390	127,140		409,193	12,000	7,842,073	
	不用額	0	0	0	0	0	59,536	0	0	0	0	0	38,100	97,636	
275-16 教材費	予 算	300,000										200,000		500,000	
	流用・追加配当等	214,650	0	0	0	0	0	0	0	0	0	145,500	0	360,150	
	決 算	514,650										345,500		860,150	
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
275-20 野外活動	予 算									259,200				259,200	
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	決 算									244,080				244,080	
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	15,120	0	0	0	15,120	
275-35 理科整備	予 算	150,000										150,000		300,000	
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	決 算	150,000										149,000		299,000	
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,000	0	1,000	
275-40 図書費	予 算	884,300												884,300	
	流用・追加配当等	20,779	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,779	
	決 算	905,079												905,079	
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
275-55 パソコン	予 算	1,200,000					38,500					50,000		1,288,500	
	流用・追加配当等	761,447	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	761,447	
	決 算	1,961,447					0					46,422		2,007,869	
	不用額	0	0	0	0	0	38,500	0	0	0	0	3,578	0	42,078	
283-5 施設補修	予 算						443,000							443,000	
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	140,139	0	0	0	0	0	0	140,139	
	決 算						583,139							583,139	
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
283-35 整備材料	予 算										90,000			90,000	
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	決 算										89,504			89,504	
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	496	0	0	496	
合 計	予 算	7,609,428	233,000	10,000	30,000	1,484,000	631,500	21,000	100,000	322,720	90,000	800,000	50,100	11,381,748	
	流用・追加配当等	1,098,086	14,091	0	0	16,532	140,139	33,925	84,390	63,620	0	154,693	0	1,605,476	
	決 算	8,707,514	247,091	10,000	30,000	1,500,532	673,603	54,925	184,390	371,220	89,504	950,115	12,000	12,830,894	
	不用額	0	0	0	0	0	98,036	0	0	15,120	496	4,578	38,100	156,330	

※令和元年度

R1年度		11 需用費						12 役務費		13 使用材料及び賃借料	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	計
		01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	13 使用材料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金	
275-15 運営費	予 算	4,769,837	275,000	10,000	30,000	1,477,000	100,000	61,000	140,000	49,000		237,537	43,000	7,192,374
	流用・追加配当等	1,443,810	0	0	0	0	0	3,000	0	0	0	0	0	1,446,810
	決 算	6,213,647	266,742	10,000	30,000	1,155,786	100,000	64,000	135,708	45,840		200,030	25,000	8,246,753
	不用額	0	8,258	0	0	321,214	0	0	4,292	3,160	0	37,507	18,000	392,431
275-16 教材費	予 算	390,000										430,000		820,000
	流用・追加配当等	130,906	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54,200	0	185,106
	決 算	520,906										484,200		1,005,106
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-20 野外活動	予 算									259,200				259,200
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算									259,200				259,200
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-35 理科整備	予 算	49,349										27,152		76,501
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	48,390										0		48,390
	不用額	959	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,152	0	28,111
275-40 図書費	予 算	920,700												920,700
	流用・追加配当等	3,024	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,024
	決 算	923,724												923,724
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-55 パソコン	予 算	1,200,000					26,600							1,226,600
	流用・追加配当等	182,244	0	0	0	0	30,558	0	0	0	0	49,980	0	262,782
	決 算	1,382,244					57,158					49,980		1,489,382
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
283-5 施設補修	予 算						440,000							440,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	58,678	0	0	0	0	0	0	58,678
	決 算						498,678							498,678
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
283-35 整備材料	予 算										90,300			90,300
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算										88,737			88,737
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,563	0	0	1,563
合 計	予 算	7,329,886	275,000	10,000	30,000	1,477,000	566,600	61,000	140,000	308,200	90,300	694,689	43,000	11,025,675
	流用・追加配当等	1,759,984	0	0	0	0	89,236	3,000	0	0	0	104,180	0	1,956,400
	決 算	9,088,911	266,742	10,000	30,000	1,155,786	655,836	64,000	135,708	305,040	88,737	734,210	25,000	12,559,970
	不用額	959	8,258	0	0	321,214	0	0	4,292	3,160	1,563	64,659	18,000	422,105

※令和2年度

R2年度	11 需用費						12 役務費		14 使用料及び賃借料		16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	計
	01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	14 使用料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金		
275-15 運営費	予 算	5,147,252	254,202	10,000	55,000	1,266,000	100,000	101,000	120,000	59,920		360,000	44,000	7,517,374
	流用・追加配当等	688,814	0	0	0	0	0	0	3,488	0	0	53,400	0	745,702
	決 算	5,836,066	80,784	10,000	55,000	1,124,115	92,210	101,000	123,488	2,050		413,400	0	7,838,113
	不用額	0	173,418	0	0	141,885	7,790	0	0	57,870	0	0	44,000	424,963
275-16 教材費	予 算	400,000										240,000		640,000
	流用・追加配当等	8,354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75,240	0	83,594
	決 算	408,354										315,240		723,594
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-20 野外活動	予 算									264,000				264,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	132,000	0	0	0	132,000
	決 算									396,000				396,000
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-35 理科整備	予 算	90,000												90,000
	流用・追加配当等	31,027	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31,027
	決 算	121,027												121,027
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-40 図書費	予 算	922,500												922,500
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	922,443												922,443
	不用額	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
275-55 パソコン	予 算	1,200,000					72,800							1,272,800
	流用・追加配当等	16,495	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,495
	決 算	1,216,495					26,774							1,243,269
	不用額	0	0	0	0	0	46,026	0	0	0	0	0	0	46,026
274-75 学校再開等支 援経費	予 算	1,380,985								19,015		60,000		1,460,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	1,217,296								19,015				1,236,311
	不用額	163,689	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,000	0	223,689
283-5 施設補修	予 算						546,000							546,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算						526,810							526,810
	不用額	0	0	0	0	0	19,190	0	0	0	0	0	0	19,190
283-35 整備材料	予 算										76,000			76,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算										76,000			76,000
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
283-50 学校再開等支 援経費	予 算						40,000							40,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	223,670	0	0	0	0	0	0	223,670
	決 算						263,670							263,670
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	予 算	9,140,737	254,202	10,000	55,000	1,266,000	758,800	101,000	120,000	342,935	76,000	660,000	44,000	12,828,674
	流用・追加配当等	744,690	0	0	0	0	223,670	0	3,488	132,000	0	128,640	0	1,232,488
	決 算	9,721,681	80,784	10,000	55,000	1,124,115	909,464	101,000	123,488	417,065	76,000	728,640	0	13,347,237
	不用額	163,746	173,418	0	0	141,885	73,006	0	0	57,870	0	60,000	44,000	713,925

※令和3年度

R3年度	10 需用費						11 役務費			12 使用料及び賃借料	15 原材料費	17 備品購入費	18 負担金	計
	01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	02 使用料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金		
2-3 運営費	予 算	5,581,432	125,411	10,000	60,000	1,092,000	100,000	81,000	120,000	111,380		300,000	9,000	7,590,223
	流用・追加配当等	572,230	0	0	0	272,038	0	0	0	0	0	159,330	0	1,003,598
	決 算	6,153,662	120,828	10,000	60,000	1,364,038	82,660	67,800	119,554	19,700		459,330	0	8,457,572
	不用額	0	4,583	0	0	0	17,340	13,200	446	91,680	0	0	9,000	136,249
2-4 教材費	予 算	400,000										500,000		900,000
	流用・追加配当等	341,857	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68,390	0	410,247
	決 算	741,857										568,390		1,310,247
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-5 野外活動	予 算									396,000				396,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算									330,000				330,000
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	66,000	0	0	0	66,000
2-8 理科整備	予 算	500,000												500,000
	流用・追加配当等	115,830	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115,830
	決 算	615,830												615,830
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-9 図書費	予 算	984,800												984,800
	流用・追加配当等	368	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368
	決 算	985,168												985,168
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-12 パソコン	予 算	1,400,000					89,100							1,489,100
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	169,950	0	0	0	0	0	0	169,950
	決 算	1,291,002					259,050							1,550,052
	不用額	108,998	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108,998
2-17 学校教育活動 継続支援事業	予 算	1,047,000										63,000		1,110,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	1,026,451										58,000		1,084,451
	不用額	20,549	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	0	25,549
3-1 施設補修	予 算						572,000							572,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	48,054	0	0	0	0	0	0	48,054
	決 算						620,054							620,054
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3-7 整備材料	予 算										72,000			72,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算										72,000			72,000
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3-11 学校教育活動 継続支援事業	予 算						90,000							90,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算						89,650							89,650
	不用額	0	0	0	0	0	350	0	0	0	0	0	0	350
合 計	予 算	9,913,232	125,411	10,000	60,000	1,092,000	851,100	81,000	120,000	507,380	72,000	863,000	9,000	13,704,123
	流用・追加配当等	1,030,285	0	0	0	272,038	218,004	0	0	0	0	227,720	0	1,748,047
	決 算	10,813,970	120,828	10,000	60,000	1,364,038	1,051,414	67,800	119,554	349,700	72,000	1,085,720	0	15,115,024
	不用額	129,547	4,583	0	0	0	17,690	13,200	446	157,680	0	5,000	9,000	337,146

〔広田中学校の会計に関する特徴〕

往査対象となった他三校と比較すると、不用額が低額に抑えられているという傾向がある。この点について往査時に確認したところ、当該年度の予算は前年度の実績を踏まえて市が決定しているため、市から割り振られた予算を適切に費消している結果ではないかとのことであった。

令和元年度のみ光熱水費の不用額が高額になっている理由としては、光熱水費についても前年度の実績を元に計上されること、令和元年度は、例年と異なりプールの利用期間が6月末から8月上旬までに制限されることとなった（例年は9月上旬まで）。これにより、大量の水道水を利用するプールの利用期間が例年より短くなり、結果、全体として、令和元年度の水道使用量が大幅に減少したため、令和元年度の光熱水費の不用額が高額になったのではないかとのことであった。

5 学校施設改善要望

(1) 広田中学校の学校施設要望の有無について、往査前に佐世保市教育委員会に照会したところ、①屋外時計取替修繕、②校舎壁面の塗装、③樹木枯れ枝の伐採、④特別支援学級内の水道施設、⑤体育館内のW i - f i 設置がそれぞれ要望されていた。

①屋外時計取替修繕

令和3年11月30日に修理修繕がなされており、対応は完了している。

②校舎壁面の塗装

小学6年生用の新校舎については新築のため問題がないが、中学校校舎は老朽化が進んでいる。塗装が剥がれるなどし、全体的に校舎が黒

ずんで見える状態となっている。

③樹木枯れ枝の伐採

枯れ枝が落下し危険であるとの理由から要望がなされている。一年に一度伐採を行っているが、その間、新たに枯れ枝が垂れ下がるなどし、通行中の生徒や車両に接触する危険性が生じている。これらの危険性を除去するために、学校としては、半年に1回程度の頻度での伐採を希望している。

④特別支援学級内の水道施設

特別支援学級が設置されたが、水道施設がなく生活訓練等に支障をきたしている。特別支援学級の生活訓練等には水道施設が欠かせないことから、学校としては、水道施設の設置を希望している。

⑤体育館内のW i - f i 設置

体育館では生徒の授業、集会などが行われ、今後、インターネットを活用したリアルタイムの情報収集や資料活用が不可欠と考えられるところ、体育館にはネット環境が整備されていないため、学校としては、W i - f i 設備の設置を希望している。

- (2) その他、往査時に学校から聴取した結果、次のような学校施設改善について以下の意見が出された。すなわち、屋外時計の取替については、保護者や生徒からも指摘があり、学校としても市に要望を出し続け、漸く修繕がなされた。その他にも修繕要望は出し続けているが、補修等が十分になされているとは言い難い状況である。

6 特別支援学級

「15 学校内施設視察」においても述べるように、小中一貫型教育の

ため小学6年生を中学校施設内に受け入れた結果、特別支援学級に割く教室が不足するという状況が生じている。もともと、小学6年生用の新校舎建設の段階で増設されるという話だったものが、現在も設置されていない。

広田中学校では、中学生に加えて小学6年生の安全を確保する必要があるところ、防犯カメラが不足しており、監視に穴がある状況であるため、防犯カメラの増設をお願いしたい。

中学校校舎建設から30年以上が経過しており、全体的に老朽化が進んでいる。予算の都合上難しいことは理解しているが、全体的に暗い雰囲気となっており、生徒の健全な育成という観点からは相応しくないと感じている。

【意見】

- (1) 学校事故に関する国家賠償法については、第5章の5の【指摘】(274ページ以下)のとおりである。

広田中学校は、小中一貫型教育によって、小学6年生の生徒が中学校敷地内を日常的に出入りしているという状況にある。小学校の場合、児童の危険状態に対する判断能力、適応能力の低さを理由に学校側に高度の安全性を要求される傾向があることから、広田中学校の場合には、他の中学校にも増して、生徒の安全面について特別な配慮が必要となる。

確かに小学校校舎は新築であり、安全性に対する懸念は少ないかもしれないが、小学校生徒は授業や図書館利用、部活動体験等によって中学校校舎に頻繁に出入りすることが想定されるため、中学校校舎についても、小学校生徒の利用という観点から安全面を検討する必要がある。

広田中学校校舎は設置後30年を経過し、全体的な老朽化が進んで

いる。校舎を全面的に改修することは予算の観点で難しい面があることは理解しうるが、佐世保市としては、生徒の安全の支障となる事項については、確実に補修等を行っていただきたい。

(2) 枯れ枝の伐採を行っている樹木は、校舎玄関そばの、広田中学校の生徒らが登下校のため日常的に通行する位置に存在している。先述のとおり、広田中学校は他の中学校と比してより高度な安全面の配慮が必要となることから、伐採の頻度を増やし、枯れ枝の落下を防止することが求められる。予算の都合上難しいのであれば、柵やバリケード等を設け、生徒らが立ち入ることがないように安全対策を講じるべきである。

(3) 防犯上の観点から、防犯カメラの具体的な設置場所については言及を控えるが、小学校生徒の安全を確保するために、追加の防犯カメラ設置を検討していただきたい。

7 就学援助費、特別支援教育就学奨励費支給状況

※令和3年度 就学援助費支給内容（単位：円）

学校名	新入学用品費		学用品費		通学用品費		通学費		医療費		修学旅行費		給食費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
広田中学校	5	300,000	88	1,996,452	59	133,930	2	9,660	4	18,040	25	600,000	86	3,997,070	269	7,055,152

※令和3年度 特別支援教育就学奨励費支給状況（単位：円）

学校名	新入学用品費		学用品購入費		通学費		修学旅行費		給食費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
広田中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	2	39,330	2	39,330

広田中学校における令和3年度の就学援助費及び特別支援教育就学奨励

費の支給内容は上記のとおりである。

現地視察の際聴取したところでは、例年、新入学生徒の保護者を対象に就学援助制度等の説明を行っているとのことであった。なお、令和2年度において、就学援助の対象と考えられる家庭のうち、就学援助を利用しない家庭が1件あったため、当該家庭に対して個別に就学援助の利用を促したが、制度の利用を拒否されるという事例があった。

【意見】

学校側としては、就学援助対象生徒の保護者が就学援助の利用を拒否した場合、強制的に利用させることは不可能であり、結果、本来であれば就学援助の恩恵を受けることが可能であったはずの生徒に不利益が生ずることとなる。佐世保市教育委員会総務課の通知によると、各学校にて積極的に生徒向けに広報することとなっているが、本件のように、就学援助対象者が就学援助の利用を拒否するという事態を想定していなかったものと推測される。

就学援助の利用を保護者に拒否された場合に不利益を被るのは生徒である。佐世保市としては、就学援助を受ける権利が生徒の権利でもあることを保護者に説明する等して、就学援助対象者の利用漏れを無くすよう、学校側と連携して取り組むよう求める。

8 学校給食費徴収状況

広田中学校の学校給食費徴収状況については、若干名の未納者が存在する。往査時の聴取によると、未納者は就学支援の対象ではなく、未納となった理由は不明とのことである。給食費未納の場合には、生徒に保護者宛ての手紙を渡している（ただし、手紙は封がなされており、給食費支払督促であることが生徒にはわからないよう配慮している）。

収納額が月によってばらつきがある理由としては、給食費の支払い方法につき、一括納付や分割納付があるからである。集計上は年度の最終月である3月に未納者が集中しているように見えるが、実際は月ごとのデータが存在せず、3月にまとめて集計されているに過ぎない。

往査時の聴取によると、公会計化によってサポートスタッフの負担は格段に軽減され、会計の透明性も増したとのことである。

給食費の支払い方法について、令和3年度までは持参方式のみであったが、公会計化に伴い原則として口座振替を用いて徴収されている。

9 部費・修学旅行費管理

部費徴収状況は以下のとおりである。なお、広田中学校においては、修学旅行積立に関わる制度及び金銭の取り扱いはなく、業者取り扱いとなっているとのことであった。

[資料の]

1年生に関係する、諸会費・教材費・活動費について（令和3年度）

給食費	1か月 4,600円
PTA会費等	1か月 600円 (PTA会費 400円, 体育文化後援会費 170円, 生徒会費 30円)
野外宿泊費	2,000円程度
教材費	9,000円程度(年間) 分割2回払い(5月・6月)

部活動に要する経費(令和3年度)

部活名	部費(円)	その他(遠征費等)
陸上(男子)	部費(月1,000円)	遠征費、初回試合申込費、県登録費
陸上(女子)	部費(月1,000円)	遠征費、初回試合申込費、県登録費
テニス(男)	部費1年間7,000円 (3年生は1,750円)	登録費・個人戦大会費・遠征費(交通費と弁当代など)
テニス(女)	部費(月1,000円)	遠征費(会場の距離に応じて日ごとに)
バレーボール(男)	部費(月1,000円)	遠征費・個人登録費
バレーボール(女)	部費(月1,500円)	遠征費
サッカー	部費(月1,000円)	遠征費
野球	部費(月1,500円)	車代 市内300円、市外500円
バスケット(男)	部費(月2,000円) その内1,000円が保護者会費	協会登録費、遠征交通費(その都度徴収)
バスケット(女)	部費(月2,000円)	遠征費
バドミントン	年間6,000円(部費) +6,000円(保護者会費)	ガンリン代・駐車料金(車出し分)
卓球	部費(月700円)	車代として徴収 大会参加費別途徴収
剣道	ありません	道場入門生のため、道場への出費があります。
空手道	ありません	連盟登録費
水泳	年1,000円程度	大会参加料別途徴収
体操	ありません	ありません
柔道	ありません	道場入門生のため、道場への出費があります。
吹奏楽	部費(月2,500円)	200円は保護者会費
美術	ありません	ありません
工作	部費(3,000円×年3回) 主に作品材料費	県大会バス代(2,000円前後)

※用具、ユニフォーム等は別途個人負担になります。

久田中 入部説明会資料、11

部費の管理について学校は関与をしておらず、各部活動の保護者が管理を行っている。学校としても、直接管理は行っていないが、部費の適切な管理を行うことを保護者に促すよう、部活動の顧問教員を指導している。

【意見】

部費については、徴収・収支その他について定まった規則は存在せず、各部活動の保護者に管理を委ねているということが実態のようである。金額についても、概ね1000円程度であるが、剣道部や空手道部は部費を徴収していないなど、各部活によってばらつきが見られる。使途としては、遠征費等に用いられているように見て取れるが、明細が定かではなく、実際に部費がどのように使われたかは判然としない。

このように、部費の管理について透明性が担保されていない状況では、部員や部員の保護者が部費の収支について疑義があるとしても、適切な調査等ができないという問題がある。部費は保護者が負担する私費であり、学校としても適切な管理が求められる。

佐世保市としては、部費の管理について、収支を含め適正担保を検討していただきたい。

10 PTA会費管理

- (1) PTA会費は、学校を通じて、生徒会費、及び体育文化後援会費と併せて徴収されている（合計600円、PTA会費は400円）。金銭の出入については、PTA会長及び校長の決裁により行われる。

諸会費領収証

[資料②-1]

令和3年度 佐世保市立広田中学校

保護者様			
年 組 号 氏名			
P T A 会 費 400円		生徒会費 30円	
体育文化後援会費 170円		合 計 600円	
上記金額を毎月お納め下さいますようお願いいたします。			
4 月 分	入金 円	10 月 分	入金 円
	4月27日締		10月26日締
5 月 分	入金 円	11 月 分	入金 円
	5月25日締		11月26日締
6 月 分	入金 円	12 月 分	入金 円
	6月29日締		12月15日締
7 月 分	入金 円	1 月 分	入金 円
	7月9日締		1月25日締
8 月 分	入金 円	2 月 分	入金 円
	7月9日締		2月8日締
9 月 分	入金 円	3 月 分	入金 円
	9月28日締		3月7日締

入金額を必ず記入して下さい。
 ※領収書になりますので大切に保管お願いします。
 時間: AM9時(厳守のこと)

[資料②-2]

購入・支出伺伝票

令和 年 月 日 NO

区分	PTA	項目			
品名	数量	単価	金額	備考	
計					
校長	教頭	主幹教諭	会計	P会計	係
会長					

(2) P T A会費の監査については、2名の監査人がおり、新年度初めに前年度の会計監査を行い、総会で決議がなされている。

令和3年度のP T A会費決算状況は以下のとおりである。

〔資料②-3〕

令和3年度佐世保市広田中学校PTA決算書

収入総額	2,792,580 円	世帯数	448 世帯
支出総額	1,893,105 円	生徒数	490 人
差引残額	899,475 円	教職員数	33 人

(収入の部)

項目	3年度 予算額	3年度 決算額	比較増減	備考
会費	2,308,800	1,791,200	▲ 517,600	400 円× 481 人×9か月
繰越金	950,469	950,469	0	前年度繰越金
雑収入	0	2,811	2,811	利息・過年度PTA会費未納金分(納金)
補助金		48,100		市P連・県P連補助金
合計	3,259,269	2,792,580	▲ 514,789	

(支出の部)

項目	3年度 予算額	3年度 決算額	予算残額	備考
事務費	90,000	18,224	71,776	
通信運搬費	150,000	121,453	28,547	トナー・納入袋
計	40,000	33,880	6,120	切手・安心メール利用料・振込手数料
大会費	280,000	173,557	106,443	
大会参加費	250,000	0	250,000	市P連総会・県P佐世保大会・九P福岡大会
研修講習費	45,000	2,100	42,900	研修会・講習会・市P連活動参加費
計	295,000	2,100	292,900	
本部・専門部費	70,000	0	70,000	球技大会弁当お茶・会議費・備品代
保健体育部費	20,000	0	20,000	講演会飲み物代
生活指導部費	10,000	0	10,000	備品代
文化広報費	250,000	219,120	30,880	広報紙作成・新聞発行年間2回
学年部費	120,000	0	120,000	マラソン・駅伝大会うどん作り・講演会講師料
地区部費	10,000	9,346	654	お茶代
活動費	180,000	54,000	126,000	音楽祭参加(バス代)・指導者謝礼・卒業式コージュ
計	660,000	282,466	377,534	
小計	1,235,000	458,123	776,877	
援助費	150,000	0	150,000	東部ブロック球技大会・保健研究大会
学芸奨励費	100,000	86,352	13,648	卒業記念品・生徒皆勤賞図書カード
保健衛生費	3,000	1,656	1,344	胸部X線デジタル撮影・校医お茶代
駐車場整備費	65,000	61,600	3,400	体育大会(警備員4名)
小計	318,000	149,608	168,392	
その他	80,000	70,716	9,284	記念品料(本部役員退任)・花束代
個人情報漏えい補償	10,000	8,100	1,900	
安全互助会	125,610	125,610	0	260 円× 485 人 退会手数料540円
負担金	365,560	365,560	0	県F 300円/ 市F 360円 各 485 人分
健全育成会	10,000	0	10,000	助成金
退職金引当金	10,000	10,000	0	事務補助員退職積立金 累計:2万円
記念式典積立金	10,000	10,000	0	創立記念事業積立金:10年毎 累計:10万円
九P沖縄大会積立金	20,000	20,000	0	沖縄大会積立金:10年毎 累計:12万円
事務補助員社会保険料	360,000	345,918	14,082	PTA負担金
事務補助員通信事務費	60,000	60,000	0	5,000円/月×12か月
事務補助員X線デジタル撮	2,000	1,870	130	
記念品等購入費	150,000	0	150,000	
予備費	503,099	267,600	235,499	高遠測定サーマルカメラ、会費返金分、事務補助員退職慰労金
小計	1,706,269	1,285,374	420,895	
合計	3,259,269	1,893,105	1,366,164	

差引残高 収入 2,792,580 支出 1,893,105 残高(次年度繰越) 899,475

監査の結果、相違ないことを証明いたします。

令和4年3月31日

監査人

田川 亜寿彦
秋本 哲朗

市事務補助員交付金
内訳

項目	金額	備考
(収入) 市交付金	2,205,020	
合計	2,205,020	
(支出) 給与	2,185,300	
保険料	19,670	
拠出金	50	
合計	2,205,020	

(特別会計)

項目	累計	備考
記念式典積立金	110,000	H23年度～R3年度分
九P沖縄大会積立金	140,000	H27年度～R3年度分

項目	金額	備考
市交付金収入金額	2,163,450	
市交付金支出金額	2,163,450	
差引残高	0	

【評価】

P T A会費につき、諸会費領収証を発行するなど、適切に徴収がなされている。また、金銭の出入についても、P T A会長と校長らにより稟議がなされ、購入・支出伺伝票が作成されるなど、収支の透明化が図られている点は評価できる。

【意見】

令和3年度の予算額が230万8800円であるのに対して、決算額が179万1200円となっている。予算額のうち、大会参加費25万円に対して、決算額が0円となるなど、新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、各種大会・会議が延期又は中止されたことに起因して、P T A会費の支出が抑えられたことが見て取れる。つまり、令和3年度については、P T A会費は毎月400円ずつ各世帯から徴収されている中で、各世帯からの会費収入相当の活動がなされなかったといえる。

新型コロナウイルス感染拡大という特殊事情を除外するとしても、前年度繰越金が95万469円計上されている状況においては、特別の目的のための積立てや将来の特別支出が予測されないという場合、P T A会費の減免を広田中学校から提言することも検討していただきたい。

1 1 校則

(1) 広田中学校の校則

広田中学校の校則では、末尾参考資料のとおり、「私たちの生活心得」が、また、夏休み等の長期休暇における校則として、「連休の過ごし方について」等が定められている。他の往査対象校との比較の限りであるが、

身なりから所持品に至るまで比較的広範に渡って取り決めがなされている点に特色がある。

(2) 校則に関する往査時の質疑応答

包括外部監査人は、校則につき、宮崎県弁護士会が提案している校則に関する目的効果基準を参考として、その目的、関連性等につき照会したところ、以下の回答を受けた。

ア 登下校は原則徒歩とし、自転車通学は禁止している。通学路は自動車の交通量が多いため危険であることが主たる理由であるが、生徒の体力作りという意味合いもある。また、そもそも生徒全員分の自転車置き場を確保することができないという問題もある。しかし、学区が3 km範囲内ということもあり、生徒の通学に支障は無いと認識している。

イ 登下校時に制服を着用することを義務付けている。これは、社会に出たらそれぞれユニフォームを着ることになるという自覚を促すためである。また、安全面の観点からは、制服を着用することによって広田中学校の生徒であることを把握しやすくなるという利点がある。

ウ 登下校時の買い食いや寄り道は禁止している。寄り道先でトラブルに巻き込まれることを防ぐなど、主として安全面の観点からそのような規定を設けている。登下校中の生徒の行動については学校の権限外であるという認識であるが、学校生活と密接に関係するものであって登下校中が権限外だからという理由で学校が見て見ぬふりをすることは難しいのではないかと考えている。

エ 校外活動については、友人との外泊の禁止、外出時間の制限などを規定している。校外活動については学校の権限外であるという認識だが、学校外で生徒にトラブルが生じた場合であっても、学校が適切に

指導をしていたかという点は問題になるのであるから、必ずしも切り離して考えることはできないのではないかと考えている。友人との外泊については「絶対にしない」とあるが、保護者が同伴している場合には問題無いと考えている。

オ 服装については細部に渡って規制している。「美しく着こなす」をモットーに、マナー意識の醸成という観点から、中学生としてふさわしい身なりをするよう指導している。生徒間における、いわゆる「おしやれ合戦」の防止という意味合いもあるが、広田中学校の生徒にはそのような意識は無いのではないかと感じている。服装の確認は登下校時に校門で行っているが、生徒の様子を把握することが主眼であり、服装の確認は副次的なものである。

カ 通学鞆についても規定があるが、理由は服装に関する規定と同様である。

キ 肌着の色を指定しているが、これは中間服シーズンの際に色物肌着が透けることはマナーに反するという趣旨であると認識している。もっとも、冬季には黒色の防寒肌着を身に着けている生徒が複数存在することは認識しているが、特に問題視はしていない。女子のブラジャーについても「肌着」の規定に含まれると考えているが、目視による直接確認などは行っていない。一見して明らかにブラジャーが透けているような場合には同性教員が声掛けを行うなどする可能性はある。

ク 身なりに関する校則違反が見つかった場合には、即時指導し改善を促している。染髪など、発見時にその場で改善することが難しい校則違反を発見した場合であっても黒染めの強要などは行っていない。まずは保護者に連絡して改善するよう依頼をしている。

ケ いわゆるジェンダーレス、LGBTQについて議論があることは認識しており、実際、広田中学校でも、男女どちらでもスラックスを利

用できるようにするという案を検討中である。LGBTQの生徒が男女どちらの格好をしても問題はないが、着替えをどこでするのか、着替える場所を確保できるのかという問題はある。LGBTQ問題は広田中学校単独で対応することには限界があるとも考えている。過去に、女生徒が男子用の制服を着用したいと申し出たケースがあったが、実際に着用には至らなかった。

コ 長崎県の通達に基づき携帯電話の持ち込みは禁止している。脅迫やわいせつ事案、SNSトラブルなどの防止の観点から禁止されていると認識している。過去に、授業風景を生徒が撮影したものが拡散されるという出来事もあった。保護者への連絡という観点からは、生徒や保護者の申し出により学校で随時対応していること、学校の隣に併設されている公民館に公衆電話があるため問題ないと考えている。なお、数年前までは学校内に公衆電話があったが、利用者が少ないという理由で撤去されている。生徒の事情によっては、生徒が持参してきた携帯電話を朝預かり、放課後に返却するという対応も行っている。しかし、生徒全員にそのような対応をすることは難しいと考えている。高額物品であるスマートフォンを学校側が預かるという点についても、故障が発生した場合の責任の所在について問題が生じかねないと考えている。

サ 全国的な校則見直しの機運があり、また、佐世保市による校則見直しの通達が出されていることは当然理解しており、市や県が主導して校則の見直しを促す雰囲気醸成された場合には、広田中学校としても同調する用意はある。しかし、現状特に問題が生じておらず、また、生徒や保護者の理解も得られていると認識しており、現行の校則を前提に随時改定を行えば足りると考えている。校則を子どもの権利を反映したものにすべきという意見があることは理解しているが、様々な

生徒がいる中で、全て自主性に委ねるということは難しいのではないかと考えている。

校則の改定は生徒指導部（教員）で協議・検討して行っている。保護者や生徒の意見を直接取り入れる制度はないが、毎年実施しているアンケートにおいて出された保護者や生徒からの意見には目を通しており、適宜参考にしている。

【評価】

LGBTQに関する事項について、男女兼用のスラックス導入を検討している点は、先進的な試みとして評価することができる。また、実際には実施された例はないが、学校としては生徒が男女どちらの服装を選んでも問題ないとの立場であることなども、生徒の権利としての多様な生き方を肯定するものとして高く評価することができる。

【意見】

(1) 宮崎県弁護士会が提唱している校則に関する目的効果基準に照らすと、以下については、校則に重要な教育目的があるか、校則の目的と教育手段との実質的関連性の有無について再検討が妥当と思われる。

(2) 登下校方法の規制

登下校についても学校の裁量が及びうる可能性はあるが、この点は慎重に考慮すべきである点は既に述べたとおりである。

しかし、広田中学校が登下校を原則徒歩としている理由は、交通量の多い通学路を多数の生徒が自転車通学をすることによって、交通事故等に巻き込まれることを防ぐことにある。これは、生徒の安全確保という重要な教育目的といえるうえに、広田中学校の校区は3km圏内であるため、生徒が徒歩通学を行う負担も過度とはいえない。もっとも、

生徒の保護者からは教材の持ち帰りで鞆が重くなっており、通学の負担が大きいとの指摘もあがっているところであり、学校としては、持ち帰り不要な教材は学校に置いておくよう生徒へ指導するなどの改善を勧める。

(3) 登校時の制服着用義務

ユニフォームを着用することにより自覚を促すという点については、重要な教育目的とは言えない。もっとも、安全面の観点から制服を着用するという点については、生徒の安全を守るという意味では一考の余地がある。しかし、制服を着用し、広田中学校の生徒であることが一目で判明することが何故、生徒の安全確保に資するのか趣旨が不明である。登下校時の制服着用義務については撤廃等を含めて検討を勧める。

(4) 寄り道の禁止規定

寄り道を禁止する趣旨は、主としてトラブル防止とされているが、登下校時に関する規制については慎重に考慮すべきであるうえに、生徒が帰宅して着替えた後に出掛けた場合と、帰宅前に寄り道した場合を比較した際に、トラブルに巻き込まれる可能性に顕著な差が現れるとは想定しがたい。そうであるならば、寄り道を禁止したとしても、トラブルを防止することは不可能なのであるから、端的に寄り道を禁止する規定を撤廃することの検討を勧める。

(5) 校外活動の制限規定

先述のとおり、学校外の規制については限定的にすべきところ、広田中学校では、①校外では中学生らしい服装をし、身分証明書を提示できるよう所持をしておくこと、②友人宅への外泊禁止、③外出時間については夏季19時、冬季は18時までとする、④カラオケボックスの生徒だけの立ち寄り禁止、⑤ゲームセンターには立ち入らないなど、さまざまな規制を行っている。

まず、①については、そもそも「中学生らしい服装」というものが抽象的に過ぎ、およそ規範としての意味を有していない。また、身分証明書の所持を義務付けている点も、いかなる教育目的があるのか判然としないため、撤廃を検討していただきたい。

②については、往査時に確認したところによると、保護者同伴であれば外泊は認めているとのことであったが、友人宅への外泊を原則として禁止する本規定は生徒の権利を過度に制限するものであるといえる。一例として、「友人宅への外泊は保護者の許可を得てから行う」とするか、端的に撤廃を検討していただきたい。

③については、おそらく、暗くなる前の帰宅を促し生徒の安全を確保するという趣旨であるから、教育目的として理解しうる点はある。しかし、生徒が外出している理由はさまざまであり、一律に外出時間を制限することは生徒の権利の過度な制限といえるため、撤廃を検討していただきたい。

④及び⑤については、カラオケボックスやゲームセンターに立ち入ることによって生徒がトラブルに巻き込まれることを防止するという趣旨であるものと推測される。しかし、ゲームセンターに立ち入ることによってトラブルに巻き込まれる等というのは、いわゆる不良の溜まり場とみなされていた過去の印象に囚われた偏見と言わざるをえない。また、そもそも、これらの店舗数自体が時代の変化とともに急速に減少しているのであるから、その必要性にも疑義があるところである。学校には、端的に撤廃することも含めて検討していただきたい。

(6) 服装に関する各種規制

広田中学校は、服装も含めた身なりについての詳細の規定が置かれている点に特徴がある。

総則的な意味合いのものとして、「中学生らしい身なり」をするよう

規定されているが、上述したとおり、「中学生らしさ」という概念は抽象的に過ぎ、規範としての意味をなしていない。そればかりか、大人の考える「らしさ」を生徒に押し付けるものであるといえる。

広田中学校では、服装について、長さ、色、着用時期に至るまで規制がなされている。一例として、靴下の色は白色でワンポイント（ポイントの色は黒）とされているが、靴下の色を白色にすることに重要な教育目的があるとはおよそ考え難い。髪型についても、イラストを掲載し標準的な髪型として紹介しているが、このような髪型を強制させることに重要な教育目的を見出すことは出来ない。広田中学校の服装規定は全体として生徒の権利を過度に制限するものであるとの指摘を免れ得ないものといえる。

もっとも、往査時に聴取したところによると、実際にはある程度柔軟に対応しており、服装規定が形骸化しつつあるというのが実態であった。そうであればこそ、学校には、服装を含めた身なり全般の規定を見直し、不要と考えられる点は撤廃するなどの対応をしていただきたい。

（7）所持品の規制

携帯電話の持ち込みを禁止するなど、学校内に持ち込むことができる物について制限を設けることは、学校教育の維持及び生徒の安全性確保という観点から肯定することができる。

しかし、携帯電話はいまや平均すると一人一台以上を所有する社会インフラとしての役割を担っている。学校内においても、特にスマートフォンについては、保護者との連絡、情報の即時入手、防災情報の把握など、生徒の学校生活に資するさまざまな役割があり、その必要性も高いといえる。確かに、授業時間中も含めた学校生活全般においてスマートフォンの利用に一切の制限を掛けなかった場合、学校教育の維持が難しくなるという点については十分に理解しうる。もっとも、上述のと

おり、スマートフォンは極めて利便性が高く、持ち込みを許可した場合に生徒が享受するメリットも大きいことから、一律の制限ではないルール作りが望ましいといえる。

他方、1台10万円を超えることも珍しくないスマートフォンを学校の責任のもとで一元管理することが難しいという意見も理解しうる場所であるから、専用のロッカーを整備するなど、適切なスマートフォン利用がなされるようなルール作りを検討していただきたい。

(8) 校則の改定について

広田中学校では教員主導のもと校則の見直しが行われている。しかし、校則により制限を受けるのは生徒である。最終的な決定権を教員が持つことは止むを得ないが、生徒会で校則案を検討・提案することができるようにするなど、生徒の自主性を尊重するような校則改定のプロセスを策定していただきたい。

1 2 学区（通学路）

広田中学校の学区は、重尾町、浦川内町、広田町、広田一丁目、広田二丁目、広田三丁目、広田四丁目、中原町、崎岡町、ハウステンボス町の一部である。

上記「1 広田中学校の概要」で述べたとおり、広田中学校は、平成3年4月、早岐中学校から分離独立する形で新設されている。

「10 校則」で述べたとおり、広田中学校の生徒は原則として徒歩通学を行っている。学区が3km範囲内となっていることから、バスや電車で通学している生徒は存在しない。

【評価】

3km圏内という学区設定は、生徒の通学上の便宜に対して妥当な配慮がなされていると評価できる。なお、往査時の聴取によると、学校側としても適切な校区設定であるという認識であり、特段の問題は生じていないとのことであった。

1.3 冷暖房稼働状況

(1) 広田中学校における冷房稼働状況は以下のとおりである。

ア 稼働期間・時刻

6月1日から9月30日まで

午前8時10分から午後4時20分まで

イ 稼働時設定温度

25℃

ウ 稼働に関するルール

学級担任または学年職員で電源を入れる。

電力負荷が一気にかからないように学年で時間をずらして電源を入れる。

(2) 広田中学校における暖房稼働状況は以下のとおりである。

ア 稼働期間・時刻

12月1日から3月31日まで

午前8時10分から午後4時20分まで

イ 稼働時設定温度

18℃

ウ 稼働に関するルール

学級担任または学年職員で電源を入れる。

電力負荷が一気にかからないように学年で時間をずらして電源を入れる

(3) 実際には、室温の状況等に応じて、教員にて温度等を調整しているとのことである。

【意見】

同じ季節であるとしても、天候や時間帯により寒暖の差が発生し、また、生徒の体調等も変化することから、冷暖房設備利用については、柔軟に運用していただきたい。

1.4 情報セキュリティ管理及び個人情報の取り扱い状況

広田中学校としては、USBメモリの外部持ち込みを禁止している。持ち出しについても、事前に校長の許可を得て、持ち出した情報について管理台帳に記載している。教員に対するセキュリティ研修も定期的に行っている。

生徒のセキュリティ教育については、生徒にタブレットを配布する際に行っており、過去にはICT教育に関する講演会を行ったこともある。

生徒のタブレット管理については、教室内に専用のキャビネットを用意し、そこで管理を行っている。生徒に対して、タブレットを持ち帰るよう指導しているとのことであるが、その理由としては、新型コロナウイルスの感染拡大によって急遽休校になった場合であっても自学自習が可能となり、また、リモート授業を行うなどの対応が容易になるからとのことであった。

紙媒体についても、公文書の保管規定に基づいて適切に管理を行って

いる。

1 5 学校内施設視察

(1) 図書室

書籍の購入予算は10万円と決まっており、その中から司書が選定を行う。生徒が書籍を直接選定することは無いが、図書室内にリクエストボックスを設けており、生徒からの要望を取り入れている。特別支援学級の生徒らも利用できるよう、蔵書の中には絵本も取り揃えられている。

蔵書率100パーセント以上を保つようにとの市からの要請があり、購入書籍数以上の不用書籍を廃棄することができないという問題がある。その結果として、閉架図書で実際には貸し出しがなされていないにも関わらず、処分をすることができない書籍が大量に存置されているという状況がある。

広田中学校の図書室ではあるものの、小中一貫型教育の一環として、広田小学校の6年生も自由に図書室を利用できる。

【意見】

後述の第5章の13（289ページ以下）のとおり、ICT技術の飛躍的発展により、今後図書室の在り方も見直しを迫られることが想定される。佐世保市としては、蔵書率に拘泥することなく、生徒の学習に資するよう、今後も随時施策の見直しを行っていただきたい。

(2) 美術室

備品等適切に管理されており、特段の問題はない。

(3) パソコン室

一人につき一台のタブレットが配布されたことから、パソコン室に設置されていたパソコンは全て撤去されている。現在は、職員研修やPTAの会合に使われている。パソコン室にはパソコンが設置されていたことから、特別教室のうち唯一エアコンが設置されていた。

パソコン室に備え付けられているブラウン管TVは現在使われておらず、処分する必要があるが、専門業者でなければ取り外しが難しく、処分を行えていない。

【指摘】

パソコン室を生徒が利用する機会は減少したが、現在もPTA会合などに利用され続けている。問題となっているブラウン管TVは、天井から吊り下げられる形で設置されているため、老朽化によって、生徒職員その他が負傷する等の落下事故が生じるおそれがある。佐世保市としては速やかな撤去処分を検討していただきたい。

(4) 生徒会室

生徒会役員が毎日放課後に利用している。生徒会室内には公職選挙に用いられる投票箱が保管されており、生徒会選挙の際には本物の投票箱を用いて投票が行われている。

(5) プール

いわゆる腰洗い、目洗いについては現在使用されていない。プール内清掃は清掃業者ではなく、夏季シーズン前に教員及び生徒の有志が行っている。

【意見】

プール後の洗眼については、日本眼科医会も非推奨とするなど、生徒の健康に悪影響を及ぼす可能性がある。腰洗いについても、その必要性については疑義がある。佐世保市としては、設備の撤去を検討していただきたい。

(6) 保健室

養護教諭が常駐し、傷病の生徒に対応している。備品等も適切に管理されていた。

(7) 体育館

体育館の屋根の雨どいに落ち葉が詰まり、排水が十分に出来ず、周辺住民に被害が及ぶことがある。雨どいについては定期清掃は行っておらず、問題が発生した場合に事後的に対応している状況である。

体育館は校舎から距離があることもあり、インターネットが利用できない場合がある。

【意見】

(1) 雨どいに落ち葉が詰まることによって、近隣住民に被害が及んでいることが認識されている中で、これを放置することは、国家賠償法上の責任を負いかねない。予算の都合はあるが、定期清掃の実施を検討していただきたい。

(2) 体育館は生徒が授業で使用するのみならず、生徒集会・近隣住民の利用、災害時には緊急避難場所としても活用されるものである。佐世保市としては、体育館のネット環境整備を検討していただきたい。

(8) 特別支援学級

通常学級での授業が難しい生徒が利用している。空き教室に限りがあることから、小学6年生用の特別支援学級教室(ひまわり学級)については、程度や傾向の異なる生徒を一つの教室で集め、パーテーションで区切って使用している。

【意見】

広田小学校のひまわり学級については、知的の児童が在籍している。

「知的」とは、その年齢段階に標準的に要求される知的機能に比較して、その発達段階が低い生徒が対象である。

他方、「情緒」とは、情緒の現れ方が偏っていたり、その現れ方が激しかったりする状態を自らの意思でコントロールすることが困難な結果、集団学習等を行うことが難しい生徒が対象である。「病弱」とは、病気等により継続して医療や生活上の管理が必要とされる生徒が対象である。

知的・情緒・病弱の三種は、それぞれ必要となる支援の内容も異なることから、生徒一人一人の実情に即した個別具体的な対応が学校としても求められる。本件は、小学校の案件であるが、小中学校一貫教育を採用していることから、佐世保市として、支援を必要とする生徒一人一人が適切な支援を得られるよう、新校舎の増築等の際には、中学生による支援(障害者に関する教育)も考慮したより良い支援体制実現等検討していただきたい。

(9) その他

中学校舎内の通路等に段差が見受けられた。なお、当該段差は校舎と校舎を繋ぐ通路にも存在していた。

【意見】

往査時に確認したところによると、上記通路の段差は車いすによる単独での通行は困難とって差し支えない状況であった。このような状態はバリアフリーという観点から問題があるというに留まらず、災害時に車いすを利用している生徒の避難を困難にさせ、当該生徒をサポートしている周囲の人間をも危険に晒すものといえる。佐世保市としては、速やかな対応をすべきである。

第5章 市立中学校往査：宇久中学校

1 宇久中学校概要



※宇久中学校外観

(1) 学校沿革概要

昭和22年4月1日、教育制度改革に伴い、平村立宇久中学校創立。
昭和30年4月1日、町村合併により宇久町立宇久中学校となった。昭和60年、現校舎落成。平成17年4月1日、宇久中・神浦中が統合して宇久中学校となる。また、同日、後述の小中高一貫教育研究指定校となった。平成18年3月31日、佐世保市との合併により、佐世保市立宇久中学校となる。同年11月、内閣府より小中高一貫教育特区の認定を受けた。

昭和30年代、生徒数は500人に達していたが、近年は過疎化によ

り、減少の一途を辿っている。保護者や地域住民は教育に対する関心が強く、学校教育には進んで協力・援助がなされているとのことである。

(2) 地形的特徴

本校は、宇久島の平港から北に位置する。宇久島は、五島列島の最北端に位置し、周囲37.7km、令和4年4月1日現在人口1,794人、世帯数1,047の離島である。平成17年度末に、佐世保市との合併により、佐世保市宇久町となった。宇久島の主な産業は、農業、漁業、畜産業、建設業であるが、観光業にも注力している。

(3) 学級編成と生徒数推移

学 年	H 3 0	H 3 1	R 2	R 3	R 4
1 年	7	5	4	6	7
2 年	9	7	4	3	7
3 年	6	9	7	3	3
合 計	22	21	15	12	17
学級数	3	3	※2	※2	3

※令和2年度、令和3年度は複式学級

(4) 部活動加入者

学 部名	年	男子生徒				女子生徒				合計
		1 年	2 年	3 年	小 計	1 年	2 年	3 年	小 計	
バレー						6	1	2	9	9
陸上	0	3	1	4	0	0	0	0	4	
吹奏楽	0	0	0	0	1	2	0	0	3	
未加入者	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
総計	0	4	1	5	7	3	2	12	17	

(5) 卒業後の進路状況

進学先	年度							
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
宇久高等学校	11	6	9	4	8	7	3	
佐世保市内公立高校	1		1	1				
長崎県内 市外公立高校	1		1					
佐世保市内私立高校				1	1			
長崎県内 市外私立高校								
長崎県外 私立高校								
その他	1		1					
計	14	6	12	6	9	7	3	

(6) 職員構成

ア 校長：萩山栄二、教頭：田迫照康

イ 教諭7名（内4名が宇久小学校または宇久高校との乗り入れを行っている。）

ウ 養護教諭、栄養教諭各1名

エ 学校管理員、スクールサポートスタッフ各1名

オ ALT（外国語指導助手）、学校司書、心の教室相談員、ICT支援員各1名（いずれも特定曜日勤務）

2 調査事項

（1）学校の概況等

（2）予算額・支払額・不用額について

（3）学校施設改善要望

（4）学校図書室の状況

（5）就学援助費支給状況

（6）特別支援教育就学奨励費支給状況

（7）学校給食費の徴収状況

（8）校則（生徒・生徒心得を含む）

（9）学区・通学路

（10）教室内での冷暖房稼働状況

（11）部費・修学旅行費積立金など生徒の私費負担の管理状況

（12）PTA会費の管理状況

（13）学校施設見学

3 学校の概況等

（1）学校の沿革、地形、生徒数、職員数等については上記1のとおりである。

(2) 令和4年度の総生徒数は17人である。進路については、宇久島内にある長崎県立宇久高校への進学が基本である。例外的に、工業系または外国語系の専門学習を希望する生徒が島外の高校に進学している(宇久高校は普通科しかないため)。

職員の所感によると、生徒は職員側の指示によく従い、学習も勤勉である。学校内で、学業不振、不登校及びいじめ行為等特に留意すべき特別の問題は無いということである。理由としては、生徒数が少なく、職員との交流も緊密であり、協調性に富んでいることが考えられる。他方、生徒は、学習や進路選択につき受動的であり、競争意識が育ちにくい環境にある。また、人間関係も学校の内外において固定化されるため、多人数の組織内での活動や適応力等について懸念があるとのことである。

(3) 学校の教育理念は、『磨く』『輝く』『光る』子どもは『希望』である、「品性と品格 清新 躍動 至誠」とのことである。

その具体的施策として、①職員室の生徒向けの開放、②小中高一貫教育、③地域拠点としての期待への対応、④通称「宇久実践」と呼ばれる社会教育活動がある。この内、①職員室の生徒向けの開放は、授業時間外において職員室に生徒が気がねなく入室することを容認し、生徒の学習、生活上の細かな悩みや希望をくみ取るものであり、小規模学校ならではの利点を活用するものである。②小中高一貫教育については、同じく離島である小値賀、奈留と宇久地区にて運用されている制度である。一般に、小中高一貫教育という語感によると、小中高12年間を一つの期間として学習カリキュラムを再編成するものという印象を受けるところであるが、本制度はこのようなものではない。すなわち、小中高の交流授業の積極的開催、小中高所属教員の相互乗り入れを行うことが中心である。この制度は、人間関係固定化の解消にも資するという側面がある。③地域拠点とし

での期待への対応については、およそ公立学校の存在は、その地域の交流を促す副次的機能を有するところ、特に、人口が少なく大型収容施設等の人的交流資源に限りがある宇久地区では、地域住民から学校に寄せられる期待が大きい。宇久中学校は、体育館の貸し出し等につき積極的に対応しているとのことである。④「宇久実践」は、特に宇久小学校・宇久高等学校と共同しての学活・研究活動である。宇久地区の観光資源である海岸清掃等ボランティア活動を多数行っている。

- (4) 学区内にいわゆる中学生向け主要教科を取り扱う学習塾は存在しない。英語塾が1件あるのみである。通信教育を利用している生徒も少ないようである。すなわち、本校の生徒の学習については、学校の授業への依存度が、他校と比較して大きいと考えられる。
- (5) 生徒会は、生徒会長1名、副会長2名を2学年から選挙で選出する。その他、生活委員会、広報委員会が存在する。その他、行事毎に役職が設けられることがある。

4 予算額・支払額・不用額について

- (1) 宇久中学校の昨今の予算額・支払額・不用額は以下のとおりである。

※平成29年度

H29年度		11 需用費						12 役務費		14 使用料及び賃借料	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	計
		01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	01 使用料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金	
275-15 運営費	予 算	1,403,448	149,119	6,300	15,200	150,000	90,000	15,170	51,600	6,200		190,000	15,100	2,092,137
	流用・追加配当等	218,884	6,789	0	0	0	0	104,302	0	0	0	0	0	329,975
	決 算	1,622,332	155,908	6,294	0	142,272	8,272	119,472	38,400	0	0	0	0	2,092,950
	不用額	0	0	6	15,200	7,728	81,728	0	13,200	6,200	0	190,000	15,100	329,162
275-16 教材費	予 算	250,000										200,000		450,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	197,110										118,800		315,910
	不用額	52,890	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81,200	0	134,090
275-20 野外活動	予 算							49,560		51,840				101,400
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算							25,120		51,840				76,960
	不用額	0	0	0	0	0	0	24,440	0	0	0	0	0	24,440
275-35 理科整備	予 算	106,500										150,000		256,500
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	62,260										140,700		202,960
	不用額	44,240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,300	0	53,540
275-40 図書費	予 算	329,300												329,300
	流用・追加配当等	3,661	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,661
	決 算	332,961												332,961
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-55 パソコン	予 算	660,323					24,500							684,823
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76,000	0	76,000
	決 算	517,023					0					76,000		593,023
	不用額	143,300	0	0	0	0	24,500	0	0	0	0	0	0	167,800
283-5 施設補修	予 算						167,000							167,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算						148,230							148,230
	不用額	0	0	0	0	0	18,770	0	0	0	0	0	0	18,770
283-35 整備材料	予 算										20,000			20,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算										1,620			1,620
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,380	0	0	18,380
合 計	予 算	2,749,571	149,119	6,300	15,200	150,000	281,500	64,730	51,600	58,040	20,000	540,000	15,100	4,101,160
	流用・追加配当等	222,545	6,789	0	0	0	0	104,302	0	0	0	76,000	0	409,636
	決 算	2,731,686	155,908	6,294	0	142,272	156,502	144,592	38,400	51,840	1,620	335,500	0	3,764,614
	不用額	240,430	0	6	15,200	7,728	124,998	24,440	13,200	6,200	18,380	280,500	15,100	746,182

※平成30年度

H30年度		11 需用費						12 役務費		14 使用料及び賃借料	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	計
		01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	01 使用料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金	
275-15 運営費	予 算	1,656,480	142,000	6,000	30,000	140,000	90,000	75,000	56,000	15,500		300,000	22,100	2,533,080
	流用・追加配当等	46,879	0	0	0	33,503	0	114,070	0	0	0	38,100	0	232,552
	決 算	1,703,359	137,339	5,921	30,000	173,503	0	189,070	53,300	0	0	338,100	6,000	2,636,592
	不用額	0	4,661	79	0	0	90,000	0	2,700	15,500	0	0	16,100	129,040
275-16 教材費	予 算	100,000										100,000		200,000
	流用・追加配当等	29,380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141,800	0	171,180
	決 算	129,380										241,800		371,180
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-20 野外活動	予 算							21,980		52,380				74,360
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	1,400	0	0	0	0	0	1,400
	決 算							23,380		52,380				75,760
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-35 理科整備	予 算	100,000										50,000		150,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	100,000										0		100,000
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	0	50,000
275-40 図書費	予 算	547,200												547,200
	流用・追加配当等	6,511	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,511
	決 算	553,711												553,711
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-55 パソコン	予 算	450,000					24,500					80,000		554,500
	流用・追加配当等	53,741	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53,741
	決 算	503,741					0					0		503,741
	不用額	0	0	0	0	0	24,500	0	0	0	0	80,000	0	104,500
283-5 施設補修	予 算						151,000							151,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	39,620	0	0	0	0	0	0	39,620
	決 算						190,620							190,620
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
283-35 整備材料	予 算										18,000			18,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算										17,924			17,924
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	76	0	0	76
合 計	予 算	2,853,680	142,000	6,000	30,000	140,000	265,500	96,980	56,000	67,880	18,000	530,000	22,100	4,228,140
	流用・追加配当等	136,511	0	0	0	33,503	39,620	115,470	0	0	0	179,900	0	505,004
	決 算	2,990,191	137,339	5,921	30,000	173,503	190,620	212,450	53,300	52,380	17,924	579,900	6,000	4,449,528
	不用額	0	4,661	79	0	0	114,500	0	2,700	15,500	76	130,000	16,100	283,616

※令和元年度

R1年度		11 需用費						12 役務費		14 使用料及び賃借料	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	計
		01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	01 使用料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金	
275-15 運営費	予 算	1,582,107	220,000	7,000	20,000	179,000	50,000	132,000	8,000			277,128	21,500	2,496,735
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	7,900	47,140	0	0	82,592	0	137,632
	決 算	1,496,389	146,546	5,547	20,000	113,513	49,775	139,900	55,140	0	0	359,720	16,000	2,402,530
	不用額	85,718	73,454	1,453	0	65,487	225	0	0	0	0	0	5,500	231,837
275-16 教材費	予 算	100,000										100,000		200,000
	流用・追加配当等	114,804	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114,804
	決 算	214,804										94,900		309,704
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,100	0	5,100
275-20 野外活動	予 算							16,700		52,380				69,080
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算							16,700		48,600				65,300
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	3,780	0	0	0	3,780
275-35 理科整備	予 算	78,959										45,257		124,216
	流用・追加配当等	1,761	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,761
	決 算	80,720										0		80,720
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45,257	0	45,257
275-40 図書費	予 算	576,100												576,100
	流用・追加配当等	2,496	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,496
	決 算	578,596												578,596
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
275-55 パソコン	予 算	500,000					18,900					50,000		568,900
	流用・追加配当等	18,529	0	0	0	0	5,300	0	0	0	0	0	0	23,829
	決 算	518,529					24,200					0		542,729
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	0	50,000
283-5 施設補修	予 算						395,000							395,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算						124,702							124,702
	不用額	0	0	0	0	0	270,298	0	0	0	0	0	0	270,298
283-35 整備材料	予 算										54,100			54,100
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算										54,100			54,100
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	予 算	2,837,166	220,000	7,000	20,000	179,000	463,900	148,700	8,000	52,380	54,100	472,385	21,500	4,484,131
	流用・追加配当等	137,590	0	0	0	0	5,300	7,900	47,140	0	0	82,592	0	280,522
	決 算	2,889,038	146,546	5,547	20,000	113,513	198,677	156,600	55,140	48,600	54,100	454,620	16,000	4,158,381
	不用額	85,718	73,454	1,453	0	65,487	270,523	0	0	3,780	0	100,357	5,500	606,272

※令和2年度

R2年度		11 需用費						12 役務費		14 使用料及び賃借料	16 原材料費	18 備品購入費	19 負担金	計
		01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	01 使用料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金	
275-15 運営費	予 算	1,429,675	196,827	7,000	30,000	146,000	50,000	45,000	157,600	7,000		150,000	24,000	2,243,102
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	2,300	0	0	0	0	2,300
	決 算	1,422,695	76,891	6,925	30,000	80,521	49,720	16,850	159,900	0		44,880	0	1,888,382
	不用額	6,980	119,936	75	0	65,479	280	28,150	0	7,000	0	105,120	24,000	357,020
275-16 教材費	予 算	300,000										150,000		450,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	292,300										99,800		392,100
	不用額	7,700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,200	0	57,900
275-20 野外活動	予 算							16,000		48,600				64,600
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400	0	0	0	5,400
	決 算							11,400		54,000				65,400
	不用額	0	0	0	0	0	0	4,600	0	0	0	0	0	4,600
275-35 理科整備	予 算	80,000												80,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	79,954												79,954
	不用額	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46
275-40 図書費	予 算	577,600												577,600
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	576,507												576,507
	不用額	1,093	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,093
275-55 パソコン	予 算	520,000					18,200					80,000		618,200
	流用・追加配当等	166	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166
	決 算	520,166					9,625					0		529,791
	不用額	0	0	0	0	0	8,575	0	0	0	0	80,000	0	88,575
274-75 学校再開等 支援経費	予 算	377,493								577		52,500		430,570
	流用・追加配当等	40,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40,000
	決 算	417,493								577		52,500		470,570
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
283-5 施設補修	予 算						496,000							496,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算						135,850							135,850
	不用額	0	0	0	0	0	360,150	0	0	0	0	0	0	360,150
283-35 整備材料	予 算										61,000			61,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算										60,750			60,750
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0	0	250
283-50 学校再開等 支援経費	予 算						569,430							569,430
	流用・追加配当等													0
	決 算						140,580							140,580
	不用額	0	0	0	0	0	428,850	0	0	0	0	0	0	428,850
合 計	予 算	3,284,768	196,827	7,000	30,000	146,000	1,133,630	61,000	157,600	56,177	61,000	432,500	24,000	5,590,502
	流用・追加配当等	40,166	0	0	0	0	0	0	2,300	5,400	0	0	0	47,866
	決 算	3,309,115	76,891	6,925	30,000	80,521	335,775	28,250	159,900	54,577	60,750	197,180	0	4,339,884
	不用額	15,819	119,936	75	0	65,479	797,855	32,750	0	7,000	250	235,320	24,000	1,298,484

※令和3年度

R3年度		10 需用費						11 役務費		13 使用料及び賃借料	15 原材料費	17 備品購入費	18 負担金	計
		01 消耗品費	02 燃料費	03 食糧費	04 印刷製本費	05 光熱水費	06 修繕料	01 通信費	04 手数料	01 使用料及び賃借料	01 原材料費	01 備品購入費	01 負担金	
2-3 運営費	予 算	2,060,708	109,498	7,000		116,000	60,000	10,000	153,600	7,000		300,000	3,000	2,826,806
	流用・追加配当等	61,859	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61,859
	決 算	2,122,567	97,813	2,854		66,327	11,000	0	112,340	0		300,000	0	2,712,901
	不用額	0	11,685	4,146	0	49,673	49,000	10,000	41,260	7,000	0	0	3,000	175,764
2-4 教材費	予 算	200,000										50,000		250,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	179,237										42,900		222,137
	不用額	20,763	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,100	0	27,863
2-5 野外活動	予 算							16,000	52,800					68,800
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算								0					0
	不用額	0	0	0	0	0	0	16,000	52,800	0	0	0	0	68,800
2-8 理科整備	予 算	30,000												30,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	29,883												29,883
	不用額	117	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117
2-9 図書費	予 算	583,100												583,100
	流用・追加配当等	2,691	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,691
	決 算	585,791												585,791
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-12 パソコン	予 算	615,000					17,600							632,600
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	17,041	0	0	0	0	0	0	17,041
	決 算	487,290					34,641							521,931
	不用額	127,710	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	127,710
2-17 学校教育活動 継続支援 事業	予 算	737,000										63,000		800,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算	737,000										61,000		798,000
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0	2,000
3-1 施設補修	予 算						543,000							543,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算						0							0
	不用額	0	0	0	0	0	543,000	0	0	0	0	0	0	543,000
3-7 整備材料	予 算										40,000			40,000
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算										35,654			35,654
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,346	0	0	4,346
3-11 学校教育活動 継続支援 事業	予 算						0							0
	流用・追加配当等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	決 算													0
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	予 算	4,225,808	109,498	7,000	0	116,000	620,600	10,000	169,600	59,800	40,000	413,000	3,000	5,774,306
	流用・追加配当等	64,550	0	0	0	0	17,041	0	0	0	0	0	0	81,591
	決 算	4,141,768	97,813	2,854	0	66,327	45,641	0	112,340	0	35,654	403,900	0	4,906,297
	不用額	148,590	11,685	4,146	0	49,673	592,000	10,000	57,260	59,800	4,346	9,100	3,000	949,600

(2) 宇久中学校の会計に関する特徴

往査対象となった他三校と比較すると、修繕費につき、当初予算と決算の差が大きいという傾向がある。これにつき、往査時に確認したところ、宇久中学校側より、やはり離島であることから、故障等発生した場

合、業者による即時の修繕・復旧が容易ではないため、都度応急措置等をもって対応する必要があること（業者より早めの決済を求められる。）、また、仮に、業者に修繕・復旧を依頼することとなった場合、特に修理部品について運搬料が上乗せされるためコストが割高になるという特別の事情があるとの説明があった。

5 学校施設改善要望

宇久中学校の学校施設改善要望の有無について、往査前に佐世保市教育委員会に照会したところ、令和3年度の要望は無かったとの報告であった。ただし、宇久中学校現地視察の際、令和4年度分として、主に、グラウンド周辺のフェンス及び体育館への電線接続部分につき、いずれも塩害により激しく消耗している部分があり、佐世保市へ改善要望を提出していることを聴取している。特にフェンスについては、現時点で即倒壊とまで切迫していないというものの、現状のままではいずれ倒壊するのではないかと憂慮しているということである。





※グラウンド周辺フェンス及び体育館へ接続する電線の保護部位の塩害 状況を撮影したもの

【指摘】

学校事故は、非常に多くの事件が発生しており、その中で少なからず被害者側から学校（自治体）に対する訴訟提起がなされている。

通常、学校事故に対する損害賠償請求としては、国家賠償法第1条1項が基本条項であり、公務員の過失を要件としているところであるが、学校の敷地に建てられている建物や附合物の設置及び管理に瑕疵があり、生徒が損害を負った場合、国家賠償法第2条1項の「公の営造物」の設置・管理の瑕疵を根拠として提訴されることがある。すなわち、学校事故については、教諭等指導担当者の過失が認められることを前提として、国家賠償法第1条1項

の責任追及を受けることが大勢であるが、これと比して事例としては多くはないものの学校の設備の設置及び管理上の瑕疵を理由とする国家賠償法第2条1項の責任が根拠とされた事例も存在する。この営造物責任に関する法的性質（過失責任か、無過失責任か等）や要件に関する争いはあるものの、本書ではその詳細については省略し、判例上、国家賠償法第2条1項の営造物の設置及び管理の瑕疵については、「営造物が通常有すべき安全性を欠いていること」とされている（最高裁判所昭和45年8月20日〔民集24巻9号1268頁〕）。そして、その瑕疵の存否判断にあたって、「営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものである」としている（最高裁判所昭和53年7月4日〔民集32巻5号809頁〕、最高裁判所昭和59年1月26日〔民集38巻2号53頁〕）。実際の学校内の営造物に関連する事故について、その下級審判例の特徴としては、①授業の一環として営造物を利用する場合、生徒は担当教師の指示によりその営造物利用を余儀なくされることとなるので、担当教師（学校）側に、その営造物の利用については事前及び中途とも安全性を確認すべき注意義務を負う。②当該営造物につき本来の目的に従って利用する場合において危険が発生する時、その危険除去を図る注意義務を負う。③営造物利用にあたり、生徒が、本来の目的に従わない使用方法を取ったり、または、本来の目的に従った利用であっても前②の危険が発生する場合において、担当教師の生徒への注意、中止命令等がなされていると、事故被害を受けた生徒につき過失相殺がなされる。④小学校の場合、児童の危険状態に対する判断能力、適応能力の低さを理由に学校側に高度の安全性を要求される傾向がある。なお、中学校、高校であっても、発達途上にある者の行動の一般的特性を踏まえて、高度の安全配慮・管理義務を学校側に求める傾向が強くなっているとの指摘がある（教育判例百選第三版151ページ）。④危険箇所への生徒の移動が可能となるルートが存在すると、これを抑止する対策が

取られていない場合に通常有すべき安全性を欠いていると判断される。⑤正課授業中の学校事故の場合、営造物に関する国家賠償法第2条1項の責任が否定される場合であって、教諭の指導上の過失により国家賠償法第1条1項の責任が認められることがある等が挙げられる。

宇久中学校の設備上の懸念は、塩害による学校の敷地境界部分に設置されたフェンス及び電線接続部位の劣化である。これらは、学校の正課授業やクラブ活動の際、特に使用されるといふ部位ではないことから、事実上、生徒への事故発生の確率が大きいとは言えない。しかし、仮に、フェンスの倒壊や電線からの発火ないし感電等により生徒が被害を受ける事故が発生した場合、国会賠償法第1条1項及び同法第2条1項の各責任が学校側に成立する可能性がある。この可能性につき、包括外部監査人は、他の往査先中学校の施設劣化による事故発生見込と比べて、危険度が高いと感じた。佐世保市は、①宇久中学校からの修繕申請に対して、特に、生徒の安全に直接関連する営造物であるかどうかの判断を行い、該当する場合には早期の修繕ができるように対処すること、②早期修繕が容易ではない場合には、生徒の危険箇所への接近禁止や警告等を行なっているかどうかを確認し、未了の場合には速やかに実践指示することを検討されたい。

6 就学援助費、特別支援教育就学奨励費支給状況

※令和3年度 就学援助費支給内容（単位：円）

学校名	新入学用品費		学用品費		通学用品費		通学費		医療費		修学旅行費		給食費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
宇久中学校	0	0	2	45,460	1	2,270	0	0	0	0	0	0	3	123,200	6	170,930

※令和3年度 特別支援教育就学奨励費支給状況（単位：円）

学校名	新入学用品費		学用品購入費		通学費		修学旅行費		給食費		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
宇久中学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

宇久中学校における令和3年度の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給内容は、上記のとおりである。なお、現地視察の際聴取したところでは、令和4年度につき就学援助費支給及び特別支援教育就学奨励費支給申請は無いとのことである。就学援助費及び特別支援就学奨励費につき、佐世保市教育委員会総務課の通知によると、各学校にて積極的に生徒向けに広報することとなっており、宇久中学校では、特に、生徒中学校に進級する際、各制度についての説明を行っている。

7 学校給食費徴収状況

※令和3年度学校給食費徴収状況（単位：収納額及び未納額は円、未納件数は件）

宇久中学校		①徴収方法	地域で回収・学校持参		②給食喫食人員	13人		③徴収状況	収納率：100%		④口座引落	口座引落なし	
対象月	令和3年4月	令和3年5月	令和3年6月	令和3年7月	令和3年8月	令和3年9月	令和3年10月	令和3年11月	令和3年12月	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	合計（令和3年度）
収納額	96,600	50,600	50,600	50,600	0	50,600	50,600	55,200	56,600	59,800	91,620	12,140	624,960
未納額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未納件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

宇久中学校における令和3年度の学校給食費徴収は、収納率100パーセントである。これは、令和4年度も同様の傾向とのことである。宇久中学校では、生徒数が少ないこともあり、給食費徴収については保護者に委

ねられていることから、各世帯での協力によるものと推測されるとのことである。

佐世保市における学校給食費の私会計から公会計化の効果は、宇久中学校では、特に、従来教頭が管理していた給食費について、スクール・サポート・スタッフへ委ねられたことにより、教頭の業務負担が著しく改善されたということである。その結果、学校現場の負担軽減、給食費会計の透明化は達成できているとの評価であった。

8 部費・修学旅行費管理

(1) 部費については、各部活加入生徒の保護者にて、会計担当を定めて、その管理を行っているとのことである。宇久中学校としては、監査等は行っていない。

(2) 修学旅行費は、スクール・サポート・スタッフにより管理されている。包括外部監査人にて、管理簿を閲覧したが、特に問題視するべきことは無かった。管理簿については、スクール・サポート・スタッフが作成しているが、教頭への定期報告や年度内決算制度により、不正が発生しないように注意しているとのことである。

【意見】

部費については、その収支について定まった規則は存在することなく、学校毎に、事実上、部活動顧問教師、部員の保護者または生徒会等で収支管理を行っているということが実態のようである。また、その収入についても、学校予算や部員からの徴収等千差万別といえる。それゆえ、収支に関する監査、部員からの徴収額に関する正当性につき、部員や保護者にて疑義がある

としても調査等ができないという問題がある。部費管理につき、内規を設ける等して、収支に関する適正担保を検討されたい。

9 P T A会費管理

P T A会費は、生徒の保護者にて、会計担当を定め、その管理を行っているとのことである。なお、職員も会員となることから、P T A会費の決算等につき、宇久中学校も報告を受けている。包括外部監査人は、平成26年以降の管理簿を閲覧した。細目を省略した収支は以下のとおりである。なお、令和2年及び令和3年のP T A会費は、一世帯あたり6000円とのことである。

※宇久中学校P T A会費決算状況（単位：円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入総額	552,793	591,681	609,365	587,886	603,389	581,422	552,131	593,937
支出総額	179,182	189,924	224,593	165,280	218,561	186,045	85,598	74,271
次年度繰越金	373,611	401,757	384,772	422,606	384,828	395,377	466,533	519,666
留意事項					研修視察費(旅費)として10万円の予算が組まれ、8万0060円を支出。	研修視察費(旅費)として10万円の予算が組まれ、4万9260円を支出。	研修視察費(旅費)として10万円の予算が組まれていたが、支出無し。	研修視察費(旅費)として10万円の予算が組まれていたが、支出無し。

【意見】

令和2年度及び令和3年度の支出総額が大幅に下がった原因は、各年度とも研修視察費予算10万円が全く使用されなかったことが主理由である。これらの年度は、予算の内、P T A活動費の費消額も少なかった。すなわち、新型コロナウイルス感染症流行のため、P T A活動が抑制されたためと考えられる。P T A会費は一世帯あたり6000円であり、令和3年度は20世帯分12万円に転入生の一部納入2500円を加算した12万2500円が同年度の会員費収入であった。これらの事情からすると、令和2年度及び

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症流行のため、PTA活動が消極化したことから、各世帯からの会費収入相当の活動がなされなかったといえる。これらの年度の新型コロナウイルス感染症流行という特殊事情を除外するとしても、平成26年度から令和元年度まで、研修視察等のPTA活動を継続しつつ、約37万円から約42万円の繰越金を維持し続けている。以上より、PTA活動費については、特別の目的のための積立てや将来の特別支出が予測されないという場合、PTA会費の減免を宇久中学校より提言することも検討されたい。

10 校則

(1) 宇久中学校の校則

宇久中学校では、末尾参考資料のとおり、「生徒心得」が定められている。その特徴としては、他の往査対象校との比較の限りであるが、規制対象が少なく、その程度が緩やかである。

(2) 生徒心得に関する往査時の質疑応答

包括外部監査人は、生徒心得につき、宮崎県弁護士会が提案している校則に関する目的効果基準を参考として、その目的、関連性等につき照会したところ、以下の回答を受けた。

ア 生徒心得中、制服を定めていることについては、公の生活への切り替えの意識確立、ひいては公共心の育成が目的である。その目的達成のためには、制服着用が手段として有効である。履物、カバン、補助バック、髪型の指定は、制服指定と同様である。

イ 登下校中の買い食い禁止は登下校中の生徒も学校の管理下にあることから、公共心の育成目的とその手段として定めたものである。

ウ 校外生活に関する規定は社会ルールの遵守（公共心）育成の目的であり、その手段として有用である。

エ ジェンダーレス問題、LGBTQ問題については、現時点では、特に検討していない。今後、実際に問題が起きた場合、保護者との協議の上での個別対処を予測している。

オ 所持品規制に関して、携帯電話一律持ち込み規制について、現状緩和等の予定はない。そもそもであるが、生徒側から緩和の要請がないので、携帯電話持込容認のメリットも無いと思われる。なお、宇久中学校としては、中学生段階でスマートフォンを持ち始めていると理解している。

カ 登下校につき、保護者による自家用車での送迎は、特別に禁止していない。他校では原則禁止となっていることが多いが、これは、学校の校門周辺が、多数の自動車乗り入れを予定している構造、設備となっていないため、交通事故のリスクが高いためである。生徒数が少ない宇久中学校ではそのことを考える必要がない。

キ 他校の校則と比べると、比較的規制が少ないところであるが、これは、生徒数が少ないことから、教諭による個別の指導が可能であること、及び、生徒の自主性を重んじるという選択が可能であること等の事情がある。

ク 現時点で、宇久中学校としては、生徒心得の見直しの必要性は感じていない。ただし、昨年、生徒総会にて、下履きの指定については不要ではないかとの意見が可決し、これが校長に上申され、職員会議の決定にて下履きの色指定が廃止されたということがある。

【評価】

(1) 他校の校則と比較して、規制対象が少なく、規制の程度も緩和されて

いることについては、校則及びこれに準ずる心得等が、生徒の人権制約の効果を及ぼす規律であることからすると妥当であるといえる。特に、自動車での送迎については、交通事故防止という生徒の生命、身体の安全という重要目的とその手段との関連性について理解しつつも、これらが宇久中学校では考慮する必要がないとして、端的に容認していることは、先進的と評価できる。

- (2) 昨今、社会問題化しつつある校則問題にて、特にその疑義が示されている政治的活動の制限、宗教活動の制限、男女交際(同性間交際を含む)の制限が宇久中学校生徒心得では規定されていないことは妥当である。

【意見】

- (1) 校外生活の指定や登下校中の買い食い禁止に関して、公共心育成目的とその達成手段としての合理性は一定程度認め得るところである。これについては、平成22年3月文部科学省の生活指導提要においても、校則につき判例基準に基づく校長の広い裁量権を前提として、校外の生活についても校則の対象と成り得ることを例として掲げている。これについて、留意すべきであることは、例え判例の広い裁量権を基準とするとしても、校則は、学校教育活動の場を対象とすることが基本となることである。学校が生徒の行動に対して責任が発生する範囲としては、学校教育活動の場であることが前提となるが、これは、学校施設内での活動は全て該当する。しかし、他方で、学校外については、遠足や社会科見学等の校外活動、教員による登下校指導が行われている場合等の例外を除けば、仮に、生徒にトラブルが発生したとしても「学校外の事情」として、学校として責任を負わないと主張することが予測される。ここで、学校の敷地外の生徒の活動につき、校則や生徒心得等で指導ないし規制する場合、その対象事項について生徒が遵守していたにも関わらずトラ

ブルが発生したという場面において、学校側は、「校則等にて指導、規制はしているが、それらの結果としてトラブルが発生しても責任は負わない。」という責任の所在に関する空白が発生する。例えば、「釣りは複数で行うものとする。」との規定があるが、①複数の生徒で釣りを行った場合に、海難事故に遭遇した場合、当該規定が不適切であったため学校の指導に問題があるとの指摘を受けることも容認するのか、②生徒が単独で釣りを行い海難事故に遭った場合、学校側にて責任が無いことの根拠として当該規定を援用するのか（そもそも当該規定を援用しなくとも学校側の責任不存在を主張することが多いと予測される。）ということになる。登下校や校外生活については、条理や社会内礼式の体得等の目的に捉われ、学校教育活動との関連性が無いまたは著しく乏しい規制の場合には、端的に廃止することも検討されたい。

(2) 宮崎県弁護士会が提唱している校則に関する目的効果基準に照らすと、以下の生徒心得については、校則に重要な教育目的があるか、校則の目的と教育手段との実質的関連性の有無について再検討が妥当と思われる。宇久中学校では、生徒心得につき、①生徒総会での議決、②校長への上申、③職員会議での協議を経ての変更実績があることから、参考にしていきたい。

ア 制服の規定

制服の規定につき、「標準服」と明示し、着用の強制力はないものとする。また、ジェンダーレス化及び機能性・防寒の観点から、女子生徒にスラックスを準備することも検討していただきたい。

イ 女子スカートの長さ

どのような重要な教育目的があるのかが不明瞭であり、また、スカートの長短と学校教育上の弊害発生との関連性が不明であり、撤廃することも検討していただきたい。

ウ ソックス及び男子ベルトの色の限定

どのような重要な教育目的があるのかが不明瞭であり撤廃することも検討していただきたい。

エ マフラー、手袋、コート、タイツ（女子のみ）着用の厳冬時限定、女子のタイツの色限定

どのような重要な教育目的があるのかが不明瞭である。また、寒暖の感じ方には個人差や体調の影響があるところ、一律な取扱いにつき、生徒の健康を害することにもなりかねない。それゆえ、撤廃することも検討していただきたい。

オ 頭髪規定、眉毛の抜毛等禁止

頭髪の長さや髪型について詳細な規定を定め、また、眉毛の調整等禁止を定める校則は多く、宇久中学校も同様である。これにつき、どのような重要な教育目的があるのかが不明瞭である。宇久中学校においても「中学生らしさ」を想定しているが、髪型や髪質の個人差については考慮していないうえ、現代社会における多様性希求に反しているともいえる。また、髪型の指定につき、教育目的との実質的関連性があるのかも明確ではない。それゆえ撤廃することも検討していただきたい。

なお、眉毛については、全国中学校体育大会において、各県の大会要項に禁止規定がある等の理由により、各中学校にてあらかじめ校則化されたものであり、近年、同禁止規定違反を理由に部活内にて出場停止を言い渡される生徒がいる等問題化しているとのことである。これにつき、包括外部監査人にて、公益財団法人日本中学校体育連盟等に問い合わせた調査結果は、第3部第6の2（2）のとおりであり、かかる部活内での出場停止措置の正当性が疑わしい状況と思われる。このことを含め、眉毛に関する規制については、撤廃等検討されたい。

カ 所持品規制（学校に不要な物の持込禁止）、携帯電話・スマートフォン等の持込禁止

これらの物の持込禁止は、重要な教育目的とその達成手段として適切であると考えられる。ただし、携帯電話及びスマートフォンについては、学校内での使用は、学校教育とは無関係であり、授業時間中の操作により、生徒本人やほかの生徒の学業に支障をあたえるという懸念があるところ、他方で、保護者との連絡や防犯、情報取得等の利便性も存在する。それゆえ、携帯電話及びスマートフォンについては、その持込規制につき重要な教育目的並びに必要性及び合理性が認められるところであるが、学校の始業から終業までの使用を事実上不可能とする措置の上での持ち込みを認める等一律禁止ではない合理的なルールを定めることも検討していただきたい。

キ 校外での活動の制限

校外での活動の制限については、上記指摘のとおり、原則として学校の責任が及ばないと考えられるにも関わらず、学校側から生徒の活動への捕捉を掛けることについての責任問題という点で、撤廃を検討していただきたいとしているところである。これに止まらず、宮崎県弁護士会目的効果基準では、子どもの権利条約第5条につき、子どもの権利の行使にあたり、親が指示・指導を与える責任、権利、義務が尊重されなければならないと定めており、子どもに対する第一次的養育責任は親であると明確にしていることその他、教育基本法第10条も子の教育に関する親など保護者の第一義的責任を定めていることを指摘している。これらの条約や法令から、学校教育に関連がない校外での活動を校則で一方向的に制限することについては疑義があるところであり、やはり撤廃することを検討していただきたい。

(3) 社会実践実験としての宇久中学校の校則等緩和の許容性について

離島にある宇久中学校の他校との大きな差異は、生徒数が非常に少ないことであり、このことは、日本国の教育上長らく解決されていない問題である少人数学級を達成しているという大きな利点がある。少人数学級は、昨今の新型コロナウイルス感染症流行で着目されている三密の防止、GIGAスクール学習を含む学習効果上昇、いじめや不登校問題についての継続的かつ細やかな対策実行を達成するための重要な手段であり、これが事実上達成されている宇久中学校の利点は看過するべきではないと評価できる。この少人数学級の達成は、宇久中学校の生徒に対する学校側の拘束の必要性を低減させるものであり、宇久中学校は、従来の校則モデルよりも拘束を縮小させることの許容性があるといえる。他方、宇久中学校の問題点としては、上記の職員の所感によれば、生徒数が少ないことから、人間関係上の問題も発生する可能性が少なく、これに伴い、生徒の問題解決のための積極性、能力が不十分であること、学習や進路選択につき受動的であり、競争意識が育ちにくい環境、人間関係も学校の内外において固定化されるため、多人数の組織内での活動や適応力等について懸念があるとのことであった。これらの問題については、校則を厳しくするのではなく、今以上に拘束を低減することによって、生徒の自主性判断の場面を付与するという対処が考えられる。

そこで、包括外部監査人は、宇久中学校については、上記（２）アないしキにつき、大幅に撤廃や自由化を行うという社会実践を他の中学校よりも先駆けて実行することを提案する。この方策は、特にコストを要するものではない。他方で、生徒数が非常に少ないことによる宇久中学校生徒の大きな不利への対策として、校外に対して「宇久中学校はその恵まれた環境ゆえ生徒の自主性を最大限尊重する。」と喧伝し、生徒及び保護者に対して「宇久中学校は、多様性を求める生徒、品格や礼節を求める生徒のいずれも認め、その多元的な価値の共生を図る民主政の精神を

実践する。」ことを説明し、協同することが可能となる。例として、宇久中学校にて、制服については、「着てもよいし、着なくてもよい。」という程度に緩和することも、同校の現状を考慮すると十分可能と思われる。

1 1 学区（通学路）

(1) 宇久中学校の学区は、宇久町平、宇久町野方、宇久町太田江、宇久町木場、宇久町大久保、宇久町小浜、宇久町神浦、宇久町飯良、宇久町本飯良及び宇久町寺島であり、いわゆる宇久島全域である。かつては、宇久島には、旧宇久町立神浦中学校が存在したが、平成17年3月31日に閉校し、宇久中学校が統合先となっている。

(2) 旧宇久町立神浦中学校の学区からの登校につき、長距離を移動することとなるが、バス通学、自家用車通学とも認められており、また、佐世保市が認める一定距離以上のバス通学の生徒には交通費が補助される等の手当がなされている。

徒歩通学での生徒につき、昨今、交通事故等の例は無いとのことである。宇久島は、自動車の往来が多いとはいえ、島内の信号機が、宇久中学校及び宇久小学校校門前に1か所あるのみである。

【評価】

生徒数や学校施設の事情のため許容されている部分はあるが、生徒の通学上の便宜に対して妥当な配慮がなされていると評価できる。

1 2 冷暖房稼働状況

(1) 宇久中学校における冷房稼働状況は以下のとおりである。

ア 稼働期間・時刻

6月1日から9月30日まで

午前8時30分から午後4時30分まで

イ 稼働時設定温度

28℃

ウ 稼働に関するルール

リモコン等に関する操作は教員が行う。

(2) 宇久中学校における暖房稼働状況は以下のとおりである。

ア 稼働期間・時刻

12月1日から3月31日まで

午前8時30分から午後4時30分まで

イ 稼働時設定温度

18℃

ウ 稼働に関するルール

リモコン等に関する操作は教員が行う。

(3) なお、実際には、室温の状況等に応じて、教員にて温度等を調整しているとのことである。

【意見】

同じ季節であるとしても、天候や時間帯により寒暖の差が発生し、また、生徒の体調等も変化することから、冷暖房設備利用については、柔軟に運用していただきたい。

1 3 学校内施設視察 I : 学校図書室の状況 (説明者 : 司書)

[学校図書館司書からの聞き取り]

中学校図書室は、火曜日と金曜日開室。開室日は、昼休み中、生徒がよく来訪する。毎年の書籍購入予算は50万円であり、1回の図書購入時の購入上限は10万円。図書購入にあたり図書室に置かれているリクエスト箱への投書を参考にしている。蔵書については、自然科学系、社会科学系、専門職等の実用書があるが、主に文学作品で占められている。漫画を原作とする小説も置かれており、相応の人気があるとのこと。書籍は原則として、10年サイクルでの廃棄となっているが、実際には、長期間保管、利用している書籍が多い。なお、宇久中学校の事情として、書架が足りていない。各中学校は、書籍定数につき100パーセントを保つことを求められているが、学校毎に大きく定数割れしていたり、他方で、100パーセントを若干超えていたり等維持が難しいところである。他に、宇久中学校は、公立学校採用教科書棚が置かれている。それから、予算が少ないため、まとまった専門書の購入は事実上不可能である。

【意見】

(1) 蔵書問題について

ア 過疎化が進行している離島地区にある宇久中学校に対して、地域住民が中学生への教育につき持っている期待は大きい。そのような中、学校図書室の充実が必要である。他方、ICT技術の飛躍的推進のため、情報の収集と発信につき、個人の能力が、飛躍的に進化しているという社会情勢から、従来の図書館及び学校図書室への期待及び役割が縮小していることも予測し得るところである。実際、宇久中学校に

て、図書室開室日の昼休みに生徒が頻繁に来訪するという点で、図書室の需要自体は依然減少しているものではないが、他方で、生徒が興味を持つ書籍は自然限られるものであり、最新の情報取得や調査資料収集はインターネット利用に比重が移っていると予測され、学校図書室としては、主に、実用書、専門書籍等について長期間保管・利用せざるを得ず、旧版がそのまま置かれ続けることにもなるだろう。

イ これらの問題の対処策として、電子書籍を中心とする電子図書館サービスの活用が考えられる。その一例として、岡山県教育委員会が令和3年、同県内の公立中学校学生向けに電子図書館を開設しているとのことである。

もともと、電子図書館については、書籍データにつき閲覧回数制限が設けられ、都度更新料支払いを要する等のコストの問題がある。佐世保市教育委員会として、導入済みの地域に照会を掛け、仮に、佐世保市で導入する場合どの程度を要するか、佐世保市の中学生に需要があるか等を検討することが有用である。

ウ 他の対処策として、市立図書館との連携策が考えられる。東京都府中市では、市内小中学校の各教室や学校図書館向けに市立図書館の資料の貸し出しを行い、学校からの要請により市立図書館職員が学校に赴き出前授業を行っているということである。

エ 以上の対処策につき、佐世保市にて検討していただきたい。

(2) その他

書架不足につき対応されたい。

1 4 学校内施設視察Ⅱ：その他

(1) 音楽室

宇久中学校は、吹奏楽部が活動中であることもあり、音楽室には、多種類の楽器が保管されている。いずれの楽器も経年劣化が目立つということである。特に、金管楽器、木管楽器の消耗が激しいということである。

(2) 技術室

旋盤や電動ドリル等が昭和時代製造の物が多数あり、やはり経年劣化が目立つということである。

(3) 体育館

体育館の外装修繕を昨年行ったということであるが、内壁2か所剥離している部分があった。職員によると、雨水の通路になっている可能性があるとのこと。それから、体育館内は、ネット接続ができないということである。学校行事上、ネット接続が不可欠である時は、有線を数十メートル張る等したとのことである。なお、体育館は、地域住民に貸し出されているということである。

(4) その他

校舎生徒用玄関屋根部分につき、一部剥離箇所があった。

【意見】

- (1) 予算の都合はあるが、劣化した備品、建造物の剥離箇所修繕等注意していただきたい。
- (2) 体育館のネット環境問題については、他の中学校からも多く改善が求められているところである。体育館内の無線ネット環境の整備計画を検討していただきたい。

第6章 生徒の意見の把握

1 監査の方法

本監査にあたり、生徒の生の意見を確認するために、下記の要領でアンケートを実施した。回収した意見については、個人が特定できないように処理をした上で、内容を整理して報告するとともに、必要に応じて意見を述べる。

記

- ① 実施時期 令和4年11月11日～令和4年11月30日
- ② 実施方法 佐世保市教育委員会を通じて Google フォームの URL を配布し、生徒が各学校で配布されているタブレット端末で入力する方法。なお、入力にあたっては、各校の教職員が内容を確認・指示はしないように指導している。
- ③ 対象者 往査を行った各中学校の生徒全員
- ④ 質問事項
 - ・あなたの名前を教えてください（書きたくなければ書く必要はありません）
 - ・あなたの学年を教えてください
 - ・あなたの性別を教えてください
 - ・登下校のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）。
 - ・困ったところがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。
 - ・あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。
 - ・学校の授業のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回

答しても構いません)。

- ・困ったことがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。
- ・あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。
- ・部活動のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）
- ・困っていることがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。
- ・あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。
- ・校則のことで、あなたが困っていること、疑問に思うことがありますか（複数回答しても構いません）
- ・困っていることや疑問に思っていることが答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。
- ・あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。
- ・学校の設備や備品のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）
- ・「ある」と答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。
- ・あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。
- ・そのほか、先生や同級生との関係、新型コロナウイルスの対応など、あなたが困っていることは何かありますか（複数回答しても構いません）
- ・「ある」と答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。
- ・あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。

以上

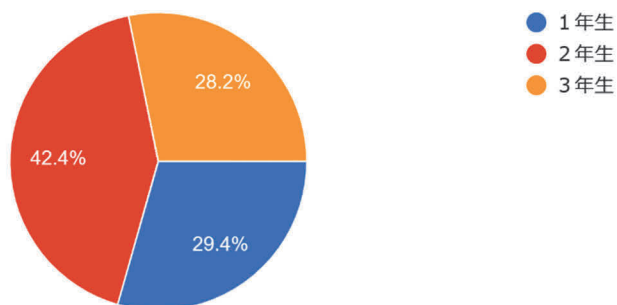
2 各校の状況

(1) 清水中学校

ア 回答者の学年

あなたの学年を教えてください

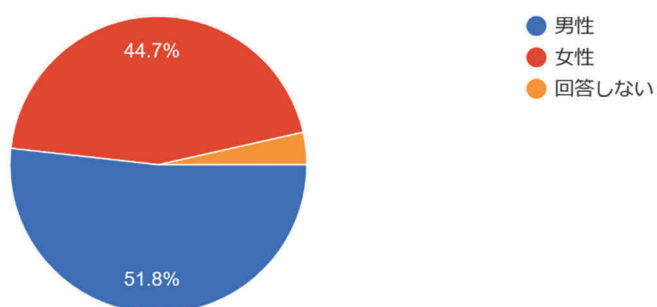
85件の回答



イ 回答者の性別

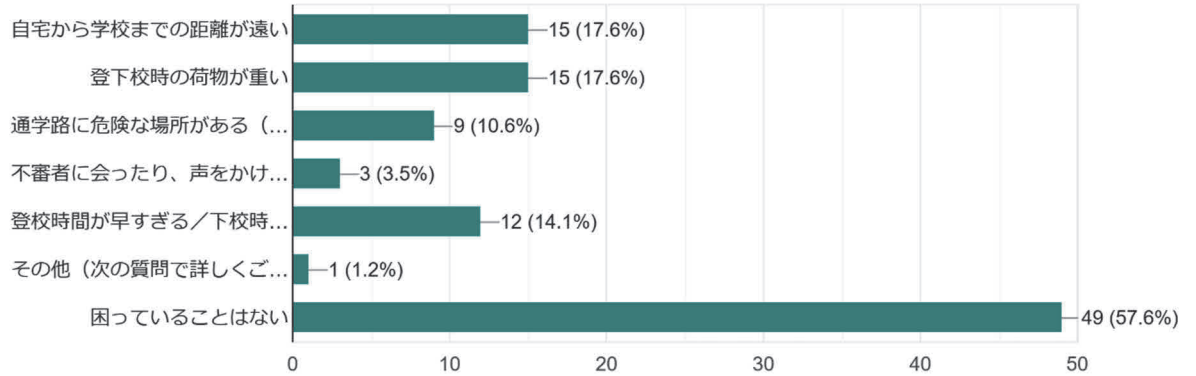
あなたの性別を教えてください

85件の回答



ウ 「登下校のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）」

登下校のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）。
85件の回答



エ 「困ったところがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」
などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・ スクールバスをつくってほしい
- ・ もう少し登校時間をずらしてほしい。
- ・ 特にない
- ・ 自転車通学を可にしてほしい
- ・ 登校時間 9 時がいいです
- ・ スクールバスがあって欲しい
- ・ 電灯をもう少しおいてほしい
- ・ 登校時間をもう少し遅くしてほしい
- ・ 部活終わり帰宅するとき暗くて怖い
- ・ 5 時間目までの日を増やしてほしい”
- ・ 登校完了時刻を 15～30 分くらい遅らせてほしいです。
- ・ もうちょっと、登校時間を遅くして、下校時間を早めてほしい
- ・ 街灯が少なく、危ない。道が狭くてから車とぎりぎり

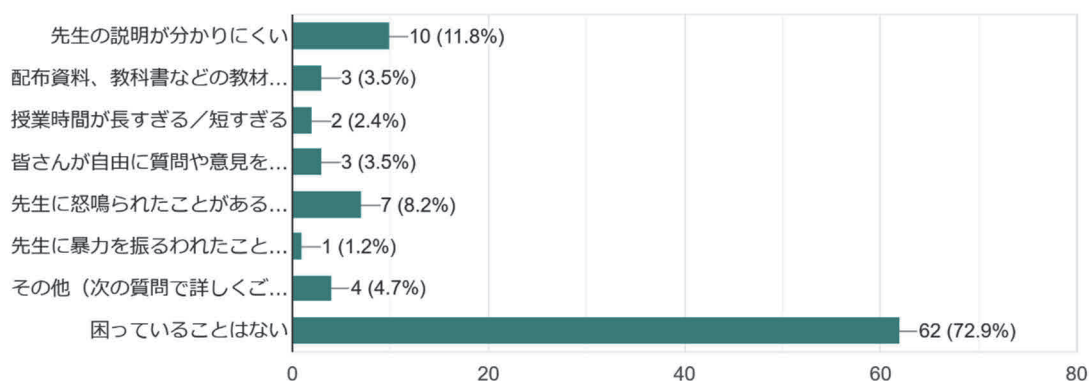
- ・教科書を軽くするか、1校時が保体のときに、体操服で登校できるようにしてほしいです。
- ・信号機を設置するか、歩道を作ってほしいです。

オ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」
 (なお、「なし」という回答については割愛する。)

- ・自宅から、学校までの距離が遠い。
- ・遠い。

カ 「学校の授業のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）。」

学校の授業のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）。
 85件の回答



キ 「困ったことがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・ゆっくり進んでほしい

- ・テレビが光で反射したり文字が小さくて見にくい
- ・授業を妨害してくる生徒がいる（毎時間うるさいです。）
- ・もう少しわかりやすく説明してほしい
- ・授業中、先生と生徒の距離が近すぎる。生徒からの質問があったときのみ近づいてほしい
- ・指導の仕方を変えてもらいたい
- ・ペースにおいついていけない。
- ・数学などで、例題をみんなで解いてから、本題に移ってほしいです。
- ・今使っている数学のワークの解答。最終的な答えのみ書いていてその答えになるまでの計算過程などが記載されていないか、または過程の一部ががつつり飛ばされている。

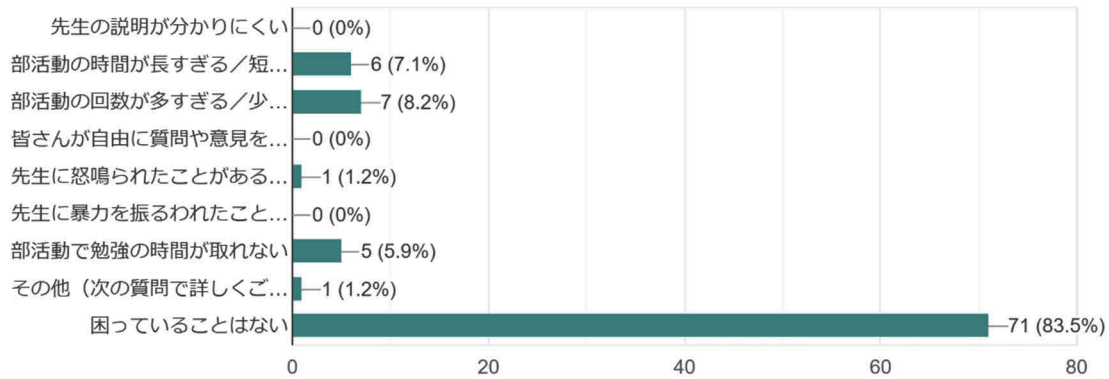
ク 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

- ・友達が勉強方法を知りたがっていた

ケ 「部活動のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）」

部活動のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）

85件の回答



コ 「困っていることがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・ 部活の回数、時間を減らしてほしい
- ・ 帰るときに暗い
- ・ せめて5時半までやらせてほしい
- ・ もっと長く部活がしたい
- ・ もっと部活の時間、回数を増やしてほしい。
- ・ 学校でも活動できるようにしたい

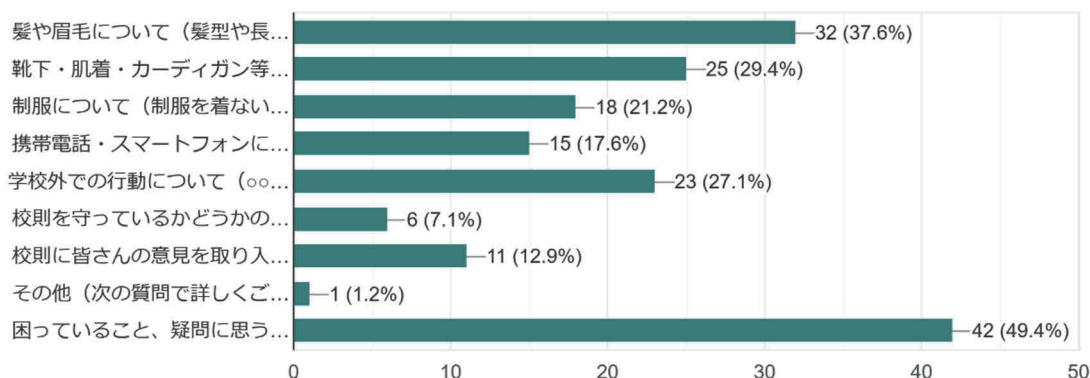
サ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

意見はなかった

シ 「校則のことで、あなたが困っていること、疑問に思うことがありますか（複数回答しても構いません）」

校則のことで、あなたが困っていること、疑問に思うことがありますか
(複数回答しても構いません)

85件の回答



ス 「困っていることや疑問に思っていることがあると答えた方に質問です。
「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・ 2年生ぐらいの女子二人が放課後にマクドナルド行っていた。リュックを背負っていたので学校帰りだと思います。名札に清水中学校の名前もあったし制服も同じでした。校内の女子生徒全員確認してもらいたいです
- ・ スマホ持ち込みを許可してほしい、髪型自由にしてほしい
- ・ 眉毛を整えたりするのはokにしてほしい
- ・ 制服を男女関係ないものにしてもらいたい(女子のズボンを取り入れるとかではなく)
- ・ コンプレックスなので眉毛そりたい
- ・ 下着の指定をやめてもらいたい
- ・ 私服でもいいようにしてもらいたい。
- ・ 髪の毛の結び方を自由にしてほしい
- ・ 行けない場所を無くしてほしい

- ・校則が多すぎ。もっと自由にしたい
- ・身だしなみを整えなきゃいけないのに髪にワックスを付けてきれいにしてたり髪を刈り上げてさわやかにしたらだめなのかわからない。理由を教えてくださいほしい
- ・なぜ髪型が自由でないのか
- ・肌着の色や靴下の長さを自由にしてほしい
- ・ゲームセンターの出入り禁止をなくしてほしい
- ・校則が厳しい
- ・家が遠いため冬に下校するとき真っ暗だから、学校にスマホを持ってきて、朝先生にあずけ、帰りに返してもらおうような決まりをつくってほしいです。
- ・髪型や靴下、靴は自由がいい
- ・制服の移行期間を無くしてほしいです。
- ・髪色などツブロックなどパーマなどか髪かかったらダメなどの校則など無くしてほしい。
- ・一階に置かれている公衆電話。お金は持ってきちゃいけないはずなのに100円が必要になっている。家に鍵を忘れてしまったときなどに使いたいのそのシステムのせいで使えない。お金がいない学校用公衆電話をおいてほしい。

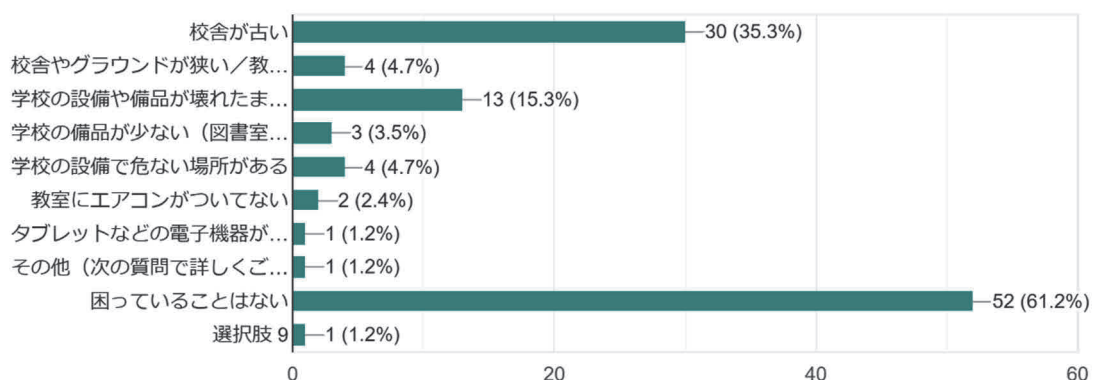
セ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

意見はなかった。

ソ 「学校の設備や備品のことで、あなたが困っていることがありますか
(複数回答しても構いません)」

学校の設備や備品のことで、あなたが困っていることがありますか
(複数回答しても構いません)

85件の回答



タ 「「ある」と答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・ 早く建て替えてほしい
- ・ タブレットの制限がかかりすぎているから、ゆるくしてほしい
- ・ 部活がしにくい
- ・ エアコンをつけてほしい
- ・ テニスコートをあたらしくしてほしい。

チ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

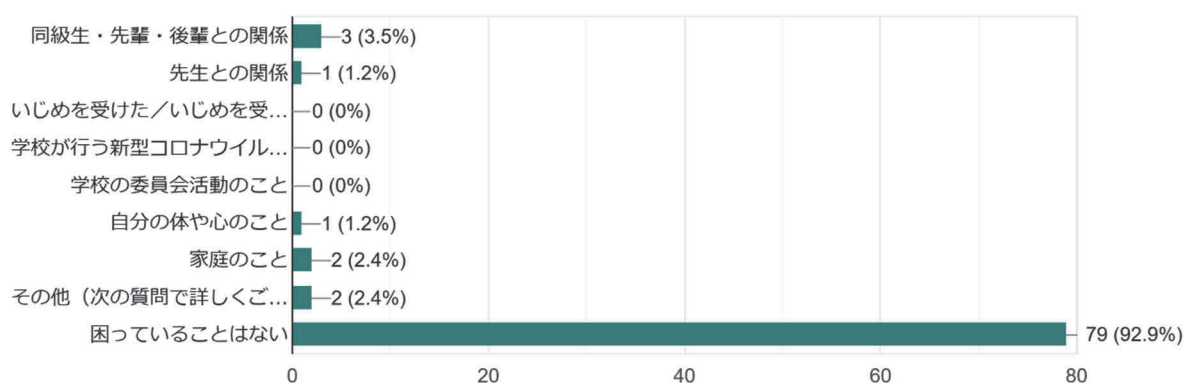
意見はなかった。

ツ 「そのほか、先生や同級生との関係、新型コロナウイルスの対応など、

あなたが困っていることは何かありますか（複数回答しても構いません）」

そのほか、先生や同級生との関係、新型コロナウイルス...ありますか（複数回答しても構いません）

85件の回答



テ 「「ある」と答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・友人はいるが、他の人が俺のことを知ろうとしてくれない。俺ばかりがよく嫌われている。悪い一面しか見ない。他の人とばかり話している上に上記のことも含めて全然会話できない。

ト 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

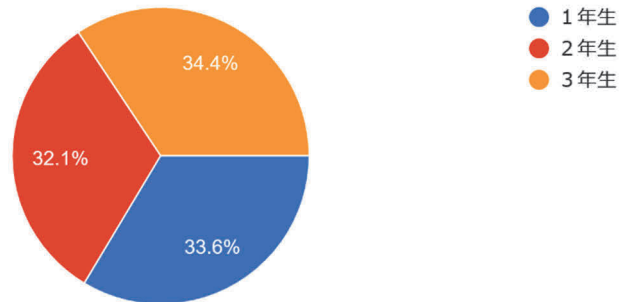
- ・長期休みで授業についていけない人がいる

（2）江迎中学校

ア 回答者の学年

あなたの学年を教えてください

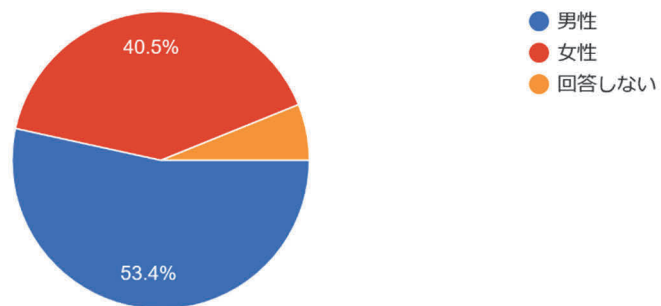
131 件の回答



イ 回答者の性別

あなたの性別を教えてください

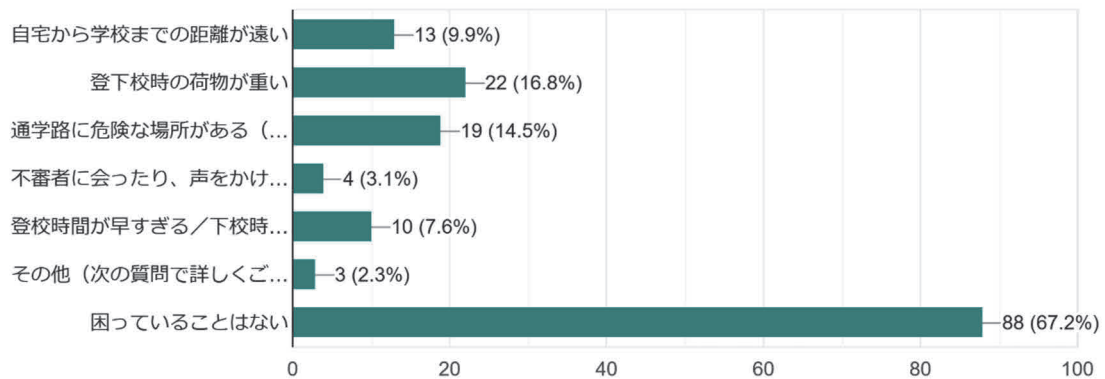
131 件の回答



ウ 「登下校のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）」

登下校のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）。

131件の回答



エ 「困ったところがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・ 学校のタブレットに全教科の教科書を入れてほしい
- ・ 電車の本数を増やしてほしい。
- ・ 外灯を増やしてほしい
- ・ 帰るとき暗いから街灯をつけてほしい。
- ・ 登校時間を遅くしてほしい
- ・ バックを一つだけにしてほしい
- ・ 冬の部活帰りが暗いので灯りが欲しい
- ・ 車が来ているのか分からない所があり、渡ろうとすると車とぶつかり
そうになる 平野団地の坂
- ・ 暗くなる前に帰してほしい
- ・ 校則が厳しすぎる
- ・ 暗い階段の道や公園があって危ないから電灯をつけたら少し安全
- ・ 昔住んでいた人がそのまま残した様子が外から見える不気味な空き
家があるから怖い

- ・ 神社みたいなのが壊れたままで神様がかわいそう
- ・ 先生が授業のときに、関係ない話をしているので、その分をなくすと私達の授業はもっと深まると思う
- ・ 下校時間を（部活をふくめて）4時か、4時半の電車でかえりたい
- ・ 岩下公園のがいとうが少なく暗いので増やしたほうがいいと思います
- ・ ～してもらいたいわけではないですが、歩道が狭くそれに朝車が多いのでちょっと怖いと思います。
- ・ 登校する時間をもう少し遅くしてほしい
- ・ 歩いて行くとき今何時なのかがわかりません。なので腕時計の使用を許可してほしいです。
- ・ 家の帰り道の茂みで猪などを見かけるので、部活終了時間をもう少し早くしてほしい。
- ・ 江中付近の交差点が交通量が多いですが、交通量が多いことは仕方ないことだと思います。
- ・ 自分ではいいアイデアが思いつきませんでした

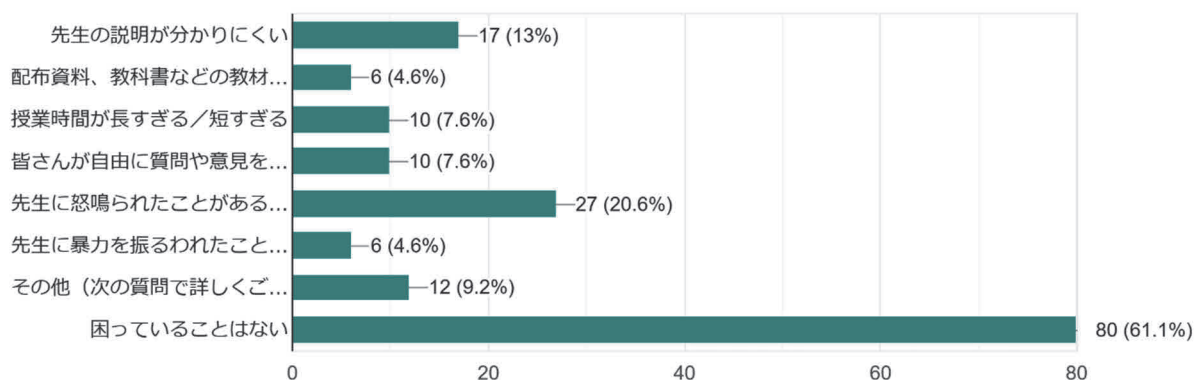
オ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」
 （なお、「なし」という回答については割愛する。）

- ・ ●さん（特定の生徒の氏名が回答されていたため、割愛する）

カ 「学校の授業のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）。」

学校の授業のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）。

131件の回答



キ 「困ったことがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・ 話が長い時がありもっと練習問題などの時間に当ててほしい
- ・ 先生の関係ない話が多くて授業の時間が短くなるので話を減らして授業の時間にしてほしい
- ・ もっと具体的に教えてほしい
- ・ もう少しゆっくり説明してほしい「技術」
- ・ 先生の話が長いので飽きる
- ・ この時間を授業にあててほしい。
- ・ もう少し分かりやすく教えてほしい
- ・ 保体の評定が、一生懸命していても2になっていて、他にもそういう人がたくさんいるのでどうなっているのかなと思いました。
- ・ 授業中先生が関係ない話をして時間が立つのが早いので話の時間を短くしてほしい
- ・ 授業中の先生の話しが早くてききとれないときがある。
- ・ こちょこちょでも事故になるからこちょこちょしたらだめだと思う

- ・授業中に立ち回って騒いでいる人がいる。
- ・教材を選択できるようにしてもらいたい。
- ・保体の授業で私は、保体が好きで集中して頑張っていて、他に教科より得意なのに保体のほうが成績が低いのが不思議に思う。しかも私がちっちゃい頃からやっていた [] があって [] だったのでどうしてだろうと思った。 ※特定防止のため一部マスクング。
- ・先生が授業に全く関係ない話や自分の自慢話をしていて、その分をなくすと私達の授業はもっと深まると思う。
- ・もおちよつと授業を短くしてほしい
- ・テスト範囲が書かれた紙をもう少し早く配って欲しい。
- ・周りがうるさくて集中できません。
- ・授業時間をもう少し短くしてほしい
- ・ノートに書くよりもパソコンに打つほうが早いし見やすい。
- ・国語で評価の話ばかりするから、自分の意見を自身を持って言うことができないからあまり評価の話をしなideほしい
- ・誰かが怒鳴られると自分までびっくりしてしまう。
- ・僕らの意見をきいてくれない
- ・生徒に暴力を振らないでほしい（理科の人）

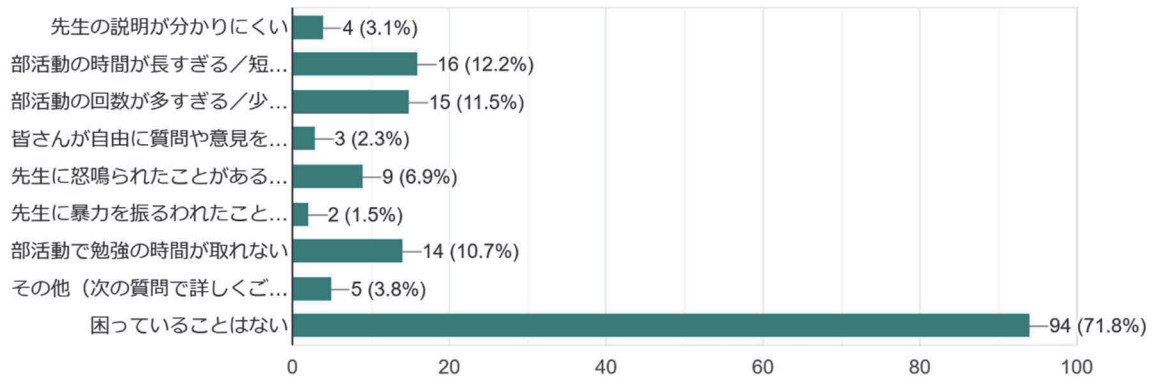
ク 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

- ・何人かは私と同じだと聞くことがあります。

ケ 「部活動のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）」

部活動のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）

131件の回答



コ 「困っていることがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・部活をする時間より待つ時間のほうが長いときが多い
- ・部活動の時間を多くしてほしい
- ・平日の部活動に先生が顔を出さない。コーチがいない。
- ・もっと長くしてほしい
- ・部活をもう少しだけ増やしてほしい。
- ・他の部活のことまで色々言わないでほしい
- ・休日の部活はなしがいい
- ・試合が多すぎて勉強の時間が少ないもっと試合の数を少なくしてほしい
- ・他の学校に行くことが多い
- ・NO部活デイをあと1つ増やしてほしい
- ・部活の終了時間を守らない時がある
- ・試合終わったあとの先生の話しが長い。
- ・顧問の先生に気持ちが伝わらない。部活に来てくれない。
- ・帰宅部がないため気合が入ってない人がいてレベルが上がらない

- ・冬はくらくするのが早いから練習時間が短いのももう少し長くしてほしい
- ・あってもいいから、少し時間を短くしてほしい
- ・先生の話が長すぎて、MRの時間が来ているのに、ずっと長々しゃっべているのでMRに乗る人たちが慌てて準備しても、乗り過ごす時がある。
- ・部活の日を週6回にしてほしい。時間をもっと長くしてほしい。
- ・電車の時間を4時か、4時の電車で帰りたい
- ・習い事や勉強をすると寝る時間が少ないのに朝早く起きて朝練してを繰り返すと疲れが取れなかったりや睡眠が足りなかったりして体が限界のときがあります。なのでせめてNO部活DAYのときは朝練なしにしてもらいたいです。
- ・私達の話聞いてほしいし、その話に対して真剣に考えてほしいです
テニス部はランダというものがあって毎回誰とするか自然と決まってしまう。色々な人になりたいので日替わりでころころランダする相手を変えたいです。
- ・もっと減らしてほしい
- ・部活のときに専門の先生にきて教えてもらいたい
- ・ボール当てただけで怒るのやめてほしい（※しっかり謝りました）

サ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

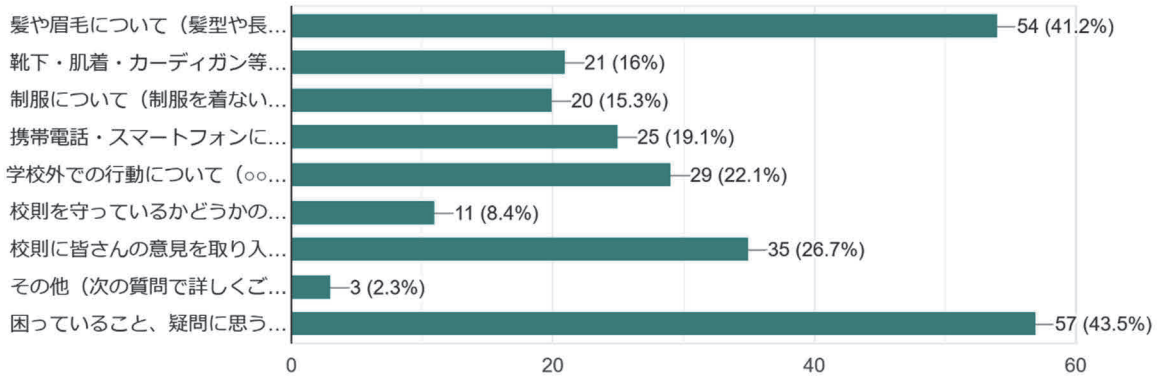
- ・校則をもう少しゆるくしてほしいなど、よく耳にします。
- ・他の部員
- ・友達ではないけど部室の椅子蹴ってた

シ 「校則のことで、あなたが困っていること、疑問に思うことがあります

か（複数回答しても構いません）」

校則のことで、あなたが困っていること、疑問に思うことがありますか
（複数回答しても構いません）

131件の回答



ス 「困っていることや疑問に思っていることがあると答えた方に質問です。

「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・髪型を自由にしてほしい
- ・冬はスカートでなくても良くしてほしい
- ・祭りで制服を着ないといけないをなくしてほしい
- ・前髪が眉毛までをもうちょっと長くしてほしい
- ・周りの学校と違うところもあるので同じにしてほしい
- ・靴下は白だけは今までの靴下がもったいない
- ・髪型の制限や眉毛、肌着などを指定してなんの意味があるのか。他の県のようにブラック校則はやめてもらいたい。
- ・冬のスカートをなくしてほしい
- ・寒いときに厚着を着たいのですがいつ頃か教えて下さい。
- ・もう少し生徒の意見を校則に反映してほしい。先生の言っている校則が

意味不明な時がある。

- 子供だけでゲームセンターにいけるようにしてほしい
- 市で統一しているなら髪の毛を自由にしてほしい
- アイロンやストパをオッケーにしてほしい
- 前髪をピンでとめても良いようにしてほしい
- 授業に影響がないと思う
- 千灯籠まつりで制服を着るといふ校則が食べ物を食べているときなどに制服が汚れたとき洗いつらいからせめて体操服が良いと思います
- 肌着の色を自由にしてほしい
- 髪を結っていない人は、ヘアピンを留めれないのを留めれるようにしてほしい。
- 学習の邪魔にならないのに見た目の校則があるのか。
- 中学生らしくとは何なのか。
- 他の中学校ではいいのになぜ江中ではだめなのか。
- 寒さの感じ方は人それぞれなのに防寒着などの時期の指定をされること。眉毛が整えられないのに前髪が眉毛の上だと恥ずかしい
- 眉毛とかコンプレックスの人いるから整えるくらいとか、繋がらないくらいにはいじらせてほしい。少し校則厳しすぎると思う。みんなも思ってる。
- 制服が昔の制服みたいな感じなので今らしい制服がいい
- 髪の毛などを校則つけないでほしい。カラオケなどに行けないのをやめてほしい
- 肌着の白限定をやめてほしい
- 肌着の色指定が厳しすぎると思う
- 髪の毛の長さの校則をゆるくしてほしい
- 毛を剃りたい

- ・眉上前髪は短すぎるかなとおもいます。
- ・校則をもっとゆるくしてほしい
- ・生徒総会で認証されたことが実際にはできないこと。(ジャージ下校等)
- ・前髪をピンで止めたいです(部活)。鹿中はOKなので江迎もいいんじゃないですか？
- ・カラオケに子供だけで行けない理由がわからない。
- ・学業に支障が出ない程度であれば『眉を剃る』や『縮毛矯正』などコンプレックスをなくす目的で行えるようにしても良いと思う。
- ・最初からきつく叱られて怯えて生活をしているからもっと優しく最初は言ってほしいです
- ・アイロンや縮毛矯正の許可
- ・なぜ、休みの日に学校の校庭で遊んではいけないのか?そのことで生徒指導される人がいるのか?
- ・校則をもう少しゆるくしてほしい(法律に基づいて!)

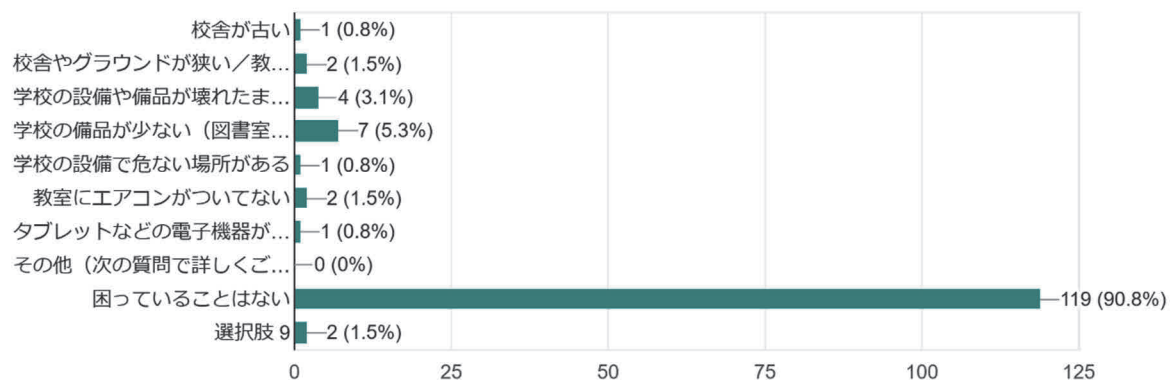
セ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

- ・毎日電話をしている人がいて、テレホンカード代がかかっている

ソ 「学校の設備や備品のことで、あなたが困っていることがありますか(複数回答しても構いません)」

学校の設備や備品のことで、あなたが困っていることがありますか
 (複数回答しても構いません)

131件の回答



タ 「「ある」と答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・ テニスコートに屋根つけてほしい
- ・ 3階の女子トイレの乙姫の音を大きくしてほしい
- ・ 本の数を増やしてほしい
- ・ 外にある部室がボロボロで鍵が壊れているからみんなが荷物を置くところに、ボールをおいてとても使いづらいから早く直してほしい。
- ・ 部活動のグラウンド設備を強化してほしい
- ・ 旧コートの3コートめのネット
- ・ とりあえず学校全体を広くしてほしい特に教室を1000畳くらいに

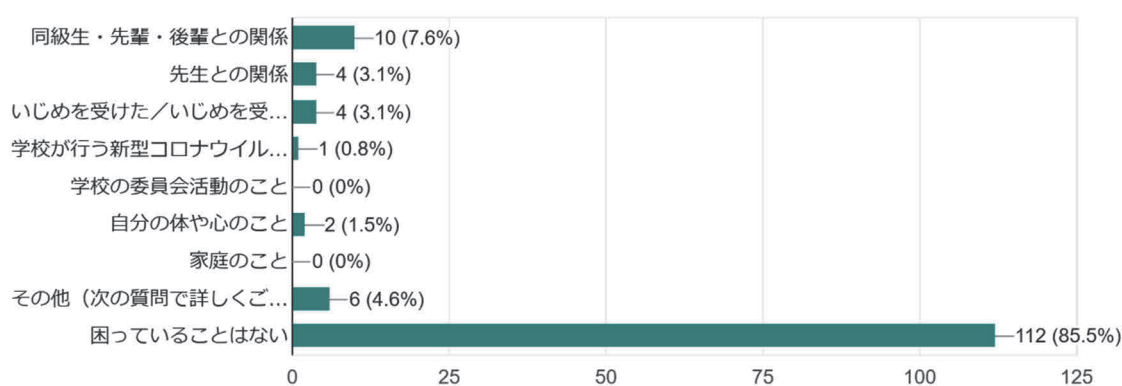
チ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

- ・ 他の部員

ツ 「そのほか、先生や同級生との関係、新型コロナウイルスの対応など、あなたが困っていることは何かありますか（複数回答しても構いません）」

そのほか、先生や同級生との関係、新型コロナウイルス...ありますか（複数回答しても構いません）

131件の回答



テ 「「ある」と答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・先生の香水の匂いが強いから具合が悪くなる時がある
- ・マスクを付けずに喋りかけてくる
- ・ポケットハンドをしてほしくない
- ・1学期の体育の評価が授業を真剣に受けていたし体力調査の結果もまあまあ良かったのに2だった。もっと上げてほしい。
- ・この前部活のとき体育の先生に理不尽に怒鳴られました。その先生はもう少し生徒のことを考えてものを言ったり、授業をしてほしいです。
- ・先生がパンを素手で触って渡してほしくない

- ・悪口やはぶられたりする
- ・自分もだけどフケの事を言われたくない
- ・無意味な笑いが嫌です。
- ・ずーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーとついてきます。
- ・短期なのでもう少し優しく対応してほしい

ト 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

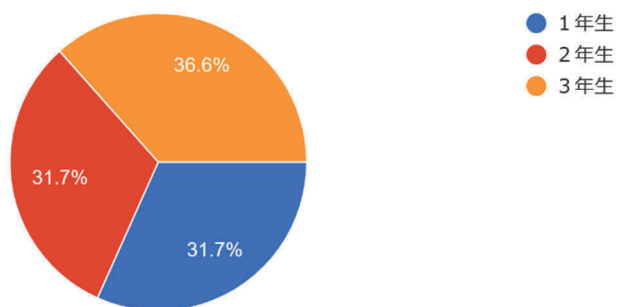
- ・家庭のことで困っている人がいます

(3) 広田中学校

ア 回答者の学年

あなたの学年を教えてください

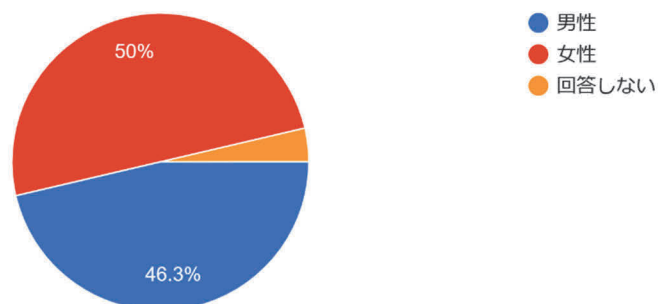
82件の回答



イ 回答者の性別

あなたの性別を教えてください

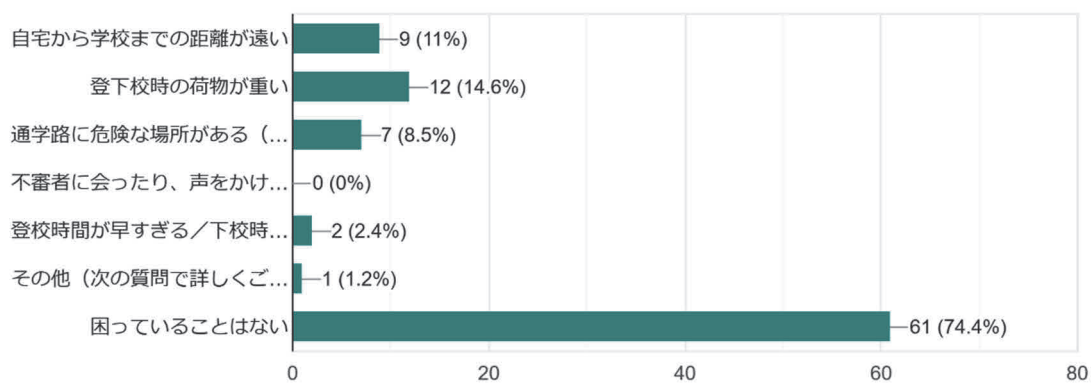
82件の回答



ウ 「登下校のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）」

登下校のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）。

82件の回答



エ 「困ったところがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・ 下校時間を早くしてほしい（30分ほど）
- ・ 歩く道が狭いところがあるので少し歩く道を広くしてほしい
- ・ 車の送迎を可能にしてほしい

- ・ 自転車通学を許可してほしい
- ・ 明かりを増やしてほしいです。
- ・ 荷物を少なくするか、軽くしてもらいたい
- ・ 信号機なしの横断歩道で待っていると自動車が停止せず猛スピードで通過していく。
- ・ 懐中電灯を学校にもっていきたいです。
- ・ ノートなどの日数を一日ずつずらしてほしい
- ・ 登校の道をなおしてほしい
- ・ 教室の荷物置き場を増やしてほしい。
- ・ バスや自転車を OK にしてほしい。

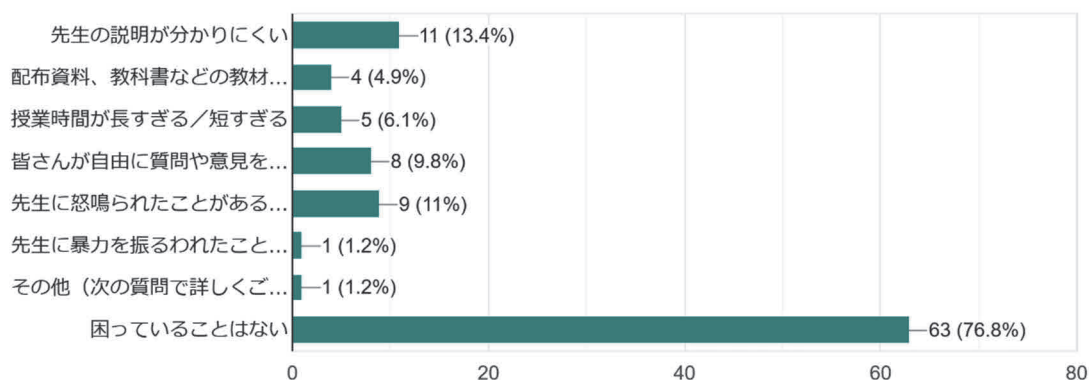
オ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」
 (なお、「なし」という回答については割愛する。)

- ・ 家が遠くて困っている友達がいる
- ・ 友達に不登校の人がいる
- ・ 中原町の人たち

カ 「学校の授業のことで、あなたが困っていることがありますか (複数回答しても構いません)。」

学校の授業のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）。

82件の回答



キ 「困ったことがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

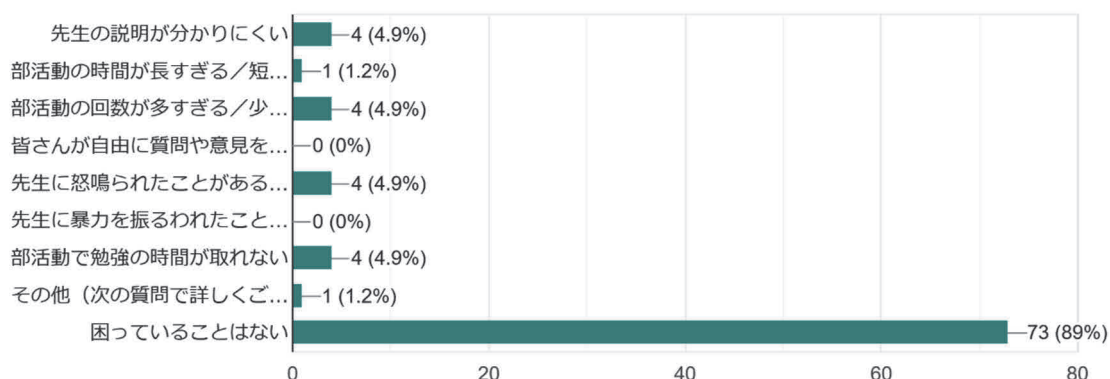
- ・教科書に理解しやすい図などを追加や生徒にデジタル教科書の導入
- ・例え話ではなく、不要な話しが多いので、なくしてほしいです。
- ・授業が短い
- ・もう少し生徒に寄り添ってほしい。
- ・わかりにくい授業がある
- ・積極的にみんなが手を挙げられるようにしてもらいたいです。
- ・ずっと教科書を読んで板書をするばかりなので頭に入っていない。（数学・社会）
- ・授業の進むスピードがはやい

ク 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

- ・たぶんみんな

ケ 「部活動のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）」

部活動のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）
82件の回答



コ 「困っていることがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・ 個人種目だけをしたい
- ・ ある子は怒られるのに、別の子が同じことをしても怒られないのを見たことがあるので、みんな平等に接してほしい。
- ・ 部活動の時間をもう少し短くしてほしい。勉強の時間などが取れないから。
- ・ せめて週4～5日にしてほしい
- ・ 祝日の日だけでも部活をなしにしてもらいたいです。
- ・ 変な音楽表現をされたり（吹奏楽部）、良くわからないところで怒鳴ったりされる。

サ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

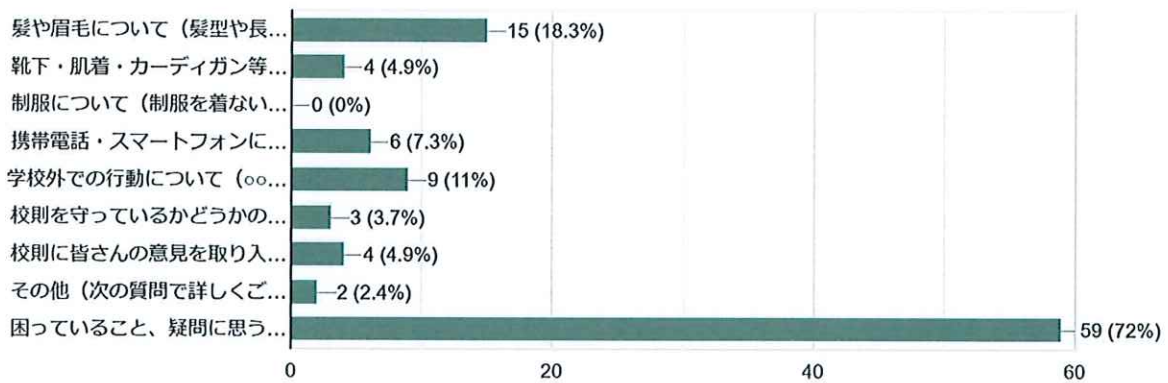
- ・ ████████ ほぼ全員

※特定の可能性がある部分のためマスキングしている。

シ 「校則のことで、あなたが困っていること、疑問に思うことがありますか（複数回答しても構いません）」

校則のことで、あなたが困っていること、疑問に思うことがありますか
（複数回答しても構いません）

82件の回答



ス 「困っていることや疑問に思っていることがあると答えた方に質問です。
「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・ 白だけじゃなくて少し黒が入ってもいいとしてほしい
- ・ 下着の色を白以外にしてほしい
- ・ 習い事にそのまま行くととき親にすぐ連絡が取れなくて不便だからスマホの持ち込み(朝の会であつめる)を許可してほしい。
- ・ 釣りに行きたい！！！！！！！！！！
- ・ ジャージが薄すぎて寒い。

- ・ なんでお団子はだめなんですか。学校でやってもいい髪型だと思う。
- ・ ツーブロックを ok にしてほしい。
- ・ 部活の時間を長くしてほしい。
- ・ 友人宅でのお泊り会を許可してほしい
- ・ 子供だけでゲームセンターなどに行ってはいけないと言うのをなくしてほしいです。
- ・ 靴下を黒色 OK にしてほしい。
- ・ 韓国の学校みたいに学校に来たらスマホをかごの中に入れるようにしたい。
- ・ タブレットを休み時間 OK にしてほしい。”

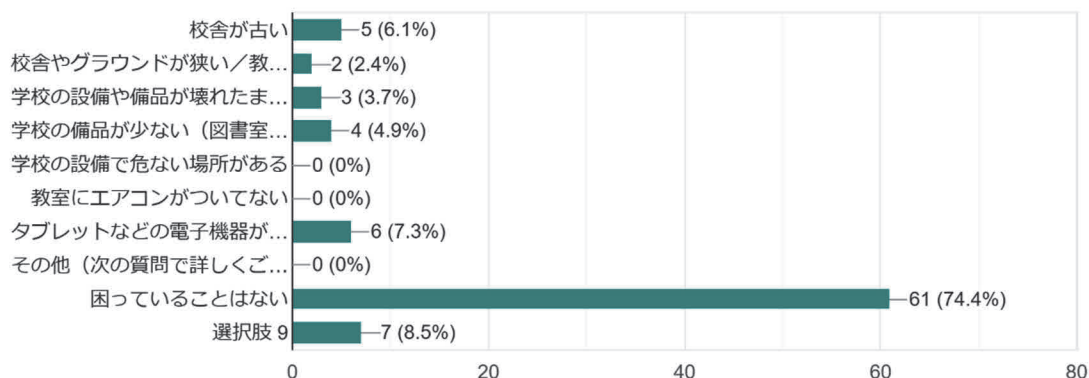
セ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

- ・ 私の友達

ソ 「学校の設備や備品のことで、あなたが困っていることがありますか
(複数回答しても構いません)」

学校の設備や備品のことで、あなたが困っていることがありますか
(複数回答しても構いません)

82件の回答



タ 「「ある」と答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

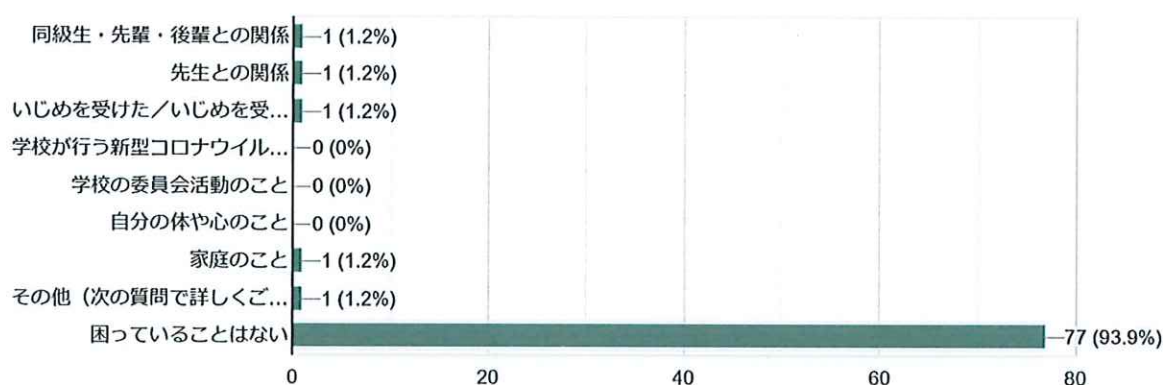
- ・部活で使うボールなどを買い替えてほしい。新しいのにしてほしい。
- ・簡単に操作できるようにしてもらいたい
- ・冬に着替える場合廊下が寒すぎるので男子が着替える場所を提供してほしい 策：教室をカーテンで区切るなど
- ・もし余裕があるのであれば放送室の放送機器を直してほしい。
- ・調べたいのがあってもブロックされる
- ・楽器が古くて出ない音があるので新しい楽器がほしいです
- ・市で使える時間を決めてもらいたい。学校では休み時間に使えない。
- ・吹奏楽部の楽器が他の学校より古く、コンクールなどで恥ずかしい思いをする。
- ・3年は人数が多く机との隙間が狭く感じる

チ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

・吹奏楽部

ツ 「そのほか、先生や同級生との関係、新型コロナウイルスの対応など、あなたが困っていることは何かありますか（複数回答しても構いません）」

そのほか、先生や同級生との関係、新型コロナウイルス...ありますか（複数回答しても構いません）
82件の回答



テ 「「ある」と答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

・ いろんなからかいを受けて不愉快になった

・ [REDACTED]、他の人達も先生方の見ていないところでいじめを受けて怪我したりしているのもっと気づいてほしい。

※特定の可能性があるため、マスクングをかけている。

ト 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

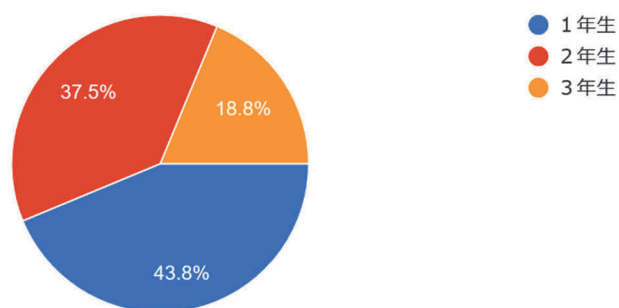
・ 沢山の人の人

(4) 宇久中学校

ア 回答者の学年

あなたの学年を教えてください

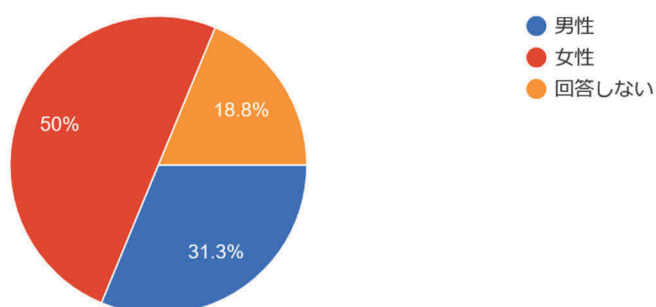
16件の回答



イ 回答者の性別

あなたの性別を教えてください

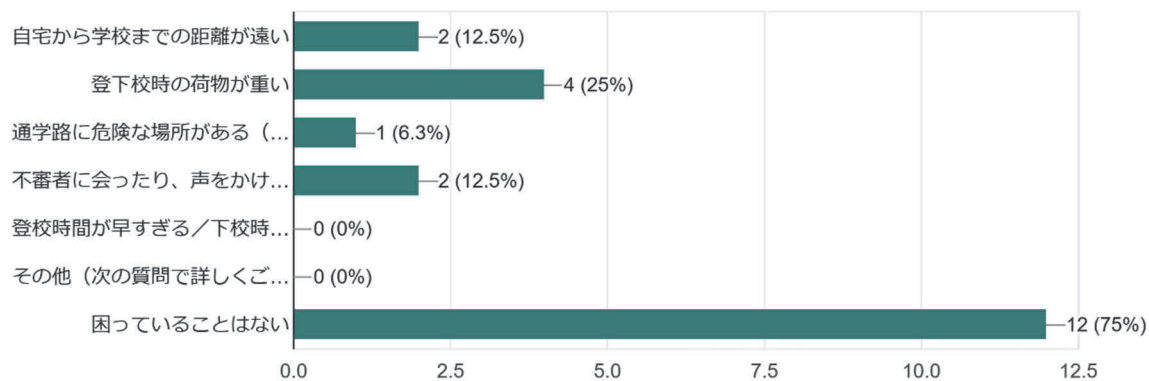
16件の回答



ウ 「登下校のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）」

登下校のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）。

16件の回答



エ 「困ったところがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

・そのままにしてもらいたい

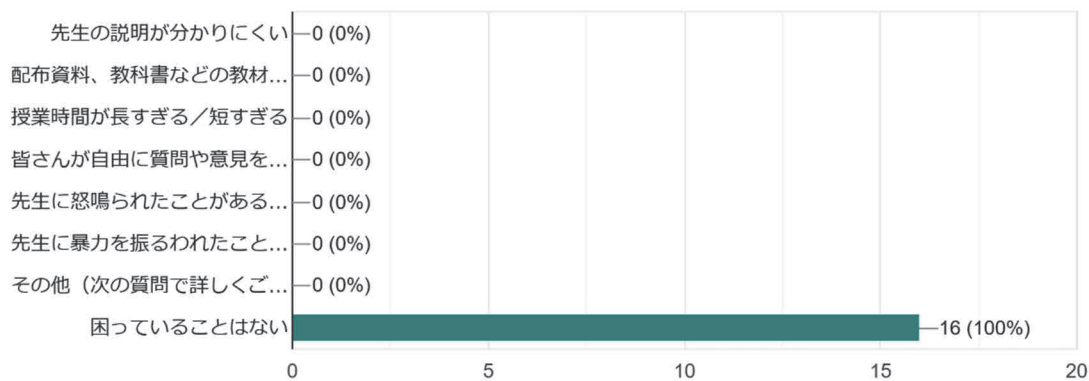
オ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」
（なお、「なし」という回答については割愛する。）

意見はなかった。

カ 「学校の授業のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）。」

学校の授業のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）。

16件の回答



キ 「困ったことがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

意見はなかった。

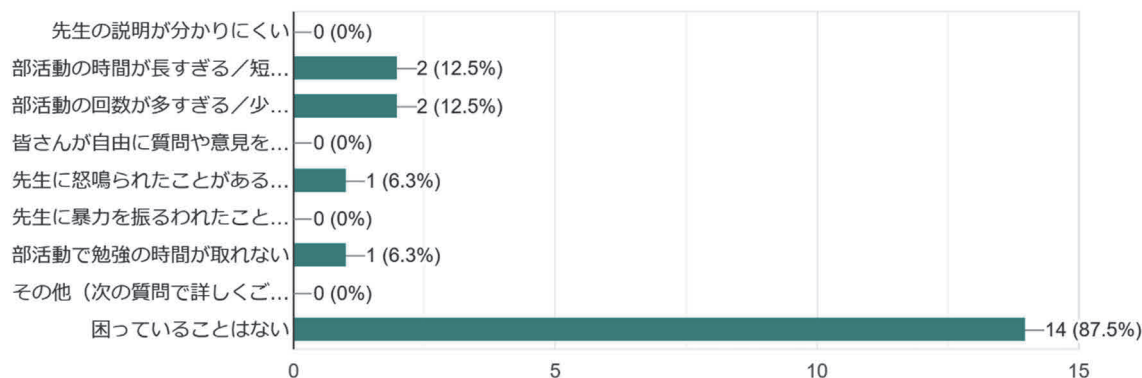
ク 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

意見はなかった。

ケ 「部活動のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）」

部活動のことで、あなたが困っていることがありますか（複数回答しても構いません）

16件の回答



コ 「困っていることがあると答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・少し部活の時間を減らして、勉強の時間とかに使いたい。部活の日を減らしてほしい。

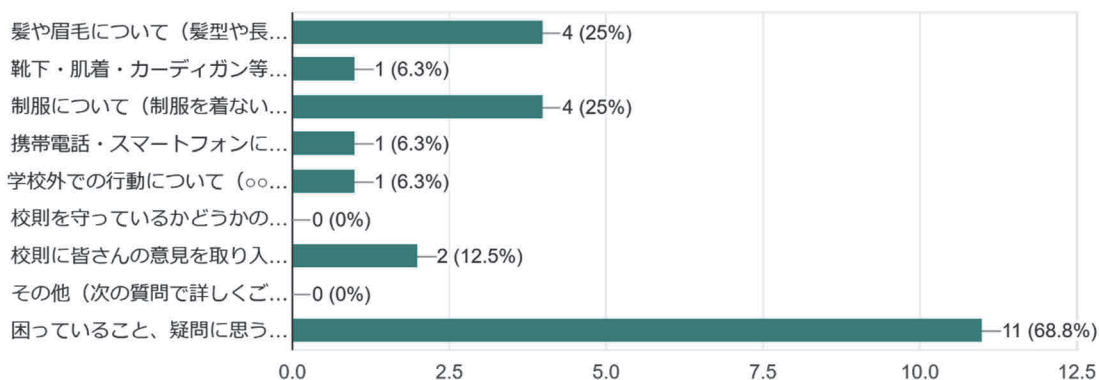
サ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

意見はなかった

シ 「校則のことで、あなたが困っていること、疑問に思うことがありますか（複数回答しても構いません）」

校則のことで、あなたが困っていること、疑問に思うことがありますか
(複数回答しても構いません)

16件の回答



ス 「困っていることや疑問に思っていることがあると答えた方に質問です。
「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

- ・ 三年生は放課後勉強して帰るのでいちいち着替えて帰らず、体操服で帰っていいことにしてもらいたい
- ・ 今考えているのは、私が生徒会長になり公約という形で制服の変更を考えています。～してもらいたいということはありません。
- ・ 眉にかかっはいけないではなく、目にかかっはいけないにしてもらいたい。

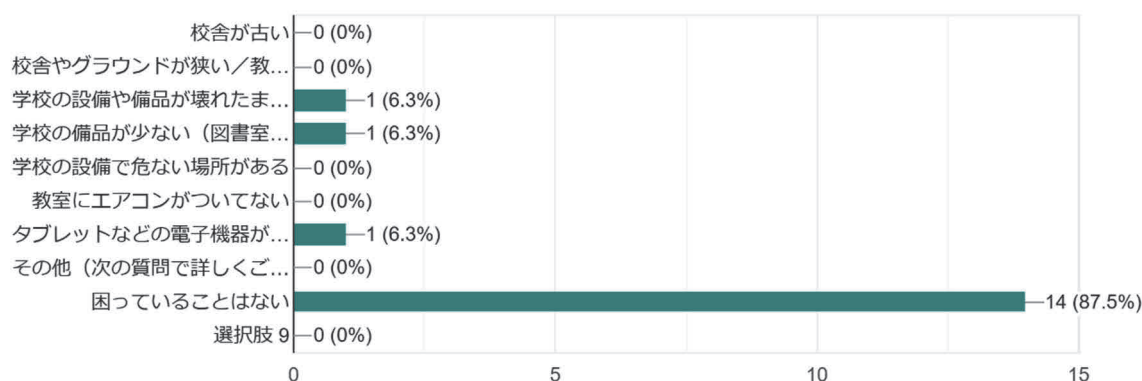
セ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

- ・ 女子が制服がズボンがいいと言っている人を見たことがあります。実際、生徒総会で案として出してみたんですけど、「伝統が○○だから○○！」と言って話が通りませんでした。

ソ 「学校の設備や備品のことで、あなたが困っていることがありますか
(複数回答しても構いません)」

学校の設備や備品のことで、あなたが困っていることがありますか
(複数回答しても構いません)

16件の回答



タ 「「ある」と答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策
や希望があれば、教えてください。」

- ・部活の道具を買ってもらいたい

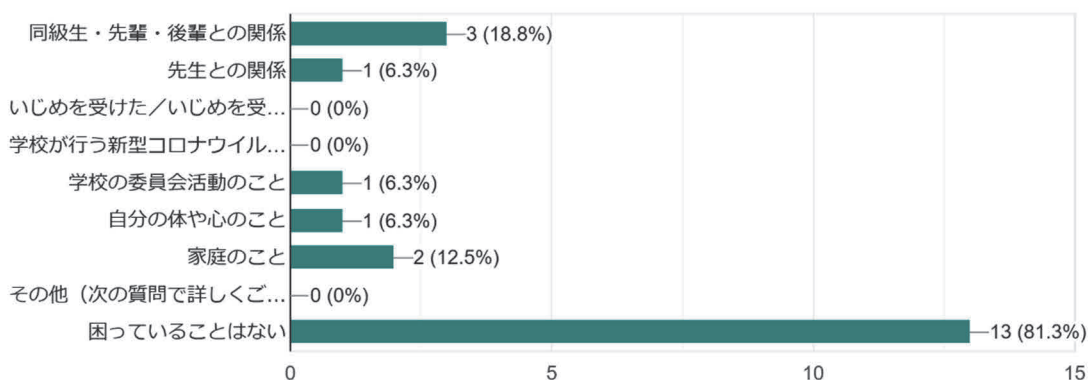
チ 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

意見はなかった。

ツ 「そのほか、先生や同級生との関係、新型コロナウイルスの対応など、
あなたが困っていることは何かありますか (複数回答しても構いません) 」

そのほか、先生や同級生との関係、新型コロナウイルス...ありますか（複数回答しても構いません）

16件の回答



テ 「「ある」と答えた方に質問です。「～してもらいたい」などその解決策や希望があれば、教えてください。」

意見はなかった。

ト 「あなた以外で困っている人を知っている場合は、教えてください。」

意見はなかった。

【意見】

(1) 佐世保市の市立中学校では、生徒の体罰、いじめや学業の悩み等の対応のため、様々な方法で生徒からの聞き取り、アンケート等を実行している。これらの結果、各学校にて、生徒の悩み等を把握し、適切に解決した事例が多数あることと予測できる。そのような各中学校での努力については、当然評価されるべきものである。

その上で、今回の「往査先中学校生徒⇒包括外部監査人」という直接のアンケートの結果、上記のとおり、多数の回答があったことについては、よく検証するべきと思われる。すなわち、生徒の悩みや不満の内容につき、生徒間の問題、家庭内の問題と比較して、学校の校則、授業や部活動、教員による体罰やハラスメントの問題については、問題の当事者が所属中学校となるため、非常に障害が大きいということである。また、学校に対する不満ではなくとも、生徒間の人間関係や家庭内の問題は、それ自体、生徒にとって非常にセンシティブな問題であるため、生徒が所属中学校への申告を躊躇することは想定されるところである。それゆえ、今回のアンケートのように、ICTを利用して、中学生に対して、教育委員会または教育委員会以外の部署（佐世保市長等）あての直通のアンケートや投書等のルートを開設しておくことが有効である。これについて、その目的は、あくまで中学校の運営にあたり、佐世保市が各中学校をサポートすることであり、生徒からの苦情等を理由に各中学校に対して何らかの不利益的取扱いを行うためのものではないことを明確にするべきである。なぜなら、この生徒から所属中学校以外の佐世保市の機関に対する直接の声を届けるルート確保の目的は、各中学校の評定ではなく、生徒のセンシティブな問題、所属中学校に対する悩みや不満について、上記の事情から所属中学校へは述べにくいという性質を踏まえ、これを二次的に把握し、適切な解決を行うことにあるからである。そのためには、このアンケートの結果を教育委員会等が受けて、当該中学校に対して、「かかる訴えがあるので調査し対処せよ。」と通告するという手法ではなく、アンケート結果を受けた教育委員会等にて主体的に問題解決に動き、中学校の教職員の負担を軽減させるという体制整備についても留意するべきである。

実例として、大阪府寝屋川市が、いじめ問題を学校任せにすることな

く、初期段階で行政が介入する「寝屋川モデル」が参考になる。同市のホームページによると、同市は、人口約22万7000人の中核市であり（佐世保市は令和5年2月時点で人口約23万6000人の中核市であり、類似する。）、令和3年度に寝屋川市が認知したいじめは183件とのことである。同市は、いじめ問題につき、①学校及び教育委員会による長期的アプローチと②市長部局「監察課」による即時対応の2つのルートを並存させる方策を取ることとし、長年解決されないいじめ問題につき解消させつつ、「教職員の負担軽減」につなげたと評価されている。そして、即時対応のための「攻めの情報収集」として、毎月1回、市立の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを配布している。このチラシには、児童・生徒のいじめの問題につき、無料で監察課へ送付できる切り取り式のハガキが印刷され、活用されているということである。

佐世保市には、現状、佐世保市いじめ等対策連絡協議会及び佐世保市いじめ防止対策推進委員会が設けられているようであるが、上記の寝屋川モデル及び本監査でのICTを利用したアンケート及び目安箱を設ける等の方策について協議、検討していただきたい。

(2) アンケート結果から、以下の傾向を読み取ることができる。先述の校則等に関する意見と併せて適宜対処、検討されたい。

ア 校則に対して、厳しすぎるという意見が出ている。

イ 授業につき、理解が難しいという悩みがあり、同時に、より効率化して欲しいとの若干相反する意見が出ている。

ウ 部活動につき、もっと活動時間を増やしてほしいという意見と、逆に、短縮ないし緩和して欲しいという意見が出ている。

エ 登下校の負担が重いとの意見が出ている。

オ 教員から受ける評価、体罰に対する不満が出ている。

(3) 往査先の四校の内、宇久中学校は、生徒の悩みや不満等の意見が他の三

校よりも比較的少ないと評価できる。これは、先述した「社会実践実験としての宇久中学校の校則等緩和の許容性」の根拠となると考えられるので、留意を求める。

第6部

教育DXの改革案等

第1章 現状維持を基本とする戦略

昭和時代の高度成長期において、「荒れる中学校」と称される時期が存在した。その特徴は、現在も中学校にて問題行為と意識されている生徒間のいじめ、学校施設の器物損壊、授業拒否等の学級崩壊、並びに、喫煙、飲酒及び暴走行為等の違法行為であり、その頻度、程度は現在よりも著しいものであったとの評価が大勢であると思われる。社会背景として、社会的弱者の権利擁護、性別、年齢及び経済力等の差異を根拠とする差別禁止等の認識が現在よりも未熟であり、効率的かつ効果的な事態の分析及び対処も容易ではなかった。かかる時期に、校則の厳格化が進み、また、学校内の秩序回復の手段として体罰が用いられるに至った。関係者全体の無秩序からの回復が不可能であるとして、問題因子の排除が選択され、問題行動に及ぶ児童、そしてその被害に遭う生徒の事実上の放逐（いわゆる「落ちこぼれのレッテル貼り」や「いじめられる側の自己責任」等）が行われていたことについて、包括外部監査人としても記憶しているところである。

今回、監査対象とした佐世保市の市立中学校の事務執行の調査結果については、上記のような厳しい時期から、佐世保市、各学校、生徒とその保護者による継続的な改善の努力がなされた成果と捉えるべき部分もあり、少なくとも昭和期における「荒れる中学校」の時代と比較すれば、いじめ問題、校則問題、授業内容、予算配分等あらゆる面で改善したと評価するべきところである。

第3部ないし第5部までの包括外部監査人による指摘ないし意見は、佐世保市の市立中学校に関するこれまでの施策や各学校の現場での対応等の努力の成果を前提として、今後も従来と同様の中学校運営を継続することを想定して行ったものである。

ところで、佐世保市の市立中学校について、①校則が厳格に過ぎる部分があるとの評価や②德育等の道德教育に力点を置きすぎており、法教育、包括的性教育、ICTリテラシー及び金融教育等、生徒の身を守り、将来に備えて必要な実践的な知識に関する教育が不足しているとの評価も考えられるところであり、また、包括外部監査人としてもそのように考えるところである。しかし、他方で、日本においては、生徒の人格形成、国家や社会の形成者育成について、義務教育機関に期待するところは非常に大きいことも、また真実である。小中学校での行事が、生徒の成育を目的としつつ、副次的にその地域コミュニティへの娯楽提供となっていたことは明らかであり、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大によりやむを得ず小中学校にて多くの行事を制約せざるを得なかったという事態が、生徒のみならず地域にも失望を与えたところである。以上に加えて、日本において、小学校及び中学校の存在は、地域コミュニティの中で、平時において様々な活動の拠点となり、また、非常における防災避難地になる等の重要な役割を担っている。小中学校の統廃合問題につき、廃校反対の意見として、廃校後の地域コミュニティの弱体化や衰退への懸念は常であり、また、純然たる事実であると思われる（学校が遠方にしかないという事情はその地域の過疎化を招くことになる。）。これらの多種多様なニーズに対応し続けていた小中学校の現行の体制を前提に、佐世保市にてその必要性を吟味しつつ、厳格と評価されることがある校則の維持についても、裁量の範囲に止まるという意見も考え得るところである。

佐世保市において、市立中学校の体制について、これまでのような担任教師と教室内で学ぶ生徒という従前の方式を是とするのであれば、①少人数学級の要請、校則の内容検討や緩和等、校舎や体育館等の中学校におけるインフラストラクチャーの最新化等、実現することが望ましい事

項、②同インフラストラクチャーにつき危険発生部分の改善、学校給食や教材の維持、いじめ防止等実現が必要である事項を把握して、さらなる改善を期待するところである。

第2章 教育デジタルトランスフォーメーション戦略について

第1 社会的危機の問題

- 1 上記第1章のとおり、現行の中学校の運営方式は、将来も続くという予測が大勢であると思われる。ただし、以下の社会情勢につき、中学校を含む義務教育制度にも厳しい影響を与えるかもしれないという懸念がある。

(1) 少子高齢化の深化

令和5年2月28日、厚生労働省が発表した令和4年の出生数（速報値〔日本における外国人の出生、日本人の外国における出生を含む。〕）は、79.9万人であり、7年連続で過去最少を記録している。日本の少子高齢化のペースは、公的機関の予想よりも遥かに早く、年金・医療などの社会保障制度の財政難、地方経済の衰退要因につながるとされている。

(2) 担税力の限界

令和5年2月21日、財務省は、今年度の国民負担率（個人や企業の所得などを併せた国民全体の所得に占める税金や社会保険料の負担の割合であり、公的負担の重さを国際的に比較する指標の一つとされている。）が47.5パーセントになる見込みであると発表した。この数値は、企業業績回復等の事情により、過去最大であった令和4年度よりも下が

る見込みであったとはいえ、国民には「令和時代の五公五民」等センセーショナルな話題となった。国民負担率が、それ自体のみでは社会情勢の良し悪しを決めるものではなく（社会保障等の公的サービスの支出ゆえに国民負担率が高くなることもあれば、戦費等国民の福祉につながる支出により国民負担率が上がることもある等）、また、国の借金で賄う財政につき考慮していない（財政問題の先送りを前提としたうえで国民負担率が現行の数値であり、実際には将来的に国民の可処分所得がますます低くなるかもしれないこと等）という問題もあり、それをもって、端的に国民の担税力について確定的に判断することはできない。もっとも、国民にて、長期間収入が上がらず、他方で、租税や社会保険料が増加の一途であったという事実から、担税力につき限界を感じ、または、既に限界を突破しているとの認識・状態が増えているものと推測するべきと思われる。

（３）国際競争力の低下

令和４年６月、IMD（スイスの調査研究機関である国際経営開発研究所）が発表した「IMD世界競争力ランキング２０２２」では、日本の国際競争力は、調査対象６３か国中３４位とされている。その内訳につき、経済状況２０位、インフラ２２位、政府の効率性３９位、ビジネスの効率性５９位とされている。すなわち、官民の効率性の問題が指摘された。

官民の効率性の問題については、デジタル化の遅延という理由を聞いて久しい。総務省のホームページによると、国連経済社会局（UNDESA）が公表する世界電子政府ランキングによれば、令和元年（２０２０年）の時点で、日本国は、１４位であった。この年の１位は、デンマークであり、以下大韓民国、エストニア、フィンランド、オーストラリ

ア、スウェーデン、イギリス、ニュージーランド、アメリカ合衆国、オランダとなっている。ICT技術について、飛躍的な進化が続いている現状において、デジタル分野での平成7年（1995年）ころからのインターネット普及以降、日本のICT投資は、平成7年以降、実質値での投資額が伸び悩んだため、デジタル部門における新興国の逆転を受け、その差を広げられる状態となっている。

（4）感染症流行、天災、戦災等

令和元年（2019年）12月から始まったとされる新型コロナウイルス感染症が、世界中に広がり、多数の人命が失われ、経済活動の停滞、低下を招き、3年以上経過している。また、国際的には、令和4年（2022年）2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻により、世界的な生産財の高騰が続き、日本国内においても燃料及び消費財の価格高騰が続いている。さらに、日本国は、豪雨や地震等の天災があり、平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災及びこれに伴う津波により起きた福島第一原子力発電所事故の被害は、現在も完全な復旧に至らず、その惨禍についての記憶も風化するべくものではない。

これらは、上記（1）ないし（3）と違い、偶発的な面がある出来事であるが、日本国の社会に対する打撃は甚大なものである。

2 市立中学校への影響

日本国における上記1（1）ないし（4）につき、そのいずれか一つであっても解決は容易ではない。そして、その余波は、市立中学校運営にあたり、特に財政の問題として押し掛かってくるものと思われる。「第2部 佐世保市の財政及び人口の推移」の【意見】のとおり、佐世保市の財政の

見通しは厳しいものであることから、中学校運営についても財政健全化の観点についても力点を置く必要があるとした。しかしながら、佐世保市の立中学校の財政については、県費負担教職員制度（市町村立小中学校の基幹的な教職員について都道府県にその人件費と旅費の負担義務を課すとともに任命権を付与する制度）により除外される教職員の人件費以外の経費について、校舎等設備の老朽化を始め、改善が望ましい支出についても後回しとして耐えている状況にあり、これと昨今の消費財の高騰傾向を併せ考えると、経費節減を実現することは容易ではない。

他方で、第3部ないし第5部で挙げた指摘及び意見等への対応にあたっては、その原資が必要であるところ、その支出も容易ではない。

以上より、市立中学校の運営については、単に佐世保市の財政が楽観視できないことを踏まえてもその財政健全化は容易ではないが、加えて、上述の社会的危機を考慮すると、非常に厳しいものと考え直す必要があると思われる。

3 大幅なリストラクチャリングの検討

上記1の社会的危機への対処として、人口減少、税収減、国際競争力低下及び天災・戦災等の打撃に対する方策として、現状維持ないし拡大を目指すのではなく、社会組織の縮小という方策がある。これは、義務教育の分野では、学校の統廃合という、少子化進行という現実に対処した、単純なリストラクチャリングである。包括外部監査人は、「佐世保市立中学校の体育館にインターネット回線を配備することのコスト」を調査した際、いわゆる教育DX（デジタルトランスフォーメーション）についても簡易ながら聞き取り等調査を行った。以下、これらについて報告する。

第2 広田中学校体育館へのインターネット無線W i - f i 運用コスト

1 前論

(1) 往査先中学校では、体育館でのインターネット利用が不可能または甚だ困難であり、これを改善してもらいたいとの要望が多かった。これは、①体育等の授業や部活動にて、参加者が各々のタブレット端末を利用して、フォーム等を確認できるようにする等有効活用を求めていること、②体育館内での催しにあたり、入館した生徒がそのイベントのためのタブレット利用を可能にすること等の需要によるものであった。

(2) 包括外部監査人は、弁護士業にてICT部門の顧問契約を締結しているシステムエンジニア（令和2年度佐世保市包括外部監査補助者を務めている。）と大手ICTディベロッパー株式会社の公共営業担当者（以下「担当者」と略称することがある。）へ、佐世保市から入手した広田中学校体育館の図面等資料を交付し、前（1）の希望を伝え、そのコストについての算定を依頼した。

2 初期コスト（ネットワーク機器の購入及び工事）

(1) 体育館内にて30名～40名程度の同時利用の場合

機器設置につき、ルーター1台運用、W i - f i は複数台運用とした。この場合、①機器レンタル代金は毎月2万円程度（W i - f i 機器3台）、②LAN配線及び周辺工事一式が400万円程度とのことである。

※なお、この費用は、電源工事、配管工事、弱点強電用配電盤等の付帯工事を含んでいないということである。また、安全対策や通常の施設

以上の付帯工事が必要な場合（体育館の場合、球技等によるボールの機器への衝突に備えての養生工事を要する可能性がある。）には、その費用がかかり、また、電子機器を利用して行う作業や閲覧する内容で大きく変動する可能性があるとのことである。

（２）体育館内にて１００名程度の同時利用の場合

担当者によると現在の市内公共施設によく求められる内容に準じた規模であるとのことである。この場合、W i - f i 機器等は、サービス提供メーカーからメンテナンスを含んだ販売を主軸として運用する。

この場合の見込額は、①機器代金については販売品 9 0 万円程度（W i - f i 機器 3 台購入）、②L A N 配線及び周辺工事一式 4 0 0 万円程度とのことである。また、上記（１）の※部分は同じである。

（３）体育館内にて 3 0 0 名～ 4 0 0 名程度の同時利用

担当者によると、現実的な見解として、最大規模でかつ全ての機器を購入した場合のフルスペック運用となる。

この場合の見込額は、①機器代金については販売品 1 6 0 万円以上（W i - f i 機器 7 台）、②L A N 配線及び周辺工事一式 9 0 0 万円以上とのことである。また、上記（１）の※部分は同じである。

（４）追加費用

上記（１）ないし（３）について、各々のサービス・用途に応じて、別途ライセンス料やクラウド使用料等の月額費用が別途かかることがあるとのことである。また、公共機関、特に、体育館では、生徒の運動により衝撃を伴うことから、機器の故障、不具合、電気系統や外的損壊等に伴う運用上のトラブルを考慮し、保守契約を締結することを勧奨すると

のことであった。

3 ランニングコスト

(1) 回線構成のコストにつき、以下のとおりである（全てのキャリアでの提供ではない。）。

ア 通常、光回線を1回線にて1施設を運用する場合

(ア) 光回線 1回線 6000円相当/毎月

(イ) キャリアによっては別途プロバイダー契約が必要な場合があり、
その場合、さらに、 2000円相当/毎月

イ インターネットゲーム用程度のスピードを準備する場合

(ア) 光回線 1回線 6000円相当/毎月

(イ) プロバイダーのみIPOE（「IP over Ethernet」の略であり、ユーザー側のルーターやアダプターを介することなく直接インターネットへ接続できる次世代インターネット接続方式）
固定IP1のスペックを上げることが可能であり、この場合、

1万4000円相当/毎月

ウ 使用用途や使用人数に応じて、対応するサービスを変更することがある（多人数の大容量通信実現等を考慮する場合等）。

(ア) 回線のハイスpekタイプ 5万円相当/毎月

(イ) プロバイダーも同じく 9万円相当/毎月

エ その他の帯域を確保した光回線（専用回線等）になると金額は、上記ア～ウ以上の金額になるとのことである。

(2) なお、上記(1)ア～エにつき、イニシャルコストが別途必要となる。

その額は、2万0000円以上の見込とのことである。

また、上記（１）ア～エにつき、回線維持の保守サービスを勧めることである（有料）。担当者によると、とある私立学校の学生寮全体に無線W i - f iを整備するにあたり、回線使用料とは別に有料保守サービスを締結したところ、学生寮の一部にてW i - f i接続が切れることがあったが、即時対応・復旧を果たしているとのことであった。

【意見】

（１）往査先各中学校より、「体育館内のインターネット利用」の要望が強かったことから、包括外部監査人にて上記の通り調査したものである。仮に、広田中学校の体育館にて１～２クラスの生徒がタブレット等にて利用する場合（最小規模）を想定すると、その初期費用は、４００万円以上かかり、また、毎月１万円以上のランニングコストがかかることになる。仮に、佐世保市内の全ての市立中学校２４校の体育館に無線W i - f iを準備するとなると、最小規模を前提としても、初期費用で１億円程度、毎月のランニングコストにつき２４万円以上ということになる。これは、佐世保市の予算規模からして、捻出容易な額とはいえないと思われる。体育館内のインターネット環境整備は、その必要性につき、基本的には「必要不可欠とはいえないが、可能であれば進めるべき課題」であり、校舎施設の安全確保や給食及び教材の水準維持等必要不可欠事項への予算配分を優先させるべきであろう。

それゆえ、上記の「体育館内のインターネット利用」の現場からの要望について、佐世保市にて、その経費負担が困難であるとして、検討事項に止める場合には、その理由等を含めて各中学校に説明の上で、実際に各市立中学校の体育館にてインターネット利用を必要としている事情、また、実際に利用している場合の状況を調査し、実現の必要性について継続調査をすることが妥当と思われる。

(2) なお、上記の「体育館内のインターネット利用」につき、非常にハイスペックの場合も想定しているが、これは、体育館内に多数の生徒や教職員が集合して一斉にインターネットを利用する場合の他、体育館が災害時の避難拠点とされていることが多いことから、避難者に対して、無線W i - f i を開放して、正確な情報獲得や娯楽提供を行うということも考慮したものである。後述の教育D X の件と併せて、仮に、佐世保市にて、体育館内のインターネット利用につき、有用性を認めるということであれば、適宜予算配分の検討等を求める。

第3 教育D X (デジタルトランスフォーメーション) の検討

1 前論

日本国における上記第1の社会的危機対応につき、組織や運営方法の合理化、効率化が必要とされ、その具体的手法として「I C T の活用」が謳われるが、I C T 投資の低迷等から抽象論に止まり、具体化された例につき顕著とは到底いえないと思われる。包括外部監査人にて、I C T の教育への活用例を調査し、また、広田中学校体育館無線W i - f i の計画見積担当者やシステムエンジニアと協議した。以下、その結果について報告する。

2 公立中学校におけるI C T 技術活用に関する問題

(1) G I G A スクール構想は、義務教育分野におけるI C T 技術導入のための重要政策であるが、その主要目的及び実態は、義務教育の生徒に対して、インターネット端末(タブレット)を「1人1台」交付すること

の達成にあると評価できる。そのこと自体、重要な事業と評価するべきところであるが、ICTディベロッパーや技術者からすると、実際の活用状況について、非常に物足りないと感じる部分があるとのことである。これは、インターネット端末はあるものの、その活用のためのノウハウやソフトが不足しているためと考えられる。

(2) 教育分野へのICT活用については、私立学校にて先行、実現している例がある。担当者にて携わった例として、とある私立学校にて、学校、教員、生徒に教育のためのICT設備を構築しつつ、授業につき①オンライン授業を可能とするに止まらず、②授業につきアーカイブ（映像）を作成し生徒向けの配信体制を整えたということである。その結果、生徒の定期試験の成績が上昇したということであった。これは、特に、定期試験前の生徒のテスト対策勉強にあたり、各々の生徒が、自身の弱点に関する授業のアーカイブを繰り返し見ることにより克服することにつながったことが大きな理由である。そして、このアーカイブ方式は、生徒が病欠等した場合につき自動的に補習が可能となるという利点もあり、新型コロナウイルス感染症流行化に大きな威力を発揮したということであった。包括外部監査人の所感としては、全ての学校にてかかるICT利用を行う、また、試みることは非常に有用であると思われる。

(3) 教育分野へのICT活用について、公立学校において、無計画というわけではない。文部科学省は、上記(2)のようなICTの教育コンテンツ、ツールの充実を実現させる政策につき「教育デジタルトランスフォーメーション」（以下「教育DX」ということがある。）として、教育DX推進室を担当部署として、その実現を図っている。その一手法として、文部科学省CBTシステム（ME^メX^クCB^{ビット}T）を開始している（「CB

T」は、「C o m p u t e r B a s e d T e s t i n g」の略称)。その概要は、C B Tシステム（サーバー）にこれまでの学校における研鑽の結果形成されている問題データや教職員の研修資料でのデータベースを作成し、生徒が、G I G Aスクール構想により入手したインターネット端末を用いて、問題（公的機関が作成した学力テストの過去問題も含まれている。）の取得、解答を行い、自動採点を受け、また、教職員は授業用の問題や定期試験等の参考資料を取得する等の支援を受けることが可能となっている。

(4) 文部科学省C B Tシステムは、教育D Xにあたり、既存のG I G Aスクール構想から、さらに、教育分野のI C T活用を推し進めるものとして評価できる。しかし、その内容は、概ね紙媒体であった資料のデータベース化が中心であり、上記(2)のようなオンライン授業やアーカイブ整備を実現させるものには至らない。現状、生徒としても、インターネット端末の利用が、「紙媒体の資料・問題が端末を用いられるようになった」という進化であり、それ自体必要なものではあるが、I C T活用として思い描く端的な想定、希望（やはり「端末を介した授業」）とはまだかけ離れていると思われる。

(5) 包括外部監査人としては、佐世保市において、独自に以下のとおり、教育D Xを国よりも先行させる余地がないかについて検討を求めたい。

ア 検討を求める事項

「佐世保市教育D X」等の名称(以下仮称として用いることがある。)の下、①市立中学校の主要5教科及び実技4教科の授業のアーカイブ動画、②徳育、法教育、包括的性教育、I C T教育、金融知識、コミュニケーション教育等の特別授業のアーカイブ動画を作成する。可能

であれば、①については、学習レベルに応じた2種類程度を作成する。

イ 留意すべき周辺事項について

市立中学校の運営は、原則として、その教職員の給与につき都道府県が負担する県費負担教職員制度があり、また、人事権も都道府県に所属する。授業のアーカイブ動画の作成にあたり、教職員に担当を求めかどうかについて調査検討をすることが必要と思われる。

ウ 提案理由

佐世保市にてかかる教育DXを国レベルよりも先行して行うことを提案している理由は、授業アーカイブやオンライン授業等映像ないし動画コンテンツの利用を踏まえたレベルでの教育DXにつき、国の進行を待っていると、いつ実現するのかが予想がつかず、仮に実現した時が来るとしても、ICT技術の高度の進化速度に照らして陳腐化しているおそれがあること、そして、佐世保市の行政の事務遂行能力であれば実現も可能であると考えたものである。

(6) 佐世保市教育DXの目的

ア 佐世保市教育DXの目的は、文部科学省の教育DXの目的と同じである。すなわち、①生徒個人に合わせた細やかな教育・授業の実現、②教職員の負担軽減、③ICT機器活用による授業内容の充実・向上、④新型コロナウイルス感染症流行を例とする行動制限時のオンライン授業実現である。

イ 以上に加えて、佐世保市教育DXの目的として、⑤人件費等教育にかかる経費節減、⑥教職員不足対策、⑦いじめ問題対策、⑧特色ある学校の実現も含んでいる。

3 佐世保市教育DX案

(1) 授業アーカイブの作成

昨今のICT技術の飛躍的進化のため、映像コンテンツの作成につき必要であるコストが大幅に下がり、必要である技術も簡易化されている。現代において、様々動画共有プラットフォームが供えられ、世界中の個人がチャンネルを作り、自ら作成した動画を多数アップロードしていることは明白な事実である。そのような中には、既に、授業に関するコンテンツも多数存在する。

アーカイブ作成にあたっては、①誰が指導を行うのか（教職員、外部講師等）、②どのような方式で行うのか（実際の教室での授業の録画、アーカイブ用にスタジオ等を利用するのか等）、③習熟度により種類分けを行うのか（従来の授業のように一律とするのか、修学困難者用または上級・アドバンスクラスも設けるのか）を決めることになる。これらについては、予算配分や人材確保の可否等の現実を踏まえつつ、実験的、部分的に計画、作成を開始し、また、時間の経過に応じて洗練を加える等していくことが考えられる。

(2) 授業アーカイブについては、以下のような利用が考えられる。

ア 平常時

- (ア) 通常の授業において利用する。
- (イ) 欠席者の補習に利用する。
- (ウ) 自宅学習に利用する（テスト対策には有効と予測できる。）。
- (エ) なお、特別授業のアーカイブについては適宜利用する。

イ 天災や感染症流行等非常時

天災や感染症流行等による非常事態、生徒の自宅待機措置となった場合、その間の補修として利用する。

(3) 上記の授業アーカイブ作成と併せて、①オンライン授業の整備、実施、
②教科書等教材のデジタル化を実現することが便宜であると思われる。

(4) 以上の佐世保市教育DX実現により、以下の目的を達成することが考えられる。

ア 生徒個人に合わせた細やかな教育・授業の実現

従来の授業では、教員と生徒による教室内での完全なライブ授業となるため、生徒個々の事情については割愛せざるを得ないところである。往査中学校からのアンケート結果においても、「授業が分からない。」、「進行スピードが速すぎる。」、「授業とは無関係の話を無くして欲しい。」等の相反する希望が出ている。教職員としては、習熟度が低い生徒へのフォロー、授業内容への関心が薄い生徒に対するリカバリー（授業とは無関係の話は、このような必要性によりなされる場面があると思われる。）、習熟度が高い生徒へのより高度な授業を求められていることになるが、その対応は不可能である。

そこで、授業アーカイブの作成にあたり、同じ単元について内容が異なるものを作成することにより、生徒個人のリクエストへの対応が可能になる。また、生徒は、それぞれ保護者家庭の家計や生徒に求められる貢献内容（家事労働への協力の有無等）、部活動への専念の度合い等千差万別の都合があるところ、授業アーカイブはこれへの対応にも貢献すると予測できる。

イ 教職員の負担軽減

日本国における教職員の負担の重さとその軽減の必要性が論じられて久しいところであるが、効果的な対応策が実現化しているとは思われない。働き方改革、効率化等の抽象論のみでは到底対処が期待でき

ないところ、授業アーカイブの存在は、教職員の負担軽減につき、抜本的な策を提供し得ると思われる。教職員の過労死ラインを超える残業や校外業務負担は著しく、他方で、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（略称「給特法」）による残業代の制限と教職員の労務実態の不均衡の問題化について、現場教職員からの是正改善の要求の主張は少ないとはいえないことについては留意するべきである。

ウ ICT機器活用による授業内容の充実・向上

従来の黒板板書を基本とする授業では、教職員の板書と教科書の閲覧等が授業スタイルの基本となるが、ICT機器利用によりデジタル画像の映出が容易となり、また、翻訳ソフトを利用した外国語利用も容易となる。動画データであれば、教職員の板書につき、早送り編集をすることが可能であるが、この視覚的効果と時間的効率化は少ない。この点での応用は、ICT技術の革新により、多方面に広がることを予測できる。

エ 新型コロナウイルス感染症流行を例とする行動制限時のオンライン授業実現

令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、日本国では、令和2年2月末ころから4月または5月ころまで学校の一斉休校措置となった。この間の授業遅延に関する問題につき、授業アーカイブの準備は有効と考えられる。

オ 人件費等教育にかかる経費節減

上記「第1 社会的危機の問題」の「2 市立中学校への影響」のとおり、日本国における経済状況につき、将来的に厳しくなる可能性を考慮すると、国及び地方の財政支出について今以上の節減を余儀なくされる可能性がある。授業アーカイブの整備は、オンライン授業制

度と複合利用することにより、中学校の授業運営にあたって個々の教職員の負担のみならず、必要とされる教職員数についても低減させ、人件費等経費節減を実現させる可能性がある。これは、ICT技術導入による合理化・効率化は、経費と作業量の低減に要諦があることから考えるべきことといえる。

なお、市立中学校の人件費の問題については、県費教職員負担制度の範疇であるため、佐世保市にて思案すべき事項ではないとも考えられる（極端な想定としては、佐世保市が教育DXによる合理化を果たし、人件費削減に成功するとしても佐世保市のみが予算配分を削減されるだけの結果につながる等）。これについては、「授業アーカイブの作成・利用⇒教職員の負担軽減」を実現した後、教職員の定員不足対応（次項でも述べている）と人件費削減を長崎県へ建議するという途も含め、後日の検討課題とすることが考えられる。

カ 教職員不足対策

少子高齢化の進行を背景に、教職員不足も問題となっている（令和4年1月、文部科学省が作成した教師不足に関する実態調査結果につき同省のホームページ上にて公表されている。）。この問題は、生徒への配慮と教職員負担軽減を目的とする少人数学級の実現に対する大きな障害要因であり、実際、教職員が不足しているため、少人数学級をあきらめるという選択も考え得るところである。前オのような将来の経費節減というレベルの問題ではなく、そもそも教職員が足りていないという危急の事態が既に現実化しており、授業アーカイブは、これへの対処にも有効と思われる。

キ いじめ問題・不登校問題対策

いじめ問題につき、その緊急の対処として、当事者の隔離が選択されることがある。この場合、仮に、隔離がなされる場合につき、主要

な加害者と被害者のいずれを選択するのかという問題はあるが、いずれにせよ隔離対象となった生徒の補修の手段として授業アーカイブは有効と考えられる。そして、このことは、不登校生徒への対処にも同様である。

ク 特色ある学校実現及び生徒の自己実現

現在、佐世保市では、特色ある学校実現事業のため、予算を配分し、各学校にて、外部講師を招聘して特別授業を行う等している。これにつき、例えば、年間の特別授業が、道徳、法教育、包括的性教育、ICTリテラシー等の専門分野それぞれ1時間程度ということになると、十分な講義は難しく、また、生徒にとっても不安や不満を残す可能性がある。それゆえ、特別授業についても、アーカイブを作成する等して、中学校毎に注力する特別授業を定めたり、また、生徒の自己実現のため特別授業アーカイブコンテンツを増やす等することが有効である。

ケ 休暇の自由取得制度導入

令和5年3月16日、愛知県が、公立学校の児童生徒が保護者の休みに合わせて年3日間自由に休暇を取ることを認める「ラーケーション」(ラーニングとバケーションを組み合わせた造語)導入を発表した。授業アーカイブでの補講や単元修得を認めることが可能であれば、同制度導入にあたり有用である。

4 問題点

以上のような佐世保教育DX案については、他方で、以下のような問題も考えられる。

(1) 日本の義務教育では、生徒の人格形成まで大きく期待されており、その範囲は、常識や生活習慣にまで及ぶことも考えられるところがあった。かかる期待に対して、学校にて、生徒に対する集団として、または個別の対応として、指導を行っていたという経緯があり、また、その実績に対する自負心も強いと推測される。そして、その手段として、教員と生徒の間で直接対話できる環境が不可欠との考え方もあり得るところであり、かかる観点からは、教育DXの最終形態として、学校及び教職員と生徒の間のリモートが徹底すると、生徒の人格形成のための教育が難しくなるという見解もあると思われる。

(2) 授業アーカイブを完備すると、教職員がそのコンテンツに依存するようになり、教職員の能力低下を導くとの意見も考えられる。

(3) 教育DXは、その有効活用のため教職員に高度のICTリテラシー能力を要求することになる。すなわち、これまで、教職員が担当教科に関する知識獲得のための研鑽に努めていたが、これに替わるか、または、重ねてICT活用指導能力を積み重ねることが必要となり、かかる点では、教職員の負担増となる。

(4) 生徒側も、授業を受けるにあたり、後日アーカイブを確認する機会があることから、個々の授業につき緊張感を失うという懸念も考えられる。

【意見】

(1) ICT分野では、高速通信技術を用いて、具体的に如何なる成果を得たいのか、そのためどの程度の経費負担を行うかについて、利用者の意思が不明確であるため、目に見えた効果を得られないという結論となる

ことがある。かかる事態に陥ることへの懸念から、ICT投資を控え、その結果、デジタル遅延が悪化するという悪循環に陥ることがある。

GIGAスクール構想については、あくまで生徒にインターネット端末を配備することが基本であり、そのことは非常に重要であるが、現状のままでは、生徒は有効活用に至らずに小学校、中学校を次々と卒業していくという事態になりかねない。他方で、市民は、「教育のデジタル化」との謳い文句に対して、ライブ授業やオンライン授業が容易に実現されるものとの憶測ないし希望的観測を抱いているものと思われる。現状、その乖離は非常に大きい。

文部科学省C B Tシステムが開始されているとはいえ、現状はデータベース的な役割であり、既存の教育システムの再構成と評価する段階に至るまで、どの程度の時間を要するかは全く不明である。

(2) 以上の事情から、佐世保市にて予算と人材確保が可能であるかどうかという問題はあるが、国に先行して教育DXを実現させることを政策として検討することも有益と思われる。

佐世保市の教育に関する施策について、現状不可欠ではなく、また、長期的な予算執行をしつつも効果が明確に表れない事業について、佐世保市教育DXへ移転する等検討していただきたい。

第3章 佐世保市立中学校の重大事態認定事件への対応

本包括外部監査手続進行中である令和4年12月、佐世保教育委員会が、いじめ防止対策推進法に基づく「重大事態」に認定し、調査を行っていることが判明した。同事件については、包括外部監査の対象となる期間外ではあるが、包括外部監査人は、この特殊事案につき同教育委員会の初動等の適否を検討する必要があると考え、同教育委員会に対して、同事件の探

知とその後の対応状況を照会した。これにつき、教育DX提言と無関係であるが、便宜上、以下報告する。

佐世保市からの報告によると、当該中学校内で、対象事実発生日の内に、校長、養護教諭及び保護者による保護、治療着手及び一定範囲での情報共有を行い、さらに、4日後に全校集会実施、関係者への対応を行っていた。他方、教育委員会は、対象事実発生日の内に、当該中学校からの事案発生の報告を受け、4日後に重大事態の協議開始、その2日後に臨時教育委員会にて重大事態発生認定、市長への報告を行っている。同日、対象中学校主体で対策委員会が組織されるにあたり、外部の第三者を入れる等決定したとのことである。なお、同報告では、今後の対応につき説明もあったが、本件については慎重に対応すべき事案であり、詳細を公表することは不適切であると判断したことから割愛する。

【評価】

当該中学校による把握、佐世保市教育委員会への報告と同教育委員会からの当該中学校への指示は、対象事実発生日に全て行われており、迅速な対処と評価できる。他方で、要保護性の高い中学生に関する事案であることから、慎重な対処を要するところ、この点でも当該事実発生直後における対応は手続面で適切と評価できる。引き続き、被害生徒への手当とその他必要な対処に努めていただきたい。

なお、「第5部 佐世保市立中学校の往査」の「第6章 生徒の意見の把握」の意見(1)(330ページ以下)、及び、第6部第2章の教育DXについても、本件重大事態の予防、対応に資すると思われるので検討していただきたい。

第7部

総括

第1章 全体的な評価・意見

1 佐世保市の市立中学校の財政について

財政については、過去5年間の佐世保市教育委員会の予算について資料提供を受け、特に令和3年度の予算について、一部詳細の確認等を行なった。また、各中学校における就学援助費やPTA会費及び部費管理等の確認を行った。

既存の予算執行や就学援助費等管理について、法令に明確に違反するようなものは見当たらず、また、就学援助費等の管理についても不適切であることは無く、これらは評価できる。他方、佐世保市の財政が従来より厳しい上に、その好転が容易に見込めないことを考慮すると、その実現につき模索が続いている教育DXに活路を見出すことも考えられるところである。予算については、その配分にあたり、教育DXの立上げや予算の移行を検討していただきたい。

2 佐世保市の市立中学校の事務について

事務については、校舎施設や金銭及び学校備品管理、校則問題、部活動運営、教育委員会と中学校の組織概要、生徒の事故、4校の中学校の実際の運営について資料提供を受け、また、中学校往査を行った。

校則問題を中心に、佐世保市では、比較的、従来の伝統、習慣、制度の維持に置かれているようである。そのこと自体、裁量の範囲内であると思われるが、他方で、校則問題にて述べたとおり、必要性に疑義がある、教育目的との関連性不明、事実上形骸化等再検討を要すると思われる部分もあった。

3 財政と事務全体を通じて

将来における厳しい財政状況、改善が進まない教職員の著しい労務負担問題、非常に多様な意見と不満を抱えている生徒への対応という問題は、従来の教育方式を前提として、予算増額、人員増強等により、少人数学級の達成、教育環境の向上を図り続けるという手法では限界があると思われる。日本国憲法下における地方自治制度の歴史は、常に国の政策の後塵を押し従うに限らず、環境問題等にて明らかであるが、国の立法措置よりも先んじて条例を制定し、住民の生活を向上させる政策を達成し続けたという実績が存在する。現在、オンライン動画共有プラットフォームに多数アップロードされている私人による授業アーカイブ動画は、動画や画像の差し込み、解説している教師の板書につき早送り編集を施す等して、時間の短縮、効率化を達成しており、また、生徒の理解に資する工夫を多数凝らしていることが容易に分かるものがある。従来の教育方式を継続するとしても、教育D Xにつながる授業アーカイブ動画の作成は、補助教材等にて利用できる場所であり、また、作成に要する費用はI C T技術の飛躍的進化により相応に抑制することも期待できる。佐世保市の財政、教員の負担及び生徒のニーズに応えるため、教育D Xについては熟慮していただきたい。包括外部監査人としては、令和2年度の包括外部監査の結果、佐世保市にて、民間よりも高度のI C T設備を佐世保市庁と支部設備に配備し、セキュリティと事務処理用アプリケーションを準備していたという評価について、教育分野に波及させることを期待する。

第2章 意見及び評価等

佐世保市の市立中学校の財政及び事務執行につき、法令、大綱等内規及びこれらに準ずる校則等を調査し、過去の事例、事務処理の現状について確認した結果

12件の評価、48件の意見、3件の指摘

を呈示した。

本件の監査を通じて、佐世保市教育委員会及び各中学校にて、佐世保市立中学校の生徒の教育水準維持及び向上のため、適切な支出の努力を垣間見えたところであるが、さらなる適正化のため、本報告書の結果を役立てていただければ幸甚である。

【参考資料】

往査先中学校（清水、江迎、広田、宇久）の生徒
心得・生活心得

令和3年度 清水中学校生徒心得

服装

(男子)

冬期 上・下…標準マーク付き黒学生服。長袖白カッターシャツを着用する。
※襟にカラーのないタイプの学生服着用も認めています。

夏期 上…半袖開襟シャツ(校章入り)。
下…冬期に同じ。

移行期 6月、10月の2回とし、詳細については適宜指示する。

※下着のシャツは白のみとする。

※ズボンはノータックまたはワンタックのみとする。

※ベルトは黒、紺、茶の無地とし、金具の飾りや網目状の物は不可



(女子)

冬期

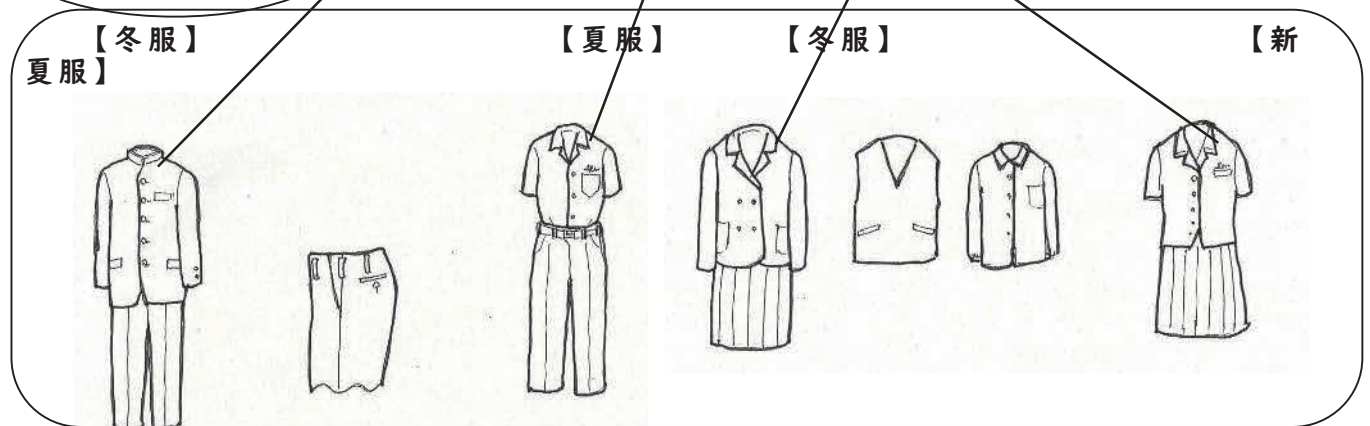
- ブラウス 長袖白カッターシャツ。(丸襟) ○ベスト えりはV字・U字型。
- ボックス テーラーカラー、ダブルボタン。
- スカート ひだスカート、サスペンダースカートとする。長さは膝が隠れる程度とする。

夏期 ブラウス 半袖開襟シャツ(校章入り)。

移行期 男子に準ずる。※下着のシャツは白もしくはベージュとする。

※令和2年度より夏服リニューアル! 下記の例を参照

名札 冬期はポケットのふちに、まっすぐ縫い付ける



靴下

白を基調としたスポーツメーカーの靴下もしくは小さいワンポイントの靴下のみする。色付きやラインなどは不可とする。いずれもくるぶしが完全に隠れるものとする。

冬期、女子のストッキングやタイツは黒色もしくはベージュとする。ラインは不可。

通学靴

白地を基本とし、体育の授業や校外での活動における使用に適するものとする。

上履き

学校指定のもの(入学年度別に色を指定する)を履く。記名をする。

※令和3年度 1年生:緑色 2年生:青色 3年生:黄色

体育館シューズ

学校指定のもの(袋は各自準備する)を履く。色は青・赤から選択。

名札

規定のものを正しく付ける。 ※冬服:縫いつけ 夏服・合服:縫いつけまたはピン留め可

防寒着

ブラウス、カッターシャツの上に着込むトレーナー・カーディガン・セーターは、白・黒・グレー・紺・ベージュの無地、模様はワンポイントまでとし、襟はV型・U型・ボート型・丸首とする。 ※タートルネック・フード付は禁止

手袋・マフラー

冬の通学時のみ用いる。(ジャンパー、オーバー・コート類は通学時には使用しない。)

ネックウォーマーも可とする。

通学鞆

1日の準備物が入る大きさのもので、機能性・安全性を考え、リュック式とする。

(色の指定はなし。ワンショルダーバッグは認めない。)

※布袋・トートバック等はサブバックとして認める。

ジャージ 昼休み中にジャージ(夏季は体操服)に着替える。

頭髪その他

頭髪は清潔で、学習時、体育時にさしつかえない髪型とする。脱色・染色・パーマ等は認めない。整髪料香料等の使用も一切認めない。

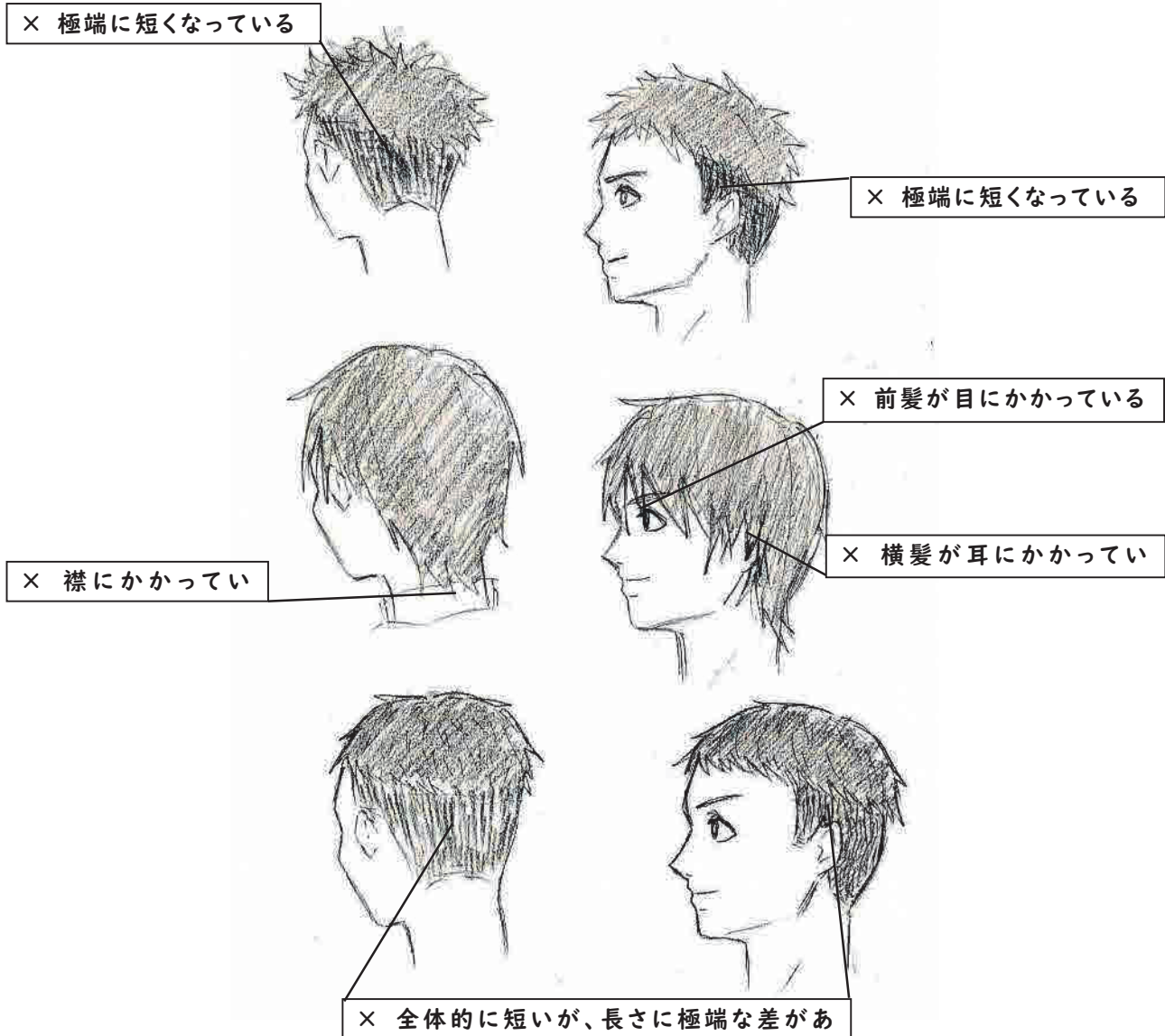
1 男子

次の事項を厳守するものとする。

- ① 前髪は目に、横髪は耳に、後髪は襟にかからない程度とする。
- ② もみあげは、髪の長さに合わせて切る。(もみあげだけ長くならないようにする)
- ③ ツーブロックなど奇抜な髪型にはしない。(一部分を極端に短くする等。)

【上記の①～③を満たさない髪型の

例】



2 女子

○前髪は目にかからない程度とする。それ以上になったら切るかヘアピンでとめる。

※ヘアピンの色は黒・紺・茶・金属色とする。ピンの数は必要最小限とする。

※髪を襟付け線より長くする場合は、束ねたり三つ組みにしたりする。 ゴムの色は黒・紺・茶とする。

※ルーズな結び方をしない。頭の形に沿わせてしっかり結ぶ。

※耳たぶより下で結ぶ。

生活について

1 登校・下校

- 8時00分には生徒下足室を通り、8時10分には朝自習（朝読書）を開始する。
- 規定された校門（正門・北門・南門）以外からの出入りを禁止する。
- 傘は集中下足室にある自分の学級と出席番号に当てはまる傘立ての場所に保管する。
- 下校時刻は16時30分を原則とする。ただし、残留の必要のあるときは係の先生の許可を受ける。部活動に関しては部活動規則に準じる。
- 登下校中の買い食いは禁止する。
- バス通学・自転車通学は原則として禁止する。
- 部活動に参加したら、ジャージ（体操服）での下校を認める。部活動に参加しない場合は制服に着替えて下校する。

2 諸願届

- 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引等をする場合は、必ずそのことを保護者から学校に届け出る。
電話で当日午前8時00分までに届け出る。

3 学習

- 休み時間は次の時間の準備をし、1分前までに着席する。
- 教室内は、常に清潔にし、気持ちよく学習が行えるようにする。
（特に黒板は学級の顔ともいべき大切なものです。黒板の溝も含め、常にきれいにさせておきたいものです。）
- 自習・朝読書（8時25分まで）の時間は、係生徒の指示に従う。
- 図書館を大いに活用する。
- 教科書の貸し借りは、絶対にしない。
- 授業の構え（あいさつ・礼法・約束事）をどの教科でも大切にする。

4 校内

- ジャージ（夏季体操服）に昼休み中に着替える。午前中に授業で更衣を行った場合は、そのままジャージ（夏季体操服）で授業に参加する。1時間目に更衣が必要な授業がある場合は、8時までに必ず着替える。風雨によって更衣が必要な場合には、先生方から許可があり次第着替えるようにする。
- 他学級、他学年の教室へは立ち入らない。
- 校舎内のトイレの場所は、原則的に各学年、下の場所を利用する。
（1年生：3Fトイレ 2年生：1Fトイレ 3年生：2Fトイレ）
- 昼食後13時00分までは教室を出ない。
- 化粧や眉、爪の加工はしない。また、ピアスは禁止する。
- 薬用リップは許可をするが色つきのものにしない。
- 金品及び貴重品はなるべく持ってこないようにする。ただし、学習用具などの購入のため持ってきた場合は朝の学活時に担任に預ける。
- 学習に不必要なものの校内への持ち込みを禁止する。

5 校外生活

- 学校へ用事で出向くときは、必ず制服かジャージを着用する。
- 校区外への外出は、制服が望ましい。身分証明書を携帯すること。
- 外出の際は、行き先・同行者・帰宅時間などを保護者に伝える。
- 外出時間は原則として冬季は午後6:00まで、夏季は午後7:00までとする。

- ゲームセンター・コーナーは立ち入り禁止とし、インターネットカフェ・カラオケボックスおよびボーリングは保護者同伴とする。
- 飲食店への出入りは保護者同伴を原則とする。
- 校内への携帯電話の持ち込みは禁止する。

生徒心得

佐世保市立江迎中学校

《学習について》

- 1 授業の始めと終わり
 - ・授業開始2分前には着席。授業の準備をし、静かに先生を待つ。
- 2 連絡
 - ・翌日の連絡は前日の昼休みまでに完了しておき、帰りの会の時に伝える。
 - ・始業時間を5分経過しても先生が来られないときは係が指示を受けに行く。
 - ・授業の見学や欠課がある場合は、担任の先生と教科の先生両方に連絡を入れる。
- 3 座席
 - ・座席は勝手に移動しない。
- 4 テスト
 - ・机の中、横の荷物は全て棚に片付け、机上は筆記用具のみとする。
- 5 学習用具
 - ・教科書類の置き帰りを許可するが、必要に応じて持ち帰り学習を行うこと。

《校内生活について》

- 1 登下校・外出
 - 【共通】
 - ・指定通学路を通して通学すること。
 - ・8時10分までに教室に入り、朝読書（自習）ができるようにする。
 - ・登下校は原則徒歩とする。自家用車での登下校は控える。
 - ※事故防止のため高岩駅付近での車の乗降はしない。けが等で校内に入る場合は担任に許可を得る。
 - ※自家用車を利用する場合には、江迎川入口からテニスコートを通り、武道館前の駐車場で乗り降りし、校門から出る。（一方通行の厳守）
 - ・登下校は制服とする。ただし、部活動をしている生徒は下校時のみ学校指定または部活動でそろえたジャージでもよい。休日の登校のときも制服かジャージとする。また、部で統一された練習着での登下校も可能である。
 - ・登校後から下校までの間、勝手に校外に出ることはできない。特別な事情がある場合は担任の先生に相談すること。
 - ・登下校中買い食いや、寄り道をしない。
 - ・欠席、遅刻の届け出は8時までに保護者が連絡を入れるようにする。
 - ・早退をした場合、家についたらすぐに学校に帰宅の連絡を入れること。
 - 【自転車通学】
 - ・自転車通学が認められる距離は、4km以上（めやすは志戸氏・上屋敷以上、栗越、簸尾、深川、根引、梶ノ村、地区）とする。自転車通学を希望する人は届け出用紙に必要事項を記入の上申請すること。
 - ・自転車通学時は、必ずヘルメットを着用し、交通ルールを守り、安全運転に心がけること。
 - 【バス・MR通学】
 - ・バス・MR通学は4km（末橋、奥川内、志戸氏）以上とする。バス・MR通学を行う場合は担任に連絡をすること。
 - ・公衆道徳を守り、安全には十分注意すること。特に、高岩バス停付近での過ごし方や乗車マナーに注意すること。
- 2 休み時間
 - ・他のクラスには入らない。用がないのに他学年の廊下に行かない。
 - ・授業間の休み時間は次時の準備の時間であることを自覚する。
 - ・昼休みの体育館使用は原則として禁止する。
 - ・トイレの使用箇所は下記のとおりとし、それ以外の箇所は原則、使用しない。
 - 3年・・・2階 2年・・・3階 1年・・・1階
 - ・多目的トイレは、許可された生徒のみの使用とする。（支援学級生徒の使用は考慮する。）
- 3 着替えについて
 - ・午前中に保体の授業があるときには朝登校したら体操服かジャージに着替える。
 - ・掃除時間は体操服かジャージで行うため、昼休みに着替える。また、午後に保体の授業がある場合も昼休みに着替える。授業の内容や教師の指示により体操服やジャージもある。
 - ※更衣をする場所・・・（男子）教室 （2年女子）特別活動室 （1、3年女子）被服室
 - ・テストの時は、テストが終わってから更衣を行う。
- 4 服装
 - 【男子】
 - ・標準学生服を着用すること。
 - ・ズボンの丈は、裾が床につかないようにすること。
 - ・学生服の下に白のカッターシャツを着用すること（スタンダード型）。
 - ・必ずベルトを着用し、無地の色は黒、紺、こげ茶色などのズボンに合った色とする。
 - 【女子】
 - ・学校指定の制服を着用すること。
 - ・白のカッターシャツを着用し、棒タイを結ぶこと。
 - ・スカートの丈は膝が隠れる程度とする。

【共通】

- ・名札は左胸に正しくつけること。
- ・上衣の下着は白色無地のものを着用し、マークのついたものや色物、柄物は着用しない。また、カッターシャツの下に体操服を着用しないこと。
- ・冬の防寒着としてセーターやトレーナーを認める。色は黒、紺、白、グレー、茶色などの派手でないものとする。袖や裾が制服からはみ出ないように着用すること。
- ・夏季は白の半袖開襟シャツ、もしくは半袖カッターシャツとする。
- ・マフラー、ネックウォーマー、手袋の使用を認める。ただし、華美でないものとする。また、校舎内での着用は認めない。

5 帽子

- ・屋外での行事では帽子を着用すること。

6 靴下

- ・男女とも無地白色のソックスを着用する。ラインやメッシュ、ルーズソックスは不可。※くるぶしは完全に隠す。また、折り曲げは禁止する。

7 履き物

【上履き】

- ・指定された学年色のものをはき、かかどに姓を漢字ではっきりと書くこと。

【通学シューズ】

- ・白地白ラインのひも靴・体育の授業で使用できるもの、メーカーの指定はない。
- ・かかどに姓を漢字ではっきりと書くこと。

【体育館シューズ】

- ・学校指定の体育館シューズを使用し、かかどに姓を漢字ではっきり書くこと。
- ・シューズ入れを使用すること。

8 カバン・補助バッグ

【カバン】

- ・学校指定のカバン(2WAY)とする。
※教科書類を鞆に入れること。鞆に入らない物を補助バッグに入れる。
- ・ワッペン、シール、マスコットなどの飾りをつけない。落書きなどもしないこと。

【補助バッグ】

- ・学校指定のものを使用すること。
- ・特別な理由があってその他のバッグ類を持参する場合は、担任の先生に申し出ること。部活動の道具類を入れるバッグは必要があれば持参してよい。

9 髪型

【男子】

- ・清潔な髪型で、前髪は眉をこえない、横髪は耳にかからない、襟足を伸ばさないこと。
- ・びんは耳の中央くらいの長さとする。
- ・特殊な髪型にしないこと。

【女子】

- ・清潔な髪型で、肩にかかったらヘアゴムで1つ結びにする。
- ・1つ結びで支障がある者は、先生に許可をとり2つ結びにしてもよい。
- ・ゴムの色は黒、茶、紺の華美でないものとする。
- ・ピンは髪を結んだ際に落ちてくるところだけ使用可とする。
- ・ピンの個数は2個までとする。
- ・ピンで前髪はとめない。
- ・前髪は眉をこえない長さに切ること。
- ・ピンの種類は、アメリカンピン(黒)のみとする。
- ・ゴムの種類で、シュシュや飾りがついているものは禁止。
- ・結び方は、耳より後ろ、かつ、真後ろで結ぶこと。編み込みは認めない。
- ・特殊な髪型にしないこと。

【共通】

- ・ドライヤーやアイロン等を使って特殊な髪形にしない。
- ・パーマ、脱色、染色、整髪料や香水をつけたりしないこと。
- ・眉毛を剃ったり抜いたりして細くしないこと。

10 所持品について

- ・学習に必要なものを持ってこないこと。携帯電話の持ち込みも禁止。
- ・持ち物には全てに記名する。(バッグは内側、シューズはかかと)
- ・必要があって貴重品を持ってきた場合には朝から担任の先生に預けること。
- ・友人間における金銭・物品の貸し借りや売り買いをしないこと。
- ・他人のものを無断で使用しないこと。
- ・金品がなくなったり、紛失した場合にはすみやかに担任の先生に申し出ること。
- ・冬季のみ使い捨てカイロの持参を認める。ただし、ゴミ箱に捨てず必ず持ち帰ること。又、授業中に扱わない。休み時間を含め、放置したり、外に出さないこと。違反した場合は禁止する。
- ・制汗シートに関しては、無香料のものを、更衣室と教室のみで使用できる。ただし、次のことを注意する。①他の生徒との貸し借り禁止。②ごみは各自持ち帰り、自宅で処分。③授業中や短学活、朝読書、給食、掃除の時間は使用禁止。

11 その他

- ・屋上やベランダには出ないこと。
- ・エレベータは原則として使用しない。
- ・緊急時以外は消火器、消火栓、非常ボタンに触れないこと。
- ・施設設備を破損した場合は、直ちに連絡すること。不注意等により破損した場合は自己負担とする。
- ・学級配布の備品(磁石やマジック)や掲示物は大切に扱うこと。
- ・危険と思われる場所には近づかないこと。
- ・通学証明書、生徒旅客運賃割引証などの諸証明は、学級担任を通じて申し込むこと。
- ・職員室は入室禁止・先生を呼んでから用件を伝える。
- ・職員室で部室や特別教室等の鍵を借りたり、返したりする際は、記録簿に氏名・時間を記名すること。ただし、掃除のときは口頭で許可を得るだけで良い。
- ・掃除は無言で行う。また、掃除開始時は放送に合わせ、整列、またはその場に立ち止り、黙想をする。
- ・給食準備は無言で整然と行う。
- ・シューズを忘れた場合は、学年職員の許可を得て、スリッパを借りることができる。その日の帰りには必ず返却をする。
- ・名札を忘れた場合は、学年職員に申し出て、貸出用の名札をつけること。
- ・扇風機やエアコン、加湿器は先生方の指示によって使用すること。
- ・展示ロビーに手荷物を置くときには、きちんと整理しておくこと。荷物の取り違えに注意すること。
- ・貸し傘については、名簿に記入のうえ許可する。借りた傘は、すぐに返却する。

《校外生活について》

- ・原則として外出時間は次の時刻までとする。
4～9月 午後7時まで
10～3月 午後6時まで ※ 長期休業中の時刻については別に定める
- ・親戚の家をのぞき、外泊は保護者同伴とする。
- ・遊技場(ボーリング場、ビリヤード場、カラオケボックス、インターネットカフェやゲームセンター等)への出入りは保護者同伴とする。
- ・映画館、飲食店への出入りは保護者の了解を得ること。

《保健室の利用について》

保健室は学校の保健センターとして、健康診断、身体測定、健康相談、救急処置、保健学習などに活用する。体に関する事、心の悩み、何でも気軽に相談できる。

- ・保健室に来るときは担任の先生または教科担任の先生に来室カードに記入してもらう。
- ・病気、けがなどで保健室を利用するときは保体部に連絡し、付き添いが必要な場合は、原則として、保体部1名のみとする。
- ・ベッドの利用は短時間とし、回復の見込みがある場合か、家庭からの迎えが来るまでの間に限る。
- ・保健室で手当を受けたとき、生徒は家の人に必ず連絡をする。
- ・保健室に誰もいない時は、勝手に入らない。勝手に薬を使用したり、ベッドで休んだりしない。

※「生徒心得」について、特別な事情があり配慮が必要な場合は担任の先生に相談してください。

私たちの生活心得

佐世保市立広田中学校

1 学校生活

- ① 8時05分までに校門を通過し、8時10分までに教室の席に着席し、読書を開始する。
※提出物なども完了させる。
- ② 登校後は無断で学校外へ出ないようにする。
- ③ 欠席、遅刻、早退の時は、保護者に必ず連絡をしてもらおう。

2 身なり (細則は別々に定める。)

- ① 広田中学校の生徒として、中学生らしい身なりに心がける。
 - ・スボンやジャージの裾などを故意に破ったりしないこと。
 - ・スボンをおろしたり (腰パン)、スカートは膝が隠れるものとし、腰で巻き込んだり、短くしたりしてはならない。
 - ・男子のベルトは、紺・黒・茶色で装飾がないものとする。必要以上に穴が空いているベルトは、装飾と見なし不可とする。
 - ・上履きや通学靴のかかとを踏みつけない。
 - ・袖のゴムはとったり、糸を切ったりしてはいけない。
 - ・平成28年度以降の入学生は新デザインのジャージ・体操服を着用する。それ以前のデザインのジャージ体操服は学校活動中は着用しない。
 - ・肌着の色は白で胸のワンポイントまで認める。カットソーシャツの襟よりはみ出すハイネックのアンダーシャツは着用しない (特に冬場)。体操服を肌着として着てはいけない。
- ② 髪型について
 - ・自然な髪型で、目にかからないこと。女子で、前髪が目にかかるときは、黒・紺、茶で飾りのないヘアピンでとめること。パツチン止めや極端に幅のあるヘアピンは禁止。
 - ・整髪料は使用禁止。
 - ・パーマ、ヘアアイロンでの整髪、脱色、染色、そり込みは禁止する。眉については剃る・抜くなど手を加えてはいけない。
 - ・女子の後ろ髪は、えり付け線までとする。それを越える場合は、黒・紺・茶のゴムで結ぶ(リボン禁止)。ただし、耳よりあまり高い位置では結ばない。

③ 衣替えについて

	冬服	中間服	夏服	衣替えのめやす
男子	学生服	長袖カットソー	半袖	4月～ 冬服 5月中旬～ 中間服 6月～ 夏服
女子	学生服	ベスト	半袖	9月下旬～ 中間服 10月～ 冬服

※衣替えは気候にあわせて変更することもある。

- ④ ジャージ・防寒着・防寒具について
 - ・冬服の移行期間からジャージ、防寒着、防寒具の着用を認める。

- ※ただし、エアコン使用時はそれぞれが考えて調節すること。(教室内)
- ・防寒着は黒・紺の無地 (ライン入りは不可) のセーター・カーディガンとし、制服の下に着用すること。女子はVネック (ネクタイが見えないように) とする。
- ・防寒着は制服からはみ出る着用をしないこと。(袖や裾、首もと)
- ・学校ジャージ、部活動のジャージ、ウィンドブレーカーは防寒着として認めない。
- ・男子は、カットソーシャツを着た上で、防寒着を着ること。
- ・防寒具は派手にならないようにすること。(色は黒・紺を基調としたものが好ましい)
- ・手袋、マフラーを着用する場合は、玄関で外すようにする。
- ・ストッキングの着用は、ベージュ・黒色の単色・模様や装飾が無いものに限り認める。
- ・カイロは見えないように使用すること。(名前の記入をする)

⑤ 通学靴について

- ⑤ 通学靴とする (ライン入りの場合はラインも白色でひも靴)。タンのタグ以外は全体が白であること。
- ⑥ 靴下は白色でワンポイント (ポイントの色は黒) まで可。ライン入り不可。ルーズソックス、ふくらはぎがかくれるハイソックス、足首が隠れないソックスは禁止。足首付近でたるませず、または曲げず、きちんと伸ばして履くようにする。
- 長さに関してのめやすはくるぶしの一番高い位置から指3本分高い位置まで上げること。

3 所持品

- ① 所持品には必ず記名する。
- ② 身分証明書所持し、提示できるようにしておく。
- ③ 貴重品、その他の必要以外の金銭は持たない。
やむを得ず持ってきた場合は、必ず朝のうちに担任に預ける。
- ④ 携帯電話や漫画本等ブリクラ (筆箱や下敷きなどの学用品に貼ることも禁止)、学習に必要なもの以外は、絶対に持たない。
- ⑤ 刃物 (ナイフ類・カッターナイフ) 等の危険物は学校には持たない。
- ⑥ 水筒について
 - 持ってきてよいが、他人とのやりとりをしない。(中身はお茶のみ) ペットボトルは禁止とする。
- ⑦ バッグはリュック式のものとする。(紙袋やビニールバッグ、ポシェット、ウエストポーチのような小さいもの、肩掛けバッグなどは認めない。) キーホルダー類はメインバッグと補助バッグ合わせて2個までとする。必要以上に大きな物は認めない。
- ⑧ リュックに入らない場合のみ、補助バッグとして肩掛けカバン、手提げを許可する。ただし、紙袋やビニールバッグは認めない。
- ⑨ 体育館シューズは、各自シューズ袋を用意し、その中に入れてロッカーにきちんとしまうこと。

4 通学

- ① 通学は徒歩を原則とする。
※ケガなどで車で登校する場合は連絡を入れること。
- ② 通学路は決められた道を通行して、家の人にも連絡しておく。
- ③ 買い食いや寄り道はしない。
- ④ 自転車通学は禁止する。

5 休み時間

- ① 休み時間は授業の準備をしたり、教室移動をしたりする。
- ② 室内での生活は静かにし、人の迷惑にならないようにする。
- ③ ベランダへの出入りは原則として禁止する。

- ④ 中庭へはシューズで出ないようにする

※R4年度より屋休みに調理室側の中庭を開放する。ただし、ボール遊びや鬼ごっこなどは行わない。

※小中学生の憩いの場となるように活用する。

- ⑤ 家庭科室側の中庭を今年度より開放する。

小中の憩いの場として活用し、ボールなどの使用はしない。必ず外履きに履き替えること。

6 屋食時間

- ① 全員そろってから食べ始め、13:05で挨拶、13:10までは教室から出ない。
(A・B・テスト日課 13:05-13:10 C日課 12:45-12:50)
- ② 自分の教室で礼儀正しく食べる。
- ③ 給食と牛乳ケースの返却は13:15~13:25 (C日課 12:55~13:05) で行う。

7 清掃・美化

- ① 上下ジャージ又は体操服・短パンに着替える。(ジャージの場合は一番上がジャージになればよい)
- ② 決められた清掃場所を協力してきれいにする。
- ③ ゴミ回収は学年の担当が掃除開始後すぐに行う。
- ④ 清掃用具を大切に使う。

8 放課後

- ① 学活終了時刻 平日は16時20分
部活動終了後は決められた完全下校時刻までに校門を通過すること。
※完全下校時刻は季節・月によって違うので確認をすること。
- ② 教室を使用する場合は、担任の先生に届け出る。

- ③ 自分の教室以外には勝手に立ち入らない。

9 届け出

- ① アルバイト (新聞配達) をするとき。(担任へ)
- ② 住所変更又は家族構成に変更があった場合。(担任へ)

10 外出

- ① 中学生らしい服装をする。身分証明書は所持し提示できるようにしておく。(紛失した場合は担任へ)
- ② 友人宅での外泊は絶対しない。
- ③ 外出時間は次の通り。
夏(4月から10月)は19時までには帰宅する。
冬(11月から3月)は18時までには帰宅する。
- ④ カラオケボックスは生徒だけでいいかない。(保護者同伴とする。)
- ⑤ ゲームセンターには立ち入らない。

- ⑥ 登山、キャンプ、つりは保護者又はそれに準ずる成人者同伴でなければならない。

11 その他

最近、携帯電話、スマホ (特にLINEなどのSNS関係) に関するトラブルが増える傾向にある。校内への持ち込みは禁止されているが、持っている生徒は使い方を保護者と十分話し合った上で使用すること。(例、時間帯、メール、インターネット等)

12 身なりについて (細則)

<清掃時の更衣について>

- ① 清掃時の服装に更衣を済ませておく。(履休みの更衣が望ましい)

※登校後更衣を済ませてよい。

- ② 下校時は部活動がない生徒は制服に着替えて下校する。

- ・部活動に所属していない生徒、部活動に参加しない生徒は部りの会後、制服に着替えて下校する。
- ・生徒集会等、第一の集合は1校時が体育など更衣が必要な場合を除いて制服で参加する。
- ・午後から集会や運動会等がある場合は原則制服で清掃する。対応が変わる場合は担任より連絡をする。
- ・その他学年単位で掃除を制服で行うときは、学年の中で統一して動くこと。

<清掃時の服装>

- ① 【中間移行後～夏夏期間】(だいたい5月～9月下旬まで)

・屋休みに体操服、クォーターパンツに着替える(ジャージ着用可の時期はその上にジャージも可)
※夏場にエアコンを使用するため、寒い場合は各自調節すること。ただし、教室以外では体操服、クォーターパンツとする。

- ② 【冬服完全移行後～中間移行まで】(だいたい10月～4月まで)

・一番上にジャージ上下を着用する。または、体操服、クォーターパンツも可。
・下のジャージの中に制服のスポンをはかない。

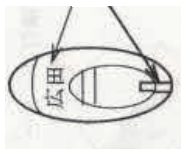
・ジャージの下に防寒着を着ても良いが、ジャージから防寒着がでないように着こなすこと。

※夏服への移行期間からは基本的にジャージ着用不可とする。

<名札の付け方>

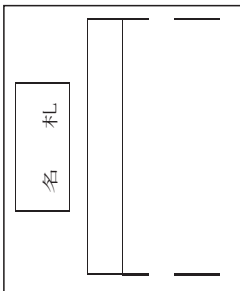
- ・糸の色は名札の色および白、黒、紺色とする。
- ・夏服については、縫い付けかマジックテープ・安全ピンでも良い。
- ・冬服は縫い付ける。

<シユーズの記名>

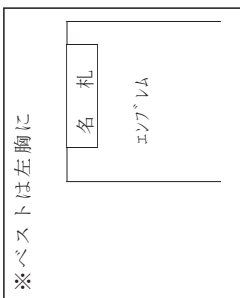


ここに漢字で書く

男子：学生服の胸ポケットの上に縫い付ける。



女子：ブレザーは胸ポケットのエンブレムの上に縫い付ける。



<男子標準髪型>



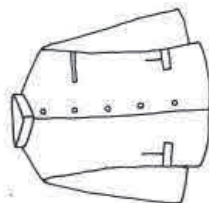
- (1) 前髪 自然な形で目にかからない。
- (2) 後髪 えり付け線までとする。
- (3) 横 耳にかからない。
- (4) ソープロックやソフトモヒカン 極端な刈り込みを入れるなどの特殊な髪型は禁止する。
- (5) 男女とも、眉は、剃ったり・抜いたりなど手を加えてはいけない。
- (6) 整髪料の使用は禁止する。



<女子標準髪型>

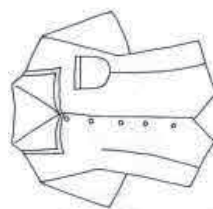


- (1) 前髪 ①自然な形で目にかからない。 ②へアピンでとめる。(黒、紺、茶で飾りなし) ※パッチン止め、極端に幅のあるへアピンは禁止。
- (2) 後髪 ①えり付け線までとする。 ②えり付け線をこえる場合。
 - ・ 黒、紺、茶のゴムで耳の線より下で結ぶ。(リボン禁止)

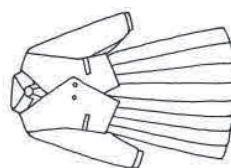


<男子の学生服>

- ・型 …紺色のつめえり学生服。
- ・生地…紺色のストライプサージ。
- ・えり…万年カララウンド型。
- ・日被車マーク付き。
- ・洗濯機でまる洗いができる。



<女子の学生服>



<夏>
半袖、白のオーバーブラウス

<冬>
長袖、白カッター、ベスト・ブレザー・ネクタイ着用
ストッキングの着用は可 (ベージュ、黒)

<春・秋>
長袖、白カッター
ベスト・ネクタイ着用

この生徒心得は、学校生活についての基本的な考え方を示したものです。その実践について、学級会や生徒会を通して、自らの力で積極的に取り組みましょう。

1 登下校

- 交通ルールを守り、通常の道路を通過して登校する。
- 横断歩道を通る際には、とくに事故に遭わないように注意する。

2 服装・頭髪 —中学生として、端正で清楚な服装を心がける—

(1) 制服について

- 夏服・中間服・冬服の基本的な組み合わせは次の通りとする。

	男子	女子
夏服	上 半袖カッターシャツ 下 学生ズボン	上 半袖ブラウス 下 スカート
中間服	上 長袖カッターシャツ 下 学生ズボン	上 長袖ブラウス、ベスト 下 スカート
冬服	上 学生服 下 学生ズボン	上 ベスト、ボックスコート 下 スカート

※ 女子のスカートの丈は膝がすべて隠れる長さ。中間服・冬服は棒タイ(リボン)をつける。

- 衣替えについては、気候に応じて移行期間を設け、その都度連絡する。
 - 校内での服装は制服または体操服を原則とする。
- (2) ソックスは男女ともソックスは白色とし、くるぶし全体が隠れるものを着用する。
- (3) 男子のベルトの色は、黒・紺・茶とする。
- (4) 通学および授業で使用する靴は、指定された運動靴とする。(※色の選択は自由)
- (5) 頭髪規定

男女とも中学生らしい清潔な髪型で、下記を申し合わせ事項とする。

- 〈男子〉
 - ・後ろ髪は、襟にかからない程度の長さとする。
 - ・段差がつくような刈り上げは行わない。
- 〈女子〉
 - ・後ろ髪が肩にかかる場合には、ゴム(黒・紺・茶)で結ぶ。
- 〈共通〉
 - ・前髪は眉までとする。
 - ・染色・脱色・パーマ・カール・剃り込み・整髪料など、必要以上に手を加えない。

- (6) 眉毛を剃ったり抜いたりしない。
- (7) 厳冬時には、マフラー・手袋・コート等を着用してよい。ただし、着脱は生徒玄関で行う。女子はタイトの着用も認める(色は黒またはベージュ)

3 所持品

- (1) 所持品には必ず記名する。
- (2) 学習に不要なものは持ってこない。貴重品は必ず担任の先生に預ける。
- (3) カバンは、派手でないものを使用する。
- (4) 配付されている端末は学校からの貸し出しのため、大切に扱う。

4 礼儀

- (1) 気持ちの良いワンストップあいさつを心がける。
- (2) 大きな声で返事をする。
- (3) 正しく美しい言葉遣いをするよう心がける。

5 携帯電話やスマートフォンなどの通信機器について

- (1) 学校への持ち込みは禁止とする。休日の部活動についても禁止。
- (2) 家庭でのルールをしっかりと守り、夜9時以降の使用は控えること。

6 その他

- (1) 自転車に乗る場合は、ヘルメットをかぶり、安全に心がける。
- (2) 食べ歩きをしない。また、登下校時の買い食いは禁止。
- (3) 釣りは複数で行うものとする。シュノーケリングなど、海に潜る際には保護者同伴とする。